

平成20年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成20年9月22日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

山崎りょうじ	神谷ひさ子	川合 正彦	永田 起也
村上 直規	三浦 康司	高橋 憲二	嶋崎 康治

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	近藤 鈴俊	総 務 課 長	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 管 理 者	清水 雅美	監査委員事務局長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	蟹江 芳和
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第57号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
議案第58号	知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	〃
議案第59号	知立市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正 する条例	〃
議案第66号	知立市公民館条例の一部を改正する条例	〃
議案第68号	知立市文化会館の指定管理者の指定について	〃
議案第69号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
認定第1号	平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	平成19年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第11号	学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第66号、議案第68号、議案第69号、認定第1号、認定第4号、陳情第11号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第57号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決します。

議案第57号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第57号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号について、挙手により採決します。

議案第58号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第58号 知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号 知立市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号について、挙手により採決します。

議案第59号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第59号 知立市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第66号 知立市公民館条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第66号についてお尋ねしたいと思います。

この条例は、本会議でもかなり深められたわけですが、中央公民館のリニューアル工事に伴って茶室を廃止するという。そのかわり小

会議室を設置するという。並びに2階の円卓を広げるとということから料金徴収の表を変えると。並びに老人婦人研修室を命名を変更すると、こういう内容であります。

私、最初にお伺いしておきたいのは、もともと中央公民館というのは、るるの議論があり、生涯学習センターという形で、もっともっと市民の皆さんに活用していただこうじゃないかというところが市民合意の中身だと思うんですね。

私、そこでお伺いしたいのは、文化会館ができて、既に指定管理者等で実績を上げておられますが、文化会館ができる前とできてからの中央公民館の利用について、どのような変化があるというふうに認識されているのか、その認識について伺いたいと思います。

○生涯学習課長

公民館につきましては、これまで市ができてからずっとこの建物で使ってきたわけでございますけれども、文化会館ができた以降もこの公民館の利用は大きく下がってはおりません。

以上でございます。

○高橋委員

いやいや、大きく下がっていないというそういう向きはそういうことなんですが、例えば平成19年度の主要成果報告書によりますと、中央公民館の来館者といいますか、利用者数は12万996人ということになってますね。このもうちょっと厳密に位置づけてほしいわけです。

つまり、文化会館ができることによって、文化会館の担うべき役割と、もともとあった中央公民館が負っている任務とです。当然すみ分けがあってしかるべきだというふうに思うんですね。もちろん公民館法に基づく施設と公民館法に基づかない施設違いはありますが、実際に知立市の中に同じような貸し館があるわけですし、このあたりができる前とできた後でほとんど変わりはないということなんですが、具体的にすみ分けについてどのような実態になっておるのか。また、どのように誘導していこうとしていらっしゃるのか、こ

のあたりね、ちょっと突っ込んだ見解を承りたいと思います。

また、実績についてももう少し具体的にお示しいただきたい。

○生涯学習課長

すみ分けにつきましては、指定管理者につきましては文化活動の拠点として、また、地域社会の文化向上に貢献する施設ということで文化会館は位置づけられております。文化会館としては四つのビジョンを持っておりまして、安心して利用できる施設、設備の環境を整備をする。サービスと利便性のよい貸し館をします。地域に根差した芸術創造事業の展開をしていく、大きな柱といたしますか、そして、指定管理者としての経営、体制、人づくりをしていくというのが文化会館のビジョンのものでございまして、文化会館についてはそのようなビジョン、公民館は生涯学習、講座、教養、そしてあとはいろいろと市の講座等もありますけれども、生涯学習が担うべき講座等やっています施設というふうには考えております。中央公民館はそのような考え方です。

以上です。

○高橋委員

御教授いただいてありがたいわけですが、そういう一般論を聞いているわけじゃなくてね、現実的にこの活動がこの文化会館でやるべき活動なのか、中央公民館でやるべき活動なのか、そんなことはきちっとすみ分け一つ一つね、明らかになってないわけでしょう。同じような施設が二つあるということは事実。リリオ入れれば三つあるということにもなりますよね。そういう中で、文化会館ができる前の中央公民館の役割と、できてからの役割が具体的にどういうすみ分けになっておるのか、使用の頻度はほとんど変わらないという認識だけでいいんですか。文化会館できたけども、ほとんど変わっていないということなんですか。

つまり、文化会館ができたことを通じて中央公民館の果たすべき役割はこういう点があるので、ここをもっと売っていききたいんだと。例えば講座

がふえたのかと、文化会館が向こうへ移ってからね。中央公民館のやるべき業務として講座をどんどんふやして、文化会館にはない攻めの会館利用に転じてるのかどうかということだって私は前から感じてるわけですが、そのあたりのすみ分けに伴う積極的な利用頻度の拡大という点でね、どう努力されているのか、あるいは実際にどうなのかと利用者は、このあたり聞いておるわけですが、どうですか。

○生涯学習課長

中央公民館におきましては、私ども生涯学習係で生涯学習フェスティバル、そして、地域における推進事業を展開するための事業計画を立てたり、まちづくりのための出前講座等の計画、そして、既存の今あります事業、先ほどいいました講座等積極的に進めておるわけですが、自主的にやっていた方々の講座もふえとるというふうに思っております。そして、今ある講座もさらに充実して、今ここにありますが主要成果にもありますように、そういった講座をどんどん進めていきたいというふうには思っています。

○高橋委員

いまひとつはっきりしないんですが、具体的に聞きますがね、今度の条例改正で、第11条関連の別表1の備考欄の1が削除されました。

つまり、どういうことが述べられているかというと、知立市教育委員会、知立市社会教育団体及び知立市関係団体以外の者が主催して使用する場合は上記利用料の2倍とすると。つまり、社会教育的団体でないものは、この料金の倍取りますよということで、そこで堰をつくったんですよね。堰をつくって社会教育団体はこっちらっしやいと、そうでない人は2倍取るから文化会館なりどこかで使ってもらった方がよしいじゃないですかということハードルを高くしてやっておられたんでしょう。

今、すみ分けの話をしました。いろいろ語られました。今回この別表1の備考1を取られたというわけですが、この趣旨と内容をちょっと説明してください。

○生涯学習課長

今回この備考欄を削除したということでございますけれども、備考1については、先ほどいわれましたように、知立市教育委員会、知立市社会教育団体及び知立市関係諸団体以外のものが主催して使用する場合は条例で定めた使用料の2倍とすると明記しております。

この中で、知立市と教育委員会は使用料は今免除、減免という形をとっております。知立市の社会教育団体及び知立市関係諸団体ですが、これらの団体ということですが、内規で定めておまして、社会教育団体としては文化協会、体育協会、婦人会、PTA、子供会、青年会議所など継続的、計画的に社会教育活動をする団体で、知立市関係諸団体といたしましては公共団体、国だとか県、そのほかの市とかですね、公共的団体としましては、遺族会、母子福祉会、老人クラブ、医師会、知立幼稚園などがありますけれども、そうした教育的、文化的、芸術的に広く一般市民の利益につながる事業を目的とする団体としております。

そこで関係諸団体の意味合いがちょっとわかりづらいという部分がこの内規では明記しておりますけれども、わかりづらい分もありますので、同じ趣味を持つ個人の集まりとか、文化、教養を高め、趣味の技術向上を目指す営利を目的としない団体やグループへ会合や打ち合わせをする場合もですね、生活、文化の振興だとか、社会福祉の増進、健康の増進に役立つための利用であるという理由で、今の条例どおりの金額にしております。

そこで2倍というところで、どういう団体があるのかというふうでやっておりますけれども、企業の研修、それから企業の組合などが使用している場合は公民館の運営方針である社会教育法の23条に反しない限り、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とした社会教育団体でございせんけれども、公民館を使用するにふさわしい団体であるということで、2倍でお貸して今やっています。

以上でございます。

○高橋委員

だから今回それを取っ払ってね、全部一律の料金にするというわけでしょう。その根拠を聞いておる。何でそうやってやられとるのかということ。文化会館行ってもらえばいいじゃないですか。さっき言ったすみ分け論で。あなたが冒頭におっしゃった。例えば企業の面接だとか研修は、あなたが先ほど言われた議論でいえば、文化会館でやってもらうべき性格じゃないですか。今までだと中央公民館は2倍ですよと、料金が。ハードル重ねとった。これ、今度取るわけでしょう。そうすると企業さんも、あるいは労働組合の活動も全部受け入れて料金も同じにしますという条例改正でしょう、今度は。ということは、すみ分けが、よりハードルが低くなったということの意味してるんでしょう、これ。その運用はいいですよ。この団体はどう認定するかとかね、いろいろおっしゃったけど、その運用はともかくとして。

つまり、中央公民館も文化会館も受け入れる団体は競合してると。こういう言い方はちょっとおかしいけどもね、対象する貸し館団体は、どちらでも同じだというふうに門戸を切られたということでしょう、これ。違うんですか。

○生涯学習課長

確かに門戸は広げました。申し込みの申請の時点で、個人の利用の場合もこれは2倍に取るのかな、例えば1倍にしとくのかなというちょうど受付のときに非常にわかりにくい部分も確かにありましたので、この際、全部同じ料金にして企業の研修していただくのも知立市のために大いに役立つことをやっていただくならば、すべて同じ料金がいいだろうということとさせていただきます。

○高橋委員

実務的にだよ、受付の職員が実務的に、この団体が2倍に該当する団体なのか、いやいや、社会教育団体として認定されとる団体なのかなんてことは、いっぱい団体があるわけですから、全部うまく分けられないじゃないですか。だからそういう問題があるので、この際取っ払ったという理屈は、それはそれでわからんわけじゃないです。そ

れは実務の議論としてね、そういうことあるでしょう。

だけど今回そこを取っ払ったというのは、なぜこの備考1があったのかということであれば、中央公民館を主に活動する人たちのためにこの会館を大いに有効に使ってもらおうじゃないかと。ちょっと外れる団体については、施設がないことから、知立市は。しかし、有効に使ってもらうために2倍というハードルを高くして使ってもらおうじゃないかと、こうやってきたんですよ、今まで。

ところが、これを外されたということは、老いも若きも、個人も団体も、社会教育にかかわる人もそうでない人たちも、全部受け入れますよということでしょう。そうやって門戸を広げられたわけだ。ということは、文化会館とそのすみ分けが極めてラインがなくなったんじゃないですかと私は理解しました。この条例案見て。そういうことを言ってみるんじゃないですか。

○生涯学習課長

はい。確かに文化会館の場所と、こちらの中央公民館のそのラインというか、ハードルというのは全く同じような形になりました。

○高橋委員

そういうふうにされたということは、それはそれで理解するんですが、しかし、そうしながらほんとに社会教育的団体については、公民館ですから育成してね、大いに活動してもらおうというこの真髓を忘れてはいかんと思うんですよ。

そこでもう一遍さっきから聞いてるのは、文化会館ができる以前とできた後で中央公民館の利用はほとんど変わらないという認識でいいですか。減ってないですか。

○生涯学習課長

過去のデータを今ちょっと取り持っておりませんので、ふえたか減ったかというのはちょっとわかりませんので、お願いいたします。

○高橋委員

またそれは後ほど出してもらえばいいけども、つまりね、この現時点で中央公民館というのはど

ういう役割を果たすことが必要なのかと。それは名前や名称の由来も含めて話題に議論してきましたがね。

つまり、この生涯学習センターは文化会館とは違うんですから、どういう人たちにターゲットを当てながら、より一層施設利用率を上げるにはどうしたらいいかというところの突き出した方向がなきゃいかんわけですよ。そう思いませんか。減っているんですよ、間違いなく利用者は。ふえてるようなことは絶対ない。減っているんですよ。その認識の上に立って、どうするかということが、おたくらの肩にかかっている重要なテーマだというふうに私は理解してるんですが、そうは思いませんか。思われませんか。

○生涯学習課長

公民館の利用実績ということで、平成18年と平成19年度を比較した資料がございまして、そのときには回数はほぼ102%、人数については96%という程度でしたので、平成18年度、平成19年度は変わってないということでお話をさせていただいたわけですが、今、過去の例を見ておきますと、中央公民館の利用数は、確かに委員の御指摘のとおり減っておりました。

○高橋委員

いやいや、平成18年と平成19年比べたってね、それは五十歩百歩の話ですよ。文化会館ができたことによって中央公民館の人数がどうなったのかと。じゃあ、中央公民館はどこで生きていくのかという議論が当然なきゃいかんわけですよ。

そういう中で、リニューアルもしたと。もっと使いやすくなったと。じゃあ、中央公民館をもっと利用してもらうためには、生涯学習の拠点としてそれにふさわしい利用の促進、利用の拡大、どうやったら貢献できるのかというのが、これが議論の中心に座るべきだと思うんですが、そうは思いませんか。

○生涯学習課長

確かに委員が言われたようでして、私どもの生涯学習課が生涯学習のまち、これを応援していかないかということ、いろんな社会の問題に取

り組んだ講座だとか、今の現実的な生活の課題とか、そういった問題に講座を広げて、新しいメニューをやって、今の時代に合ったものをどんどん取り入れた講座を知立市が進めとるじゃないかと。例えば女性学級、高齢者教室においても、こんなメニューをやると。ただ歴史だけをやっていてもいかんしということで、そういった新しい講座のメニューをさらに考えていきたいというふうには思っております。

○高橋委員

私は申し上げたことは、基本的な線で認めていただきました。中央公民館をこれもまたリニューアル後の話になるとね、せっかくリニューアルしたんだからもっと使ってもらいたいと。もっとも利用してほしいと。これがやっぱり中心的な課題だと思うんです。そのためには講座も広げたい。しかし、実際には生涯学習課長、なかなか講座はそう広がってないというのが現実じゃないですか。ちょっとそのあたりの現実と、これからどういうふうにしてこの利用者を拡大しようと思ってみえるのか。どんな講座を例えば来年度拡大しようと思っていかれておるのか、そのあたり思ってみえることがあったら、計画されていることがあったら、ちょっと御紹介ください。

○生涯学習課長

今後ですね、今一番時代に合うのはパソコン教室とかそういったものをやるとるわけでございますけども、今後、環境問題とかですね、消費者問題というような問題もあると思いますので、そういった講座をやっていけたらなど。やっぱり今の時代の関心のあるところは広げていきたい。

ただ、あと講座の先生たちとですね、結構そういった先生もおりますもんですから、そういう人たちとの連携も深めていきたいというふうには思っております。

○高橋委員

そこでね、具体的な今回の改正案についてちょっとお尋ねしたいんですが、一つは、老人研修室を婦人研修室を名称を変えてね、第1和室と第2和室にすると。もう一遍聞きますけど、なぜ名称

の変更をされるんですか。

○生涯学習課長

老人婦人研修室という名前でこれまできたわけですが、老人婦人の方にその利用を制限しておるわけではなくて、畳の部屋として広く一般に使われております。今回、老人研修室のところにも炬を切って茶室もできるということ、そういったことも考慮に入れますと和室という名称がふさわしい名前なのかなというふうに思いまして、そういう名前にさせていただきました。

以上です。

○高橋委員

それは生涯学習課長の今日的な認識だけだね、私はね、この老人研修室、婦人研修室というあえて命名したのは、もともと和室なんだから、もともと制限してないんだから、何も最初から、あなたのおっしゃるように和室1、和室2でいいじゃないですか。何で老人研修室、婦人研修室を命名したのかということ、もう少しさかのぼって学んでいただかなきゃいかんと思うんです。

私はね、今日的に申し上げるならば、この和室は多目的でどなたが使ってもいいですよ。どなたが使ってもいいけども、老人と女性が使われる場合には無料にしていくと、この二つの部屋については無料にしていくと。もっともっと使ってほしい。これから高齢化の時代、もう既に高齢社会ですね。高齢化というのは方向性なだけで高齢社会なんですよ。高齢社会で高齢者が社会教育の学び舎で安心して学べると。講座は無料ですが、さっき言ったように、頻繁に講座は開いていただかない。高齢者が自分たちでグループをつくったりなどしてですね、ここを使う場合は無料で開放しましょうと。女性も同じことですよ、男女参画。無料にしましょうと。これ、つくったときには、そういうそこまで踏み込んだ発想はなかったけども、大いに高齢者と女性に門戸を開こうという思いでこれを命名したと思うんですよ。

私はね、これで少々お金いただくんですが、茶室と同じ料金ですね、これは従来の。茶室と同じ料金いただくんですが、私はね、あえて老人研修

室、婦人研修室についてはね、その団体の関係者は無料にすると、ここは。それぐらいのウイング切る時期じゃないですか。文化会館とはすみ分けてますと、私たちは。社会教育の拠点として、ここは無料で使ってくださいと。もちろんバッチェングする場合は抽せんしたりやればいいですよ。こういうことが今、この中央公民館には今日的に求められているんじゃないかというのが私の意見なんですが、どうですか。

○生涯学習課長

委員の言われる老人婦人の方が、大いに部屋を使って無料でやるという御意見でございますけども、やはりそれぞれこの公民館の部屋というのが料金が設定されておりまして、教育施設としての役割で今、全部の部屋が料金ありますので、こういった料金体系でいきたいというふうには思っております。

○高橋委員

今回提案されたのはね、部屋が少し広がったから、事務的な整合性はつけよというわけですよ。部屋が広がったり狭くなったからね、狭いケースはない。広がったから事務的な整合性をやろうというだけの話なんだわ。おもしろくもおかしくもない。政策も方向性もない。茶室がちょっと大きくなったから、小会議室としてちょっとふさわしいお金もらいましょうというだけの話でしょう、生涯学習課長。おもしろくもおかしくも、政策も何の見えてこないじゃないですか。私が冒頭言ったように、文化会館があり、リリオのセンターがありね、そして、この公民館があると。そして高齢時代、女性参画社会、ますます頑張ってもらう人たちに、もっとなぜスポットを当てられないんですか。だったら婦人研修室、老人研修室、それは高齢化研修室とかね、その範囲で命名を変えてもらうのは結構ですよ。この人たちに、どうぞ無料で使ってくださいと、これぐらいの社会教育についての思い切った踏み込みがなかったら、そんなものは実務の整合性だけを合わせるという話で、おもしろくもおかしくもない。新しいこの利用拡大の方途にもならない。そう思いませんか。

無料にするぐらいの大胆な政策打ってくださいよ。だから老人研修室であり、婦人研修室なんだと。使ってくださいと、無料で。どうですか。それぐらいのウイング切って初めてね、そういうことかと。リニューアルの段階でいろんな施設ができたから公民館そうやって生涯学習で貢献しとるのかと。納得ということになるじゃないですか。そういう思いは全く議論の対象にはならないと。実務的な合理化を議論したのみと、こういうことでしょうか。無料化どうですか。

○生涯学習課長

無料化については、ちょっと私もお答えできませんけども、女性学級が今の老人のための高齢者の教室などを広げていきたいというふうには思っておりますけども、そういった講座等は無料でやります。

○高橋委員

それは講座としてやってもらう分はいいですよ。もっともっと打ってほしい講座は。講座は原材料費ぐらいは徴収されるかもしれんけども、基本的には無料でやるわけでしょう。だから講座を広げてもらうことは、先ほど申し上げたようにやってもらわないかん。これは文化会館と違うんだから。

しかし、同時に、万たび講座、講座というわけにはいかんから、高齢者や女性が任意で集まれる、あるいは婦人会が、あるいは老人クラブが、おいちょっと場所を貸してほしいと。定例会やりたいと。どうぞ無料ですと。年金の大変でしょうしね。どうですかというぐらいの利用者の目線がほしいんですよ。

教育長、どんなふうにお考えでしょうか。今回そういう提案されとらんけども、それぐらい踏み込んだ施策があって初めてこの生涯学習都市にふさわしい踏み込んだ施策といえるんじゃないですか。こんなものは事務方の言い逃れのための提案じゃないですか、こんな話が。

○教育長

生涯学習の今回の件で、どういう方向で教育委員会は考えているのかということだと思います。広く一般の人、子供からお年寄り、あるいは女性、

男性がいるわけですけども、自由に使ってほしいなという願いを持っております。

例えば老人と女性、さらに中央公民館も特別支援学級のクラスの合同会もやっておりますし、子供たちのいろんな百人一首のこともやっております。そういうお年寄りの方も婦人の方も障害のある方も子供たちも同じように自由にそのニーズに合って使ってほしいなという思いを持っております。

そして、やはり今回円卓のところも変えましたのは、あそこは非常に一部の者しか使えないということがあって、もう少し多くの市民の方に使っていただけないかということで大きな部屋にしたわけであります。今、高橋委員言われましたように、お年寄りの方、あるいは婦人の方、子供たち、障害のある方、そういう方も自由に来て生涯学習の拠点としての機能を果たしていきたいと、そんな考えを持っております。

○高橋委員

余り話を薄めないでほしいんだわ。今、問題になってる老人と婦人研修室、それは社会教育団体全部無料にしてほしいぐらいのことを言いたいですよ。きょうはそれ提案しませんよ。ちょっと置いて、名前を変えるとおっしゃるから、何で命名されたのかという由来を少しお互いに認識する必要がありますと。大いにここで活用してもらいたいと。だったら今日的な時点で、二つの和室についてはね、そういう該当者が利用する場合、これは障害者へ広げてもらっていいですよ、教育長おっしゃるよう。そういう方には無料で提案するぐらいの社会教育に対する行政の開かれた姿勢があつてしかるべきではないのかということをおっしゃるわけですが、どうですか、教育長。検討してもらえませんか、これ。

○教育長

先ほど課長からもお答えさせていただきましたけども、現状としては老人研修室といっても一般の方同じように活用していると。婦人研修室といっても全く同じ会議室等の部屋と同じ扱いをしてるということ、そういうことがある。

しかし今、高橋委員言われましたように、女性の方、あるいはお年寄りの方に積極的に活用していただきたいという思いであれば、そういうようなこともありますけども、今、考えているのは、市民の皆さんどなたも自由に来て、それぞれのニーズに応じて活用していただきたいと、そんな思いであります。だから、あえて老人、あるいは婦人、老人研修室に使うときも市民の方が老人ではない方も使ってみえるわけですけども、そういう場合も含めて、そういう言葉を取り除いて一般的な名前にした方がいいのではないかと、そんなふうに思っていたわけであります。

○高橋委員

全然かみ合っていないと思うんですね。自由に来て使ってくださいと、これは全然異論はありませんよ、私。だけども来てもらって使うには使用料徴収するというわけですから、この使用料徴収行為を自治体側が取っ払って老人や女性や婦人、そこに障害者入れても結構です。しかし、もともと命名したその本意からするならば、女性が高齢者にもっと使ってほしいという思いで命名したわけですから、今日的に。

もちろん、それはさっきから言うように、制限してね、女性と老人しかいかんということ制限して使ってるわけじゃないけども、そういう思いからするならば、自由に使ってもらえばいいけども、老人や女性については、この際、使用料を免除してね、無料でお使いくださいと、長いこと御苦労さまでしたと。女性の皆さんは、これからは地域社会でしっかり頑張っていくてくださいと、無料で結構ですとって開放するということをお考えにならないのかということ聞いておるわけですよ。全然答えてもらってないじゃないですか。自由に広く使ってもらいたいと、そういうことおっしゃってるだけで、無料で開放する決意の思いがありませんかということ聞いてるんです。もう一遍お答えください。

○教育長

婦人研修室、あるいは老人研修室にはそういう方を無料ということでもありますけども、中央公民

館全体を考えていきますと、いろんな部屋があるわけであります。その部屋だけは無料ですけども、こちらはお金を取りますということはなかなか難しいところもあります。したがって、全館同じような形でいきたいと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

わかりました。全くその思いはないということの間接的にやわらかくおっしゃったけども、間接的に拒否されたというふうに思います。

市教委の教育長がそういうことですから何をかわいわんやですが、市長、それは私、教育委員会尊重しとるからね、いろいろ教育長の意見聞いてみとるけども、どうもかみ合わないなど、時代の流れや庶民の目線とは。こんなことでいいのかという思いなんです。市長は、文化に造詣が深いのかどうか私、知らんけども、しかし、少なくとも市民の意見はもう少しあなたの耳に入っているというぐあいに思うんですよ。そういう声や意見に沿うていこうという思いは、市長お持ちになりませんか。どうですか。

○本多市長

今回のリニューアルに当たっては、私も地域婦人会の皆さん方もですね、いろんなご相談を受けました。もともとは、これからは特に高齢化に向けての高齢者、あるいは高齢化に向けての女性の役割と申しますかね、ボランティア的な存在でいろんなことをやっていただきたいなという気持ちがありましたので、実を申し上げますと、私は無料でいいというふうに考えておりましたけれども、今、教育委員会の方から答弁ありましたように、いわゆる貸し館という関係の中で、こういう中身になってきたんだろうというふうに思いますけども、しかし、何かの手だてで高齢者や女性の方には何か市の政策や施策を担っていただきたいなという気持ちがいまだに私、強く思っておりますので、料金取らない方向でやるべきことだとほんとは思っております。現在もそう思っておりますので、私としては考えていきたいなという事は思っております。

○高橋委員

市長の答弁で、ちょっと私、溜飲が下がった感じがいたします。

昔のように施設がほんとに少数しかなくてね、しかも公民館というのはハイカラな施設だと、同時ね。この中央公民館ができたときに、どういうハイカラな施設かしらと思ったんですよね、私たちは。同時は駅前市の公会堂しかなかったんですよ。だけど、ハイカラな立派なものがあったなと思っておりまして、文化会館もできる、リリオコンサートホールもできるということだったと広がって、そういう中で、中央公民館が本来持っている社会教育の拠点としてその任務と役割を果たしておこうと思ったら、今、市長が答弁されたような無料化政策も含めてね、もっともっと活用してもらおう。せっかくつくったんだから、税金で。使われずに閉鎖しておっても一日。それから少々料金もらってやっとなら一日。閉めとくならホテルと一緒にですね。お客がなければ安い料金でも入ってもらった方が徳と。しかもコストは税金ですから。そういう面で考えますと、私は中央公民館がこれからこういう中で生きていく。生涯都市宣言というこの大きな趣旨と大きな流れを踏まえながらこういうことになると、今、私が申し上げた無料化方式をほんとに真剣に検討していくべきにきているんじゃないか。

私は、教育委員会がちょっとおくらせていると、時代の流れからいうと。例えば刈谷市などはね、地域に全部市民館つくっておるわけでしょう。これは全部公費でつくりますよ。年に幾らかしらん委託料も全部市が出しますよ。そこで館長格のそこで守りしてもらおう方を公費で出して、そして使ってもらってますがね。知立は残念ながら、まだ地域公民館は字ごとの公民館は補助制度でやりますけど。だからそういう意味ではね、公民館は低廉なお金、あるいは無料で開放していくというのが流れだというふうに思っております。市長のそういう御発言があったことはね、ちょっとお互いに肝に銘じて教育委員会の今後の動向を見守りたいというふうに思います。ぜひ検討していただ

きたいというふうに主張しておきたいと思います。

それで、そういう大きな流れを否定されて、今回何をおやりになったかという、面積の広がった部屋については、それに合わせて料金を加算してもらおうじゃないかという話なんだわ。こういう話なんだわ、あなた方の提案というのは。そうせんと整合性が合わんと。それは事務方の考えることであって、市民はそんなこと考えてないですよ。

じゃあ、そこで具体的にお尋ねしますが、茶室の話が出ましたね。茶室は37.67平方メートルが51.73平方メートルに広がったと。だから広がったにふさわしい1.37、32倍になったんですよ、これは倍数を追いかけて4円で掛けていくと出てきます。こういう話なんだわ、提案は。

それで、本会議でも佐藤議員が述べたんですが、石庭あるいは廊下、そして水屋、こういうものは茶室の施設だと、セットになったというふうに理解していますが、そうじゃないんですか。

○生涯学習課長

確かにこの37平方メートルの中には、石庭とか廊下は入っておりません。入っているのは水屋と控室と茶室、その三つの部分で37.67平方メートルという数字になっております。

○高橋委員

石庭と廊下を入れると51.73平方メートルになるんですか。ちょっと確認してください。

○生涯学習課長

確かに廊下と石庭を入れますと51.73平方メートルになります。

○高橋委員

だからね、それはあなたたちが認定してないだけのことで、石庭は茶室はつきものだと。茶室についてとるんでしょう、ながめながら、お茶を飲むために。廊下は水屋へ行くための専用道路みたいなものじゃないですか。

確かに畳が敷いてあるこの部屋の中には石庭はないかもしれない。あるいは廊下はないかもしれない。だけど、それは茶室という機能を担保するための共有のスペースではないんですか。そうで

すよね。どう思われますか、ちょっと明らかにしてください。

○生涯学習課長

確かに茶室に入るところの廊下は、その専用の通路だという認識はしております。

○高橋委員

だから今までだって51.73平方メートルは茶室のいわば専用のスペースだったということじゃないですか。

○生涯学習課長

ただ、そのときの算定の当時の方が、部屋のみの算定ですべてします。ですから老人婦人研修室に行く同じような通用口から廊下を渡って左の老人婦人研修室へ行くところの通路も当然そこは料金の算定には入っておりませんし、茶室に入るところの通路もその当時から算定には入っておりませんので、そのようなところの数字で、ただ部屋のみの算定基準が当時あったということだと思います。

○高橋委員

たまたまあなたたちが、そうやってやってきただけのことであって、面積が広がったから料金上げたということを提案されるからね、いや、ほんとにそうなのという議論しとるわけですよ。茶室の機能を担保するために石庭と水屋の廊下は欠かせないものです。だから、いわば専用にそれは活用されていたと。そのスペースを今度は改良して、会議室の共有フロアにすると。そうすると境界ははっきりしますよね。そこは全部隅々まで出たり入ったりができるような。だから面積がふえましたというわけでしょう。

だけど茶室と石庭は向こうへ現場へ行って隅々まで踏む必要ないわけで、ながめるところに風情があるわけだから、ながめている石庭は茶室の専用口、水屋へ行く廊下も専らそのためにあるわけでありますからね。ロビーとは違いますから、中央公民館の。その読みかえが当初は茶室のいわば和室部分だけを認定した平米数で37平方メートルとやったけども、よう考えたらそれでは合わない51平方メートルなので上げさせてもらいたいと

いう。これはね、勝手に自分たちで茶室を転用してですよ、ほかに。市議会も合意がなかったですよ。全会一致じゃなかった。何でこの程度のことか全会一致にならんかと思うんですが、ならんかいろいろ議論があった。茶室を壊した。これはあなた方の勝手な都合で壊したんですよ。それで会議室にした。ちょっと面積が広がったのでお金とちようだいと、余分に。それはね、行政側の何ともいえん開き直りともいえる論理であって、住民には石庭も入れて勘定すれば、もともとカウンターの仕方がおかしかったんだ、そういう意味では、あんたたちの。その誤りをリニューアルという行為で上乗せして料金を大変取っていきこうなんていうそういうことは、さもない話ですよ。事務的整合性のためにこの料金上げていくなんてことは私、認められないですよ、そんなことは。面積は変わらないでしょう。もう一遍お答えくださいよ。

整合性があるんですか、料金上げるための。もともと茶室としていわば使われていたのは51.73平方メートル。使用前、使用後もその面積に変わりないんだから上げる必要全くないじゃないですか。

○生涯学習課長

料金算定が入ってなくても同じ場所で使われているならばということですけども、やはり当時の考え方がありましたので、私はそれを考えて、今の大会議室や講座室すべて4円で計算されておりますし、よって、こちらの今度できる会議室も4円という考え方で、やっぱり整合性、市民の公平性とか均衡性は保っていききたいというふうに考えております。

○高橋委員

そのレベルの議論は余りしたくないんだわね。いってみれば、部屋の広さ、茶室をおたくたちの事情で小会議室に転用されて、石庭は茶室ではないんだと、廊下は茶室ではないんだという理屈で、前の畳面積よりもふえたんだから、ふえた分については平方メートル4円の換算で銭をくれという話。くどいようだけどね。

今、市民はね、そのレベルの議論を求めてないし、そういうレベルでいいのかということですよ、私言いたいのは。新規にこれからつくっていくときに、どういうコストで何を受け持ってもらおうかというのを真剣に議論するということは必要でしょうが、逆算してみたら他のフロアが4円で計算されておるので、この際、全フロアで掛け合わせないかんのだと。4円掛けると提案されてるような金額になるので変えてくれという。

教育長ね、これも私、納得できない議論だと、このレベルは。昔、茶室があり、そこを会議室に転用したならば、それは同じ料金でいいじゃないですか。

○教育長

今、課長が答弁させていただきましても、前の茶室の料金の形は庭だとか廊下は入ってないので算定されておったと思います。それでそこが今回算定されるということで、いわれるように、機械的にやっとなののではないかということでありましても、全館いろんな部屋があるわけでありまます。そういうものの整合性、あるいは市民の方から、何でここは安く、こちらが高いんだということがないように考え、全館を見て金額を設定したと、そういうふうに認識をしております。

○高橋委員

本多市長ね、茶室はいろいろありました。ありましたが、どうですか、今の議論聞いておられて。石庭を今まで計算してなかったと、廊下も。だからそれは間違っておったんだと。本来石庭も入れて茶室の料金を決めるべきだったということをおっしゃるとるわけですよ。だけどそれを落とすとしたんで、この際はっきりしたのでやりたいんだというレベルのお話なんだわね。教育委員会の社会教育の最高幹部がおられる提案が、この程度の提案でね、私、侮辱しとるわけじゃないけどもいいのかなという思いなんです、冒頭に申し上げたようなことを含めて。

市長、あなたが提案されとる案件ですよ。どう思われますか。

○本多市長

今回のリニューアルで茶室ということでなくて、茶室を一度頭の中から外していただいて、今まで石庭だとかそういうものは、やっぱり見るのも一つの利用だったかもしれませんが、やはり見るということで実際に足を踏み入れて利用するという部分ではなかったというふうに思っております。

それと料金については、やっぱり一つの館として整合性、教育長も生涯学習課長も答弁させていただいたように、そういう整合性は持ってなきゃならないのかなというふうに思っておりますけれども、先ほどの議論があったように、そういう中で利用の拡大、いろんなことを市の政策も含めて担っていただくために高齢者や女性の方を今後は無料にしていくべきだということで考え方を考えさせていただきたい、そんな思いでやっているわけでありまますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

事務方からね、実は面積がちょっと合わないんですよ、これを会議室に取り込むと。4円で計算しておったんだけど、4円ではちょっと合いませんよというようなも決着がきたときには、そういうちまましたことに神経使うなど。従来は茶室でここをぼんと貸してきたじゃないかと、石庭も含めて。だったらそこを会議室に間仕切るんだったら、その単価でやればよろしいと。むしろ茶室にしとった方がコストがかかるとるんじゃないですか。茶器を初め。いや、いいんだと。それでいきなさいと。だれか細かい質問でほじってきた人がおれば、おれがちゃんと対応しておくんだというぐらいの大所高所の判断ができなかったらね、これは私は何をかいわんやという唇寂しという議論だね、この話はということだけ厳しく申し上げておきたいというふうに思うんですね。

それでね、じゃあコストの前提は何なのかと、料金の前提は。どういうものを料金に徴収されるのかと。本会議では人件費、維持管理費、建物の償却なんだとおっしゃいましたが、そういうことでよろしいですか。

○生涯学習課長

料金を算定する場合は、維持管理費ということの中には人件費と通常の維持管理、それから建物の償却という考え方があります。

以上です。

○高橋委員

いやいや、ありますということだけでも、今度4円だと。さっきからひとり歩きしてる4円の議論は全然してないんだけど、4円だとおっしゃるけども、平米当たり。4円というのは人件費、維持管理費、建設費の償却分と。これを日数と開館時間で割り戻すと1日1時間1平米当たり4円になるんだとおっしゃってるでしょう。4円の根拠は、先ほど言ったように、人件費、維持管理費、建物の償却費ということでもいいかどうか聞いておるわけです。

○生涯学習課長

昭和53年にこの建物ができたときの値段が、大会議室の場合ですけども、2,200円で算定されています。これは当時5円から6円の中の中央公民館全体みてきた場合そういう値段になってまして、昭和57年に管理運営費の基礎を改定しております。そのときは人件費、あと物件費関係、維持管理費ですけども、そういった補助費等になります。そのときの平米単価が1時間当たり6.7円と算定されまして、それに受益者負担というような考え方もあったかと思えますけども、50%を掛けて100円未満を切り捨てたと、そういったものが昭和57年に料金が改定されて、その後、平成元年に消費税が2%上乗せをされまして、平成7年にはまた料金の見直しがありまして、一律20%という形で改定をされております。

そして平成9年に消費税の2%がまた上乗せをされまして、現在の使用料である4円というのが、平米当たり1時間当たりの4円というのが出ております。

以上です。

○高橋委員

経過は私ども承知してないわけじゃないですけども、建設費の減価償却、人件費これらもその今の計算の中に入るとということですか。

○生涯学習課長

この当時は、減価償却費は入っておりません。人件費は算定されておりました。

○高橋委員

その当時はとって、何を根拠にしてみえるのかさっぱりわからないということですよ。さっきから整合性言われるけども。4円、4円が何なのかということもはっきりもさせんね、4円で統一しないと広い部屋と狭い部屋で4円がかかっておらなまずいじゃないかというのは教育長も市長も言ってみえる。

その限りではそれは公平かもしれんけど、なぜ4円なのかと。議論の大もとが明確じゃないじゃないですか。本会議では部長は建設費の償却が入るんだと。だったら今度リニューアルしたら上げなきゃいかんのじゃないですか。

○生涯学習課長

特に今回の部分については、そのリニューアルした工事費等は含めてはおりません。私が計算する人件費、それと維持管理費、償却というのは公民館部分の建設費がありますので、それが8.16円ぐらいになったんですけども、その受益者負担が50%という考え方がありましたので、これも4円相当に当たるということで、現在もありました。金額とほぼ変わらないということですよ。人件費といえますと、1人当たり799万7,000円というのが、この知立市の平均的な金額になります。それと維持管理費は3,300万円ぐらいこの公民館にかかる。年間建物ということでの償却で約4億円が当時の建設費です。そして50年ということでありまして800万円ぐらいの1年間当たりの償却費が加算されるだろうと。そして公民館の使用面積が1,700平方メートルほどあります。それから開館日数304日、1日開館時間が11時間ありますので、そうしたものを計算していきますと8.19円という形が出まして、受益者負担で考えますと4.1円というような計算にもなりますので、ほぼ今ずっと当時から金額と合わせても、今の値段ともさほど4円というのは算定には狂いがないだろうということよ4円という形をとっています。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○川合委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

私、余り細かいことを申し上げるつもりはないけれども、この条例自身が細かいことに留意された条例なんでね、あえて聞かせてもらっとるんだけど、使用料に建設費を上乗せするなんてことはすべきじゃありませんよ。使用料の建設費の減価償却費を上乗せして料金で徴収するという考え方は、私は邪道だと思いますね。正しくないと思いますよ。

確かにそこを使う人と使わない人がいるんだから、使わない人の立場になったときに、使う人に一定の場所を提供するということに対する給付に対して反対給付を求めるということはあっていいでしょう。だけれどもそれは、いってみれば電気を使うとか、空調を使うとか、あるいは職員が一生懸命そこで何かやるということであれば、その職員の人件費の一部だとかいうものをその料金に転嫁するということはあり得るでしょうけれども、みんなが合意してつくった公民館であり、みんなが合意してつくった文化会館なんだから、その巨額の建設費についてカウントしてね、50%とか30%とかいろいろ理屈をつけておられるようだけれども、建物の償却まで使用料で徴収すべきではないというのは私の意見です。

だからそういう点でいくと、当然今度のリニューアルをやったということを通じて料金を引き上げるというようなことをすべきでないし、しておられませんけどね。もしそんなことをしたら市民が多分リニューアル必要なしということであれば、おっしゃるんじゃないでしょうかね。

だからそういうことでいうと、このなるべく低廉な料金で、自治体が火の車でね、にっちもさっちもならんというならそれは建物の存在も含めて

検討せないかんわけですが、現在そういう状況でもない。先ほど言ったような幾つかの施設が競合しながら今、運営されてるという状況のもとであれば、なるべく料金を上げずに低廉な料金でうんと利用してもらおうというところに行政のウイングを置くべきだというふうに先ほども主張した中身なんだけれども、改めて申し上げておきたいと思うんですが、その辺どうですか。

建設費を乗せると、人件費を乗せると。人件費だって昔、猿渡に正職員がいる時代があったやないですか。猿渡の公民館に係長職がおられた時期があるでしょう。正職員がおった時期があるでしょう。中央公民館だってそうじゃないですか。正規職員がもっともとおった時期があるでしょう。その時期と今日どうなんだということもそれは議論になってきちゃうんだわね。そういう算定基準を示されるというふうに思うんでね、そこらあたりの見解を一遍聞かせてもらおうということ、このようないま値上げはすべきではないなということをおもうので、建設費どうなんですか。

○生涯学習課長

確かに言われるとおり、建設費を償却費に入れるべきではないとか、そういう御議論ですけども、これは施設全体というか、この公民館だけに限ったことではないのかな。全体を見直し、公共施設全部見直すときにはどういう考え方でやるかというのはまた別の議論にはなるとは思いますけれども、今回算定した中には、そういった維持管理費のみの計算ではやった計算ではなかったです。

以上です。

○高橋委員

言ってみえることに論理の矛盾があるように思いますよ。もしほんとに建築費のコストならリニューアルだって乗せてかないかんということになるじゃないですか。

だからもともと建物をつくるコストまで使用料金に、これはもともと税金でやってる仕事なんだから、その税金で中央公民館つくろうじゃないかと。いろいろあるけれども、文化会館つくろうじゃないかといってみんなが認知してつくってきたん

だから、建物の建設費まで使用料金の上乗せしてやると。結果的に50%減免しとるからいいじゃないかということではないと思うんですね。

学校の体育館を目的外使用でママさんバレーに提供しとるでしょう。あのときも体育館の建設費を割り戻してやって料金決めてみえるのかというふうに思いませんよね。夜使う場合には電気も使われるんで、そんなに高くしてはいかんので、電気の使い賃の一部ぐらいは出してもらわないかと。せっかくある夜間使わんわけだから大いに使ってもらおうじゃないかというところが、公共施設を利用していただく大原則だということは一つ間違いないようお願いしたいもんだということは改めて申し上げておきます。

例えば2階の円卓、これは1.5倍になりますよ、広さがね。和室はちょっと違うでしょうね。だから料金変えますということだけど、あの円卓を使っている人たちからいうと、おれたちは、あの円卓で十分なんだと。何で市が勝手に公民館の倉庫まで取り込んで、あの図書室の倉庫まで取り込んで広くしてくれたんだと。中会議室の名前もね。料金も上がりますよ。そんな余分なことしてくれんでもいいと。おれたちは円卓で十分なんだと。円卓を変えると相談もなかったし、お話もなかったと、こういう意見もあるわけですが、この意見にどう答えられますか。

○生涯学習課長

確かに円卓の会議室はなくなっておりますけども、それが61平方メートルほどでした。今度茶室が小会議室ということで22ほど入れる会議室というふうになります。これまで円卓会議室740円の料金で16名でありましたけども、今度この小会議室24名まで入れる会議室で620円という金額で使用できるようになりましたので、円卓を使われていた方々は、こちらの小会議室でも十分にこの値段でやっていただけるというふうには思っております。

以上です。

○高橋委員

それは利用者団体とよく御相談された上での話

ですか。あなたがそうやって行政ひとり歩きで理屈をつけてみえるけども、もうちょっと私はね、利用者団体とどういうレイアウトにするのか、そういう代替措置の部屋ができていいのかどうかということも十分議論された上でね、部屋のレイアウトも考え、また使用料金も打っていかないと、それは利用者のさっき言った教育団体も含めて今ずっと恒常的に使われとるわけだから、そういう人たちの意見も聞かれないといけないよということは申し上げておきたいと思います。

1時間1平米当たり4円という計算だということですが、私、ちょっとそういう意味を前に出されている説明していらっしゃるので聞きたいんですが、例えばね小会議室あるいは中会議室でも結構ですが、1時から5時までの4時間、それから17時半から21時半までの4時間、同じ4時間ですよね。何で同じ4時間であるのか、820円と1,030円、あるいは1,480円と1,850円と夜間の方が高くなるんですか。

○生涯学習課長

この料金が当時算定されたときに夜間料金というのが1.25倍というふうに設定されておりました。機械的で申しわけございませんけども、そういった値段の方法は当時から使われていたやり方で、料金が今のほかの部屋でも使われておりますので、この1.25倍というのを今回の小会議室も中会議室も使わせていただいたわけでございます。

以上です。

○高橋委員

だから平米時間4円だと。だから部屋が広がったからやるんだと、こうおっしゃるなら昼間の4時間と夜の4時間は同じ値段でいいんじゃないですか。生涯学習課長、こういう提案されるから私は逆に聞きたい。何で1.25夜間の方が高くせんんですか。1.25高くする根拠は何だったんですか、昔の。

○生涯学習課長

その当時の1.25倍した根拠というのが、私も今ここではお答えすることは、ちょっとできません。申しわけありません。

○高橋委員

細かい話をしてるんですよ、私は。夜と昼は電気昼もつけてるとかな、もちろんあるでしょうけども、そういう原則的なことをあなたは言われるから私もちょっと原則論で返してるだけの話でね、平米時間当たり4円というのなら同じ4時間なら同一金額でいいじゃないのかと。午前中の3時間はちゃんと3時間で出てろうがねいうことは非常に逆説的にそういうふうに思いますし、この機会に言っとかなきゃいかんなどいうふうに思います。これ、ちょっと説明できる人みえたらお願いします。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長

大変申しわけございませんけれども、私どもこの中央公民館ができたころの算定基準というものを持ってありますが、ここで夜間利用は1.25倍というふうにならわれておまして、これが何でかという理由までは、ちょっと推測の部分しかないとしますので、この理由がわかりません。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第66号について挙手により採決します。

議案第66号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第66号 知立市公民館条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○嶋崎委員

68号について少しお聞きしたいと思います。

資料として9月19日付で知立市文化会館知立芸術創造協会の収支決算書をいただいたわけですが、この取り扱いの金額を見ますと膨大な金額だと判断します。また、今現存の文化会館の存在価格というのは、かなりの価値観があると思います。そういう点について、この指定管理者になり得るには協会の資本金、または形態等を変えたものが必要ではないかと思えますけれども、今回参考資料として載っておりませんので、その点をお話をいただきたいと思えます。

○生涯学習課長

議案として出ささしていただいておりますけれども、こういった資料すべて文化会館のみではなくて五つ指定管理者をやっておりますけれども、この五つの施設すべてに対してそういった資料という考え方でよろしいでしょうか。

○嶋崎委員

じゃあ、指定管理者になり得るだけの基礎基準というものは、当然ここに出てくる以上はクリアしてると思いますが、指定管理者を置くために最小限必要なものは何かを教えてください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長

指定管理者になる基準といたしましては、経費

の削減を図れること、それから、市民サービスの向上に努められることを基準として、そういった施設があるかどうかということで算定をしたと思います。

以上です。

○嶋崎委員

回りくどい聞き方しました。実際に68号を議案として出される以上は、もう少し親切な提案がされてるべきだと思うんです。我々この紙切れ一枚で判断せよといわれても判断のしようがないわけです。そういう点、当局の方どのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長

自治法によりまして244条の2第6項の規定がありまして、それに基づいて市長が提案するというふうになっておりますので、この内容で今回初めてでしようが、こういった提案をさせていただきました。

以上です。

○村上委員

今、嶋崎委員からも御質問ございました指定管理者に対する定義という部分がございました。そもそも指定管理者につきましては、民間活力の導入ということで、このときにもともと民間活力の導入そのものは1980年代ということでイギリスがスタートしたわけなんです、サッチャー政権のもとで首相を率いて世界に流れとなったと。

その後、日本では中曽根首相がその民営化ということでいろいろ取り組んで、NTTだとかJRだとか、そういった取り組みをやってきたという流れの中で、ここ近年に対しましてはプライベートファイナンスだとか、それから市場化テストさらに指定管理者ということでいろいろ言われるようになりまして、本市につきましても、平成17年の9月に条例化されてきましたよね。12月に5施設の指定があったと。平成18年の4月から施行されたということなんです、今回この条例の中では、市営駐車場の件もございましたが、先回本会議の中で、これは文化会館につきましては3年を5年で指定をし直すということなんです、先ほ

ど質問者の答弁の中に、これは指定管理者制度民間活力の導入ということにつきましては、経費の削減、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上、さらには行政改革ということがございましたよね。3年から5年にして、その3年間の中で、今決算の中でも出てきておりますこの1年間、平成19年度の1年間ということは年間丸々そういうことができたと思うんですよね。その評価に基づいて恐らくこの指定管理という部分については新たに指定し直したというところがあるんですが、その1年間の決算というのかね、恐らくそれを見て3年を5年にしたんですが、その3年を5年にする、なぜ成果が出たのか。メリットはどういうメリットがあったのかということを具体的にわかりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習課長

3年間の成果というものでございますけれども、確かに私どもが市から払う指定管理料というのが下がっております。その中には、歳出の方で委託料等の見直し、電気料の見直し等々がございます。そうしたものと歳出の面での歳出削減の努力とですね、歳入におきましては、自主財源を確保するために事業をして皆さんが来ていただくようなことでチケット販売の増につながるような努力をされておるといふふうになりまして、3年間でそういった削減と収入の増の努力をしとるというふうに思っております。

以上です。

○村上委員

今、数字なしにして作品ができたよという話をされました。それで、この項目では本来は決算のところと言うべきかもわかりませんが、文化振興費ということで全体ですね、この文化会館だけじゃなくて3.4の伸びがあると。文化会館のその指定管理料という部分については、これは運営に関して2億5,100万円というふうになっておるんですが、指定管理を導入する前と導入した後、どのぐらいのパーセントで削減ができておるのか、数字って出てますよね、恐らく。出とるからその

3年を5年にしても安心だよと、この芸術文化何とか協会というのをということなんですよ。だからそこできっちりとした成果が、例えばコスト削減がどんだけできた。多分電気を消すということは削減だと思ってないですよ。だって市民サービスが低下しとるわけですから。これは指定管理者制度というのは、経費を削減しつつ、さらに市民サービスの向上、より明るい施設を持ってもらうわけでしょう。ということは電気消すということは、これはもう行政改革の何でもないよね。ただ暗い文化会館をつくただけということになりますので、そういうところはこういうふうになったのかなと。

先ほど電気の削減をしたよという話が出ましたが、そうじゃなくて、ほんとに具体的にどんなことがあった。これを数字、利用率や何かを見てもね、例えば、かきつばたホール、花しょうぶ、ギャラリーという部分について、全体で70%でやると、こういう施設という部分については、恐らく官と収益が出る分岐点という部分については大体70%。下の数字は70%か九十%で押さえておりますように、日数と、それからどのぐらい空いてるか。

でも、この1番メインのかきつばたホールだとか花しょうぶホール、この辺のところは50%もしくは44%という部分でね、先ほどチケット売ったとか何々したとかいう部分ありますが、その辺、今後どういうふうな取り組みを指定管理者の人たちに、恐らく会合があると思いますが、そういったところで何を取り組んでいってもらえるのか。このままでは税金をそこにどんどん投入するばかりなのかなという感じはするんですが、決してそこでもうけていただく、当然公の施設ということで、そこでもうけてもらうということじゃなくて、やはりそこでは改善をして、先ほどの指定管理の条件をどういうふうに満たしていくかということ指定管理者のトップにきちっと伝えていくというのが大事なのかなということで、今、質問させていただいたんですが、その辺のところをもう一度お答え願いたいなと。

○生涯学習課長

確かに具体的な数字は私も持っておりませんが、指定管理者の役員や職員、非常に営業意識の改革だとかサービス意識を持っておられます。そうした中で、やっぱり数字があらわれておるといふふうに思っております。そして知立市のシンボリックな建物ですから、文化会館などのような位置づけでされていかなければならないかというのは、先ほど中央公民館との中での話が出ましたので、そういったことを今後、創造協会の方と十分話し合せて、よりよいものにしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○村上委員

先ほどからお話しとるんですが、やる気があるよと、頑張ってくださいとありますよ。そのお言葉は何とでも言えるんですよ。やっぱり数値的に指定管理にした以上はどうなったのかなと。この施設そのものの民間ということでは、当然損益分岐点というのがあるはずなんですよ。その損益分岐点のところをどうクリアしていくかという施策がないと、電気切ただとか水をためちゃったとか、そういうことは行革じゃないと思うんですよ。やっぱりそれをやりつつどうするかということを考えないと。

だから余り言いたくないんですが、その44%、50%貸し館事業ということでね、じゃあ、そのすき間をどう埋めていくかということが一番の問題じゃないのかなというふうに思うんですね。だからそこをどういうふうにお話されとるのか。半分空いてるんですよ。かきつばたホールだとかそういうところはね。一日の全体の時間からきて、午前、午後、夜となつとるんですよ、これ恐らく。だからその半分が空いてるんですよ。日にちは詰まっておる。午前中やつとるからこれどうのこのじゃなくて。だからその区分の中で、半分空いちゃてるんだから44%ですよ。その辺のところをどう活用していくかというのが指定管理を受けたところ。市営駐車場、民間がやつとるんですよ。そのときに、どういうふうな利用率で利用率

向上に上げていくかということによって利益が出るわけですから、空けといたって一銭にもならへんですよ。掃除するだけですよ、恐らく。

だから、その辺のところをきちっと今後お話ししていただきたいなというふうに思いますし、これを試算が全然できてないなという、こういうところで担当課長任せじゃないですけど、その指示をやはり部長がきちっと出さなければ、そういう話が今後進めていかない。このままでほんとはずっとこれを踏襲していくのかということになれば、施設もどんどん古くなってきますし、逆にまたそこにも投資していかないかねと。投資する部分についてはね、当然皆さんの払っていただいた税金かもわかりません。せめてその日ごろの運営に対してはね、改善というものがあって初めてよき施設になっていくと思いますので、この辺のところは今後しっかり詰めていただきたいなと。恐らくこのままでいきますと、お答えなしにずっと平行線でいっちゃいますよね、部長。その辺のところを部長、ちょっと最後にお答えしていただいて、質問3回目ですが閉じさせていただきますが、これ、1時間やっても2時間やっても恐らく同じ答えの繰り返しになっちゃいますから、そこで何か決意的なものがあればこうしていきますよというものを部長の方から答弁していただいて閉めたいと思います。よろしくお願います。

○教育部長

この件につきましては、事務方と向こうの事務局と毎月一回意見交換が打ち合わせ会やっております。

それから、指定管理者選定委員会でも御指摘がございました。文化会館事業の入場者数が少ないものは今後努める。それから私的な会があるそうですので、そういうような会の増員もやっていてはどうかというようなことでいろいろ伺っておりますので、そこら辺、刈谷市にも一つできるということでございますので、創造協会もそのことは十分承知しておりますので、今後とも多くの方が利用できるような方策を考えていきたいという

ことで検討しております。よろしくお願いたします。

○高橋委員

68号なんです、文化会館の使用料収入ですね、本会議で紹介をしていただいたんですが、平成19年度の料金収入が1,802万2,000円でしたか、平成18年度が838万8,000円。この答弁をそのままいただきますと、1年間で1,000万円近く使用料金がふえていることになります。何でこういう数字になっているんですか。

○生涯学習課長

文化会館のホールの申し込みというのは、1年前からできます。その他の施設につきましては、6カ月前から利用申し込みができることになってます。平成18年4月以降の利用については、平成17年度で利用料を徴収しております。その平成17年度の使用料徴収したものにつきましては、まだ平成17年度というのは指定管理者になっておりませんでしたので、知立市がその平成18年度の本来使うべき日のものを平成17年度歳入として歳入をしております。ですから、平成18年度の収入の部分につきましては、平成19年度の歳入が上がってくるというような形で会計方式というんですかね、市が平成17年度から直でやっと思ったけども、平成18年度になったときは平成18年度で受けた申し込みについては、平成19年度の収入に上げなさいという会計処理をしておりますので、平成17年度の歳入部分については平成18年度には計上されてないと。指定管理者になってからは、平成18年度に受けた歳入については、平成19年度のところの実際のやる日の収入にあげろということになりますので、その部分の違いが出てきました。

以上です。

○高橋委員

大事なことを説明せないかね。指定管理者以前の、要するに直営のときに市が使う場合は金は払ったんですか。指定管理者になって市が使う場合はどうなるのかということでしょう。その違いじゃないの。今は市が何か市主催のイベントをやる場合には、指定管理者なんでお金出しま

すよね。従来直営のころはどうだったんですか。

○生涯学習課長

全体の今、市だけの話ではなくて、全体の収入の説明ですけども、平成18年度指定管理者というのがあります。平成18年度を使用しようとする場合に、先ほど言いましたように1年前からとか半年前から使用ができますので、どの事業者も平成17年度中にお金の支払いはいたします。それで市の方は、その平成17年度の歳入という形で入れております。今度、平成18年度になりますと、指定管理者になりましたので、指定管理者は平成18年度に向けた歳入の中で、平成19年度分というのがあるわけですけども、平成19年度の事業の分も受けておりますので、その分については計上はされないと。その分は平成18年度に受けたけども、平成19年度の事業ということですので平成19年度にもっていったという考え方なんですけども、そうしますと、そこで800万円と1,800万円の違いが出てきたと。今度は平成17年度に市へ入れるべきものを、これが約600万円ぐらいありましたけども、それは平成18年度の指定管理者の歳入には入れてないということになります。

○高橋委員

市が使う場合は、直営のときでも指定管理者になっても使用料払っていたと。まずそこが一つはっきりさせてもらわないかんね、私が聞いているのは。市が例えば使うでしょう、かきつばたホールを。指定管理者の前は、あるいは指定管理後は市は料金を払っていたのかどうかということが一つあるんですね。

それから、もう一つは、直営のときは入った年度で処理しとったと。直営のときは翌年度使うという形で当年度入った収入は当年度収入にしていたと。ところが、指定管理者ということになってからは実際に使用する年度をもって収入にしたと。その違いが出るとということでしょう。そこでだから二つあると思うんだわ。市の歳入はどうなるとるんですか。市が使用する場合の使用料の支払い方というのは。

○生涯学習課長

市が使用する場合は、平成18年度までは無料でやっておりましたけども、平成19年度からは指定管理者すべて有料という形ですので、市が使う場合は使用料を払っております。

以上です。

○高橋委員

だから838万8,000円だったものが1,802万円になったと、部長そう本会議で報告されたんだよね。1,000万円近く収入がふえたのかと、そういう錯覚を期待されたのかどうかしらんけども、指定管理者になって1,000万円もふえたのかと、収入がと、こういうふうに私たち思ったわけですよ。何のことはない。直のときは当年度、指定管理のときは使用年度というふうに入収入の区分を変えたということ。それから、市が直接借りる場合は、今まで無料だったものを有料で出すようになったということですね。比べ方が違うわけだから8,000万円が800万円が1,800万円になったということでも言ってもらっちゃ困りますよね。だから厳密に言うとうどうなったんですか、使用料の変化というのは。指定管理者前の直営のときの使用料収入と指定管理者になってからの使用料収入というのは、どんなふうな変化が生まれているのかということはいかがですか。

○生涯学習課長

先ほど言いましたように、平成17年度に入った市の歳入が約600万円ほどありました。それで先ほど言った平成18年度約830万円ほどの使用収入ですので、それを足しますと1,430万円ほど。そして指定管理者の本来の数字で平成19年度1,800万円ほどになっておりますので、施設使用料としては200万円ぐらい上がったかなというふうには思っております。

○高橋委員

使用料として、要するに指定管理者になって成績上がった、成績上がったとおっしゃるんだよね。それは上がるとことは上がるとことはきちっと認識すればいいけども、今初めて数字として明らかになったと思うんです。

つまり、チケットを販売したり、いろんなこと

で収益を上げるということも大事なんだけど、会館をどれだけ使ってもらえるのか、会館全体をいかに有効的に使ってもらえるのかということが問題なわけで、指定管理者になってから200万円程度会館収入がふえたというのが統一見解いいですか。200万円ふえたと。

○生涯学習課長

そのように計算はされます。

以上です。

○高橋委員

ちょっとその辺の数字もね、指定管理者になってからどういうふうに変化したのかということは、もうちょっとリアリティのある報告があっていいんじゃないですか。あなたは今、机上計算されて、やりとりの中で200万円ぐらいやと。つまり、さっきから出ておるように、指定管理者になっていかに施設が有効的に使われたのかと。また、その知恵を努力はどうされてきたのかということをお互いにいいものはいいものとして評価していかなあかんわけでしょう。だから、もうちょっとリアリティのある数字を指定管理者になって会館使用料が幾ら幾らふえたんだと。そしたら、どういう分野でふえたのかということについて分析的な検討があってもしかるべきだと思うんですが、どうですか、そのあたりは。もうちょっと答弁してもらいながら、きちっとしたもので出せないの、そういうのは。

○生涯学習課長

平成18年度と平成19年度の比較した正味表という文化会館は通常の市の一般会計とは違う会計方式を使っておりますけども、そういった正味表というのがありますので、平成18年度と平成19年度を比べたものは出せません。

以上です。

○高橋委員

それはそれで一つ出していただいて、200万円アップしたとおっしゃるけども、どういう努力がどういう形で実を結んだのかということは分析はどうですか。してない。結果的にそうなったんだと。そうならん場合もあり得るよということなん

でしょうかね。

○生涯学習課長

平成18年度と平成19年度の自主事業という形で数字が出ておりました、平成18年度は19事業7講座、それから平成19年度におきましては27事業8講座を実施しております、そういったものの成果が出ておるのかなというふうには思っておりますけども。

○高橋委員

それはそれで一遍資料は出してくださいね。

それでこの指定管理料を決められます。平成19年度の指定管理料の協定額は2億5,111万4,000円ですね。会館収入は市が取り上げるではなくて、そのまま受託団体に歳入されるということになりますね。そうすると、一生懸命会館を使ってもらって会館収入がふえればね、指定管理料を減少させて帳じりを合わせるという作業をやるわけですか。平成20年度の当初予算では2億4,600万円、2億5,000万円が2億4,600万円で1,000万円強減少してますよね。予算で見る限り。この2,500万円がなぜ設定されてくるのか。あるいは使用料の増大が指定管理料の減少という形で契約をしてるのかどうか、その辺の経過を踏まえて御説明いただきたいんです。

○生涯学習課長

文化会館の収支というのは、歳入、事業活動の収支のことということ、歳出におきましては事業活動の支出というのがあります。歳出の方で自主事業の支出がどのぐらいになるんだと。そして、関連支出がどれぐらいに今年度はなるんだろうということ、歳出の方は出ますので、そして、今度収入の方では会員の収入、そして受託収入、そして補助金等の収入、自主事業はどのぐらい見込めるんだということを差し引いて最終的に文化会館の指定料収入が決まってくるというふうになっております。

以上です。

○高橋委員

さっき中央公民館で議論しましたけどね、中央公民館の利用拡大にどうしていくんだと。生涯学

習課長も一生懸命やってみるんでね、それは頑張っ
てほしいんだけど、なかなか苦慮されとるわけ
でしょう、中央公民館の利用拡大するのに。同
じことですがね、文化会館も。指定管理者だか
ら、さあやれ、はえば立て、立てば歩めと、さあ
あさあと。中央公民館の方はどうだというたら、
いや、なかなか困難なのでいろいろ検討させて
もらいたい。このコントラストがあるんだわね。

だから私は、指定管理者というものが文化会館
に今ふさわしい形態でさらに発展していくことは
望むけども、さっきおっしゃったように、経費削
減ができるかどうか。市民サービスが拡大できる
かどうか。経費も減らし、サービスはふやせとい
うわけでしょう。公民館どうなのと私は聞きたい
ぐらいだがね。人にはそうやって、はえば立て、
立てば歩めというてやっというて、自分とこはど
うだといえね、遅々として進みません。こうい
うコントラストからいうとね、それはもっと大き
な意味で、広い目で見ればあげんといかんですよ、
文化会館の指定管理者というのはね。コスト主義
でやれといつてね、それだけではやれんわけし
ょう。その辺どう思われますか。自分とこの中
央公民館との関係で。

○生涯学習課長

文化会館も収益性とか効率性だけを求めて事業
を進めていくことじゃなくて、地域の方々が、ほ
んとに利用していただいて、やっぱりその税金を
払った分だけに見合った建物だとなればいいのか
なというふうには思っておりますけども。

以上です。

○川合委員長

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時58分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

文化会館の指定管理者の選定についての議案で
すが、先ほど指定管理者になる得る、たり得る団

体の条件として2点言われましたね。一つは、経
費削減が図れるかどうか、いま一つは、市民サー
ビスが図れるかどうか、ここを基準に団体の選定
をしていくんだと。随意契約で芸術創造協会に今、
指定管理してるわけですね。

私、経費節減も市民サービスも大事な視点なん
ですが、文化会館というのは80億円かけてつく
ったんですと。建物60億円、用地20億円と。この
会館が運営されていく過程でね、経費の節減も市民
サービスも大事なポイントなんです、その視点
だけではまずいんじゃないかと。

つまり、知立にあの会館ができて、そのことを
通じて自主事業、あるいは興行、いろんな取り組
みがあるでしょうけども、知立の文化会館で文化
や芸術、音楽、いろんなジャンルを接する機会が
あって、とても感動したんだと、市民としてね。
あんな大きなどんがらつくってむだ遣いだと思っ
ていたけども、さすがすばらしかったと。要する
に、文化会館というのは、そういうものでなけれ
ばならないと思います、私は。あの近くでね、名古
屋まで行かずにあそこで見えた演劇、それは興行ね、
自主事業何でもいいけども、すばらしかったと、
感動しましたという市民をどれだけ広げるかとい
うことがね、ここの私は主要な任務だと思います
よ。その点が論じられずに経費とサービスと、そ
れはにこにこ笑って対応していただいたとか、電
話の取りが良かったとか、職員がスピーディに動
くだとか、それはそういうことも大事なんだけど、
それも目配りをしなければいかんけども、最大の
ポイントは、そういう感動を文化会館という場所
を通じて市民に提供できるのか、これは最大のサ
ービスだというふう理解してるんですけども、
その視点は指定管理者を選定する重要な視点だ
と思うんだけど、いかがですか。どんなふうにお
感じでしょうか。

○生涯学習課長

確かに言われますように、自主事業の中で、ど
んな今度は事業をやってくるんだと。今、知立で
すと文楽とかからくり、そういったものもこの自
主事業の中に入れて、文化庁の方からもそう

いった事業を大いにやってほしいということで補助金もいただきながらやっております。ですからそういった地域の特性の合った事業と、それから皆さんが感動するような事業を進めていくということが一番大事だというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

だからそれは結果的にね、会館使用料が水揚げされてくる、上がってくるということとつながっていくんですけども、問題は、さあ昨年度の比べて削減率が幾つなのかどうなのか、こういう視点だけで私は議論するのはいかがなものかと。もちろんお金を使えばいいというふうに主張してるわけじゃありませんよ。幾ら経費節減したって、感動を与えないような文化会館だったらね、これは無用の長物になって、何だこのむだ遣いはと、こうなるじゃないですか。

しかし、最初はむだ遣いだと思っておったけども、行って見てね、自主事業のこういうものに参加したら素晴らしい企画だったと、感動したんだという市民にその感動をどれだけ与えるのかと。そのためにはスタッフが要る、企画力が要る、舞台や照明の専門家も要る、そのために一定の金も要るということですから、その辺の考え方がね、先ほどおっしゃった二つの前提条件とは違うんじゃないのかなと。だから指定管理者を選ぶときに、その視点がないと結局市民の文化や伝道の宝庫にはならないというふうに思うんですが、さっきおっしゃった経費節減と市民サービスというだけではちょっと問題じゃないですか。文化会館にふさわしい必要な要因というのをもうちょっとはっきりさせて、芸術創造協会でもいいわね、生み出してきたようだし、館長含めて生み出してきた協会ですから、これを育てていくという視点で立脚して事を進める必要があるというふうに思うんですが、教育長どうですか。

○教育長

やはり観点として経費の削減、これも指定管理者そのものについては経費の削減と市民サービスの向上ということが言われておったわけでありま

すけども、やはり知立市の文化、あるいは芸術の拠点ということで、ぜひそういう機能を果たしているかということはとても重要な視点であると思えます。

現在もあそこでは中学校3年生の古典を鑑賞するものもやっていただいておりますし、素晴らしい場所で小・中の音楽会、あるいは作品展等も全館を活用して小・中学生の全員の作品も展示することができます。そういった事業、あるいは文化会館で行っております名古屋でやるようなものもやっております。そういうものを直接市民が触れるということは、とても素晴らしいことであると、そんなふうに思っております。

そういう視点がないということはないと思えます。今言われた指定管理者の利点、これは当然でありますけども、当然、文化会館は文化会館の拠点と、この機能はとても大切なものだと思っております。

○高橋委員

私も文化会館は時々いろんな芸術を吸収できる場としてお邪魔することがあるし、特に女性の皆さんは、非常に積極的に会館を行かれて、次何を見るんだといって張って楽しみにしてみえる。うちの女房なんかよく行くんですよ。そういうアプローチと指定管理者の選定ということが、もっと前へ出てこないといけない。ただ経費節減だけでどうのこうのという、それはさっきお答えはいただいとるんですけども、そういう視点をもっと事務局、事務方も前へ出して、しっかりPRもしていただきたいし、いい文化のはぐくむ施設として頑張っていたきたいなど、こんなふうに思いますので、ぜひ心にとめて、指定管理者の必要条件とは何かと言われたときに、その部分もきちっと対応するような内容に高めていただきたいというふうに思いますので、改めて答弁を求めておきたい。

○生涯学習課長

これからの事業対しまして、今言われた委員の心に命じまして事業を進めていきたいというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号について挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○嶋崎委員

補正予算の19ページの委託料の新公会計システム導入委託料、この新公会計というのはいかなるものかお教えいただきたいと思います。

○総務課長

この新公会計について少し説明をさせていただきます。

まず、総務省より平成18年の5月に新地方公会計制度研究報告書というのが公表されました。その中で、この今回の目的でございますが、資産、債務管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価、予算編成、決算分析との関係づけ、あと、地方議会における予算決算審議での利用という形での目標として掲げられました。

そして今回、大きく変わるものとしまして、企業会計と同様に発生主義、複式簿記の考え方を導入しまして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備することといたしまして、各地方公共団体にそれが

通知されまして、人口3万人以上の都市につきましては3年をめどにこの4表を整備して公表しなさいという形で開示しなさいという指示がありました。

そこでもって今回こういった予算をつけさせてもらうわけでございますが、特に今回は、初めての開示の貸借対照表等を作成するに当たりまして、現在の資産、知立市の持つておる資産をすべてリストアップいたしまして、公正価値に評価しなければならぬということにつきましての業者への委託料ということになっております。ちょっと専門的な言葉ばかり並べまして非常にわかりにくいところもございますが、この今回の内容といたしましては以上でございます。

○嶋崎委員

このシステムを導入することによって、多分メリットがあると思うんですけども、このメリットはどのようなところなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長

メリットといいますか、今現在、単年度において予算、また決算という形で市の会計につきましてはそういう形で報告をさせていただいておりますが、例えば資産につきますと、例を出しますと、知立市においての財産であります道路、また橋、そういったものが今どれほどの価値があるものなのか、すべてそういったものを洗い出しまして、市民の方にわかりやすく今、市の資産としてはこれだけのものがありますよという形のを細かく分類をして資産公表したいというものになります。

○高橋委員

今、新公会計システムの導入ということで、決算の指標に新しい手法が導入されたり、今は単年度早期予算主義であるところを発生主義、要するにコスト主義ですよね。だから行政のコストはどうなっておるのかという視点から地方の財務をあぶり出していくというシステムの要請で、これは結局より一層さつき出たように、コスト主義を地方自治体の会計システムに、地方自治法や地財法

で会計処理の仕方も決まってるんでね、しかし、そういう指標を入れて財務の検討をさせるということで、今日的にいうと総務省らしい地方自治体のコスト主義を具体化するためのシステムをつくれと、こういうことを要請されているという理解でいいんですね。どうですか。

○総務課長

高橋委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

それはそういうこととして、補正予算大きなものはないわけですけども、また本会議で若干議論もされておるわけなので、残ったところを少し伺いたいと思うんです。

歳入で17ページに地域国際化施策支援特別対策事業助成金ということで50万円ここに載っておりますが、歳出の方を見ますと、財源構成ということでチャラになっておるわけですけども、この事業内容、補助対象の事業というのはどういうものなんですか。

○市民協働課長

地域国際化施策の支援特別対策事業ということでございます。50万円を歳入ということで計上をさせていただきました。

事業については、先日行わせていただきました、8月31日ですけれども、多文化共生のイベントの事業でございます。当初予算上では補助金申請の期間が2月の申請でございましたので、当初予算の申請上で歳入が組めませんでしたので、そのあと申請しまして交付の内定を受けましたので、今回上げさせていただいたものでございます。

○高橋委員

ブラジル移民100周年記念で当市が行った多文化共生地域づくり事業の内容だと。これが事業内容で、補助申請がおくれ、補助決定がおくれたので今回の財源構成で対応すると、こういう理解でいいんですね。

○市民協働課長

はい、そういうことでございます。

○高橋委員

次に、15ページに自衛官募集事務委託金4万

3,000円がありますが、これはなぜ補正されているのでしょうか。

○防災対策室長

これの委託金につきましては、当初予算での計上漏れということで、今回補正であげさせていただきました。

○高橋委員

計上漏れと。それで防災対策室が対応しとるんですか、自衛官の募集事務というのは。

○防災対策室長

現在は防災対策室で行っております。

○高橋委員

歳出は18、19ページの水防管理団体連合会負担金、これは本会議で私が聞いたやつね。ここの財源構成の中で県支出金4万3,000円が入っていると、こういうことですね、この予算書を見ると。自営化募集の実態行為としては、どういうことをやってみえるんですか。該当する予算というのはあるんですか、歳出に。

○防災対策室長

特に事業歳出費目としてはございません。一般事務費の中で啓発物品等の購入ということでございます。

○高橋委員

したがって、自衛官募集事務という歳出はないという理解でいいですか。

○防災対策室長

特にこれという事務事業はありません。

○高橋委員

ということは、補助金があってもなくとも関係ないということですか、やる行為は。

○防災対策室長

自衛官募集に対する啓発を行うということで、一般事務用品等の購入におきまして自衛官募集等をPRしていくというものでございます。

○高橋委員

しかし、それは委託事業としておやりになっとるわけでしょう、自衛官募集事業というのは。だから委託金がなかったらやる必要ないじゃないですか。

○防災対策室長

委託契約は締結しております。

○高橋委員

委託契約、どういう委託契約してみえるんですか。自衛官募集事務というのは私よくわからんけど、何をおやりになっておるのでしょうか。

○防災対策室長

一般的には市内に看板等で自衛官募集とかございますね。それから市役所の中にも自衛官募集のパンフレットを置いたりということをやっております、その事務的経費を委託料という形の中で委託契約しまして歳入に繰り入れとるというものであります。

○高橋委員

しかし、計上漏れなんでね、委託金4万3,000円がなくても、ごくごく普通にその事務をやっちゃうと、こういうことですか。今年度はストップされておるんですか、そういう委託事務は。当初予算からこの9月補正予算で今4万3,000円出してみえるけども、当初からこの間は委託事務はしていないと、こういうことですか。

○防災対策室長

委託事務そのものは行っておりますが、実際の行為としては、まだ行っておりません。

○高橋委員

だとしたら、この新しい歳出がなきゃいかんのではないですか。つまり、この年中行事のように委託契約をされておるといことなんだけども、自衛官募集事務というこれ委託行為だから、委託費がついて初めてそれを受けて執行するという形になるわけでしょう、行為としては。

だから今期の上半期については、したがって看板張りに行ったり、パンフレット置いたりというようなことはしていないと。この補正予算が通過してからやるということですか。そんなものはのべんだりをやっちゃつとるがや。たまたま計上ミスだったと、こういうことですか。

○防災対策室長

今年度の事業としては、あえてまだ行っておらんわけですけども、募集のパンフレット等は私ど

もの事務の前のカウンターのところに前年のものと引き続きPRとして置かせていただいておりますという形でございます。

歳出につきましては、防災費の中の一般消耗品という中で支出等は行わせていただいております。以上です。

○高橋委員

そうすると、パンフレットは自前でつくるんですか、送ってくるんですか。それから看板も自前でつくるんですか、送ってくるんですか、現物が。取りつけ行為だけは人件費を要して行うということなのか、そのあたりはどうなっておるんですか。

○防災対策室長

看板につきましては、今年度より一般の年度とってはなにかと思いますが、看板等の設置は行っておりませんが、消耗品等で啓発物品という形でPRさせていただいております。

○高橋委員

看板はつけるわけではないと、今年度は、啓発物品だと。例えばどんなことをやるんですか。

つまり、4万3,000円が一つの根拠になってね、自衛官募集は当たり前なんだと、地方自治体やるのはねという考え方については問題があるんじゃないかと。

つまり、今回のように予算化、委託金もないのにそのパンフレットだけ既に置かれてくるという行為については、それはちょっと越権ではないのかというぐあいに思うんですが、そう思われませんか。だって委託料入ってないんだもんで、当初予算で。どう思われますか。

○防災対策室長

年度を区切って今年度、例えば平成20年度の募集ですと、あるいは平成19年度の募集ですとという区切ってパンフレット等も入れかえ等行っておるわけじゃなくて、昨年の余りといっはなんです、それが今現在はカウンターのところに置いてあるという形でございます。

昨年度におきましては、看板等をつくって立たたという経緯はありますが、今年度は一般事務費

だけということでございます。

○高橋委員

そうすると、自衛官募集事務の委託契約というのはどうやってやってみえるんですか。1年ずつ契約されておるのか、通年でずっとお互いに嫌だと言わん限りやりますとか、どういうふうな契約になっとるんですか。

○防災対策室長

この委託契約につきましては、募集事務地方公共団体委託事務処理要綱というものがございまして、毎年幾らという形の経費が決められてまして契約してるということでございます。

○高橋委員

毎年契約をしていると。毎年経費も決めて契約すると。だとしたら、今年度上半期に去年の分であれ、おとしの分であれ、自衛官の啓発のパンフを置くということは契約をしてないのに置いたと、こういうことですか。

○防災対策室長

委託契約としてまだ物品等購入してない中で、前年度の分が置いてあるという形でございます。

○高橋委員

何が言いたいかといいますと、この種の委託契約が便々とかく当たり前のように、私たちは自衛隊問題というのはいろいろ意見持ってます。そういう方々も多分みえるでしょう。憲法9条問題もこの論理の帰着としてはあるでしょう。だから国論が必ずしも一つになっていない自治体事務ですよ。だからこういう問題については、日常茶飯事、申し送りで当たり前というんじゃないで、一つ一つきちっとチェックを入れて、神経を使ってやるべきだと、この種の内容については。

今まで自衛官募集事務について余り言ってきましたでしたが、去年でしたか、何か重点的にスポットでたくさんお金が出てね、このモデル地区で契約するというようなこともありまして、これ、佐藤議員やりました。うちの佐藤議員がやりました、そういう点では、まだ今回補正計上されて、平成20年度の委託契約はできていないということに去年のものが置いてあるということ自身は、厳密

にいうといかがなものかなと。

しかも今言ったデリケートな問題なので、やっとして当たり前だという地方自治体の職員の感覚はどうなのかと。あなたたちは職員になるときは、憲法遵守事項を宣誓するでしょう。現憲法を遵守し、地方自治法憲法を遵守してやるじゃないですか。そういう意味からいうと、何のために宣誓しとるのかということでは、日本国憲法遵守ということですから、この種の問題は憲法上、ここで憲法論をやるつもりは全くないけども、そういう問題だということだけは職員として腹に入れて事務を対応するというふうにするのが基本だということをやっと強調しておきたいと思うんですが、どう受けとめていただけますか。

○防災対策室長

委員おっしゃるとおりかと思しますので、改めていきます。

○高橋委員

ぜひその点は、ひとつ心にとめておいていただきたいなと思います。

観光費文化財費で八橋城跡土留工事費というのがあるんですが、八橋城というのはどういうものなんでしょうか。ちょっと歴史的な経緯を含めて所見を伺いたいなと思いますが。八橋城について。

○生涯学習課長

八橋の城下に葦香城というのがあります。ちょっと休憩いただけますか。

○川合委員長

答弁の途中ですが、しばらく休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長

八橋城の城下に明治の初年まで葦香城という地名がありました。それで大正7年に名鉄三河線の敷地の土取工事中に多くの一石五輪塔が出土し、この付近に地名どおりのお城があったと確認されたというふうに文献に書いてあります。

以上でございます。

○高橋委員

その城跡というのは残つとるといわけですか、今。

その土留工事をやりたいということなんですが、私もほんとに申しわけない、全く無知で聞いてるわけですから、そう緊張されずに教えていただければいいんですが、これ土留して少しは文化財として対応できるようなそういう流れの中で補強していこうと、こういうことなんですか。どういう歴史的な価値のあるものなのか。そして土留をするということの意味合いについてね、今日的な、どう理解されておるのか、もう少しわかりやすく御披露をいただきたい。

○生涯学習課長

今回の城跡の土留工事とっておりますけども、城下時点で城跡の記念碑の敷地がございます。その記念碑が、実はこの敷地、平成9年に地元の方から寄贈があり、現在市が管理しておる土地でございます。

その敷地の隣の方から、家を新築したいという御希望がございまして、境界確認をしたところ、遺跡ののりが隣地の方の建設予定地に食い込んだと。そういったために、隣の方との敷地の造成に今回影響が出るということが判明いたしました。

それで城跡の記念碑の敷地ですけれども、隣の方との土地のところには1.5メートルの段差がありまして、幅が5.3メートルあります。そのため、そこをのりで食い込んだところを削りまして土留工事をしたいということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○高橋委員

つまり城跡ということで、記念碑があると。その記念碑ののり下が民地に入り込んだと。それを削り取る土留工事をやるということですか。

これは私たちも余り紹介をされていない文化財ということだということなんですが、もうちょっと広く市民に知らしめるとかというような考え方もお持ちなんではないでしょうか。たまたま隣の人から言わ

れてね、あなんとところ敷地出とるじゃん、記念碑が土留の下まで。あかんよといわれて、悪かった悪かったといつてちょっと控えて工事をやるという程度のものということなんですか。

○生涯学習課長

城下の場所の隣に、今、発掘調査をしております、そういったところと一緒に発掘調査をやるのは、その隣地の方の家が今度新しく建つということで発掘調査を事前にやらさせていただいたんですけども、そういったときにたまたまわかったということでございます。食い込んでおったというのがわかったというのが事実です。

以上です。

○高橋委員

史跡として存在しているので、それが隣地の方の敷地へ侵犯しちゃうってということを是正するためにここに計上されているような89万円でやるという。それ以上のものでも以下のものでもない、何か答弁聞いてるとね。もらうときに、まあちょっときちっと計測してもらっておられれば、この事態はなかったんじゃないのかなど、改めてちょっと開き直った言い方をさせてもらうとね。どういうもらい方されとったのということも言いたくなるわけですが、そういうことですか。

○生涯学習課長

委員の言われたとおりでございますが、忘れておったということでございます。

○高橋委員

そういうことだそうですので、次へちょっといきたいと思えます。

徴税费、税金を集める費用ですね。ここに今回電話催告作業委託料63万円、滞納整理支援システムデータ入力委託料31万5,000円ありますが、それぞれ御説明いただけますか。

○税務課長

初めに電話催告作業の委託料ということで、これは人材派遣の会社の方に委託をしまして、およそ4人の方、1日5時間ほどでございますけど、20日ぐらいの予定をしております。これの委託料ということで、この人材派遣の方に電話で簡単な

内容しか交渉はできないわけですけど、納入していただいておりますがお忘れじゃないですかというような簡単な電話での催告ということになります。

それから、収納支援システムデータ入力委託料というこちらの方につきましては、先年、データ入力支援システムを入れさせていただいたわけですが、こちらの方に入れるデータですね、こちらの方が不動産の差し押さえというのをこのごろやっておるんですけど、何年かかけて集積しております。不動産の差し押さえをした場合、すぐ差し押さえをして売るといことはまれでございまして、納税を担保するための押さえていく時効の停止というようなこともございますけど、そういうようなことで不動産を差し押さえておるということもございますけど、そのデータですね、法務局の方へ行って差し押さえ行為しておるわけですけど、そのデータが完全に管理できてないもんですから、この収納支援システムの中に管理するデータがあるもんですから、そのデータの入力をお願いするということが今回お願いしておるということでございます。

○高橋委員

今、御説明がありましたが、滞納整理支援システムというのは、これは前から問題になってました。現年度分の税の滞納がある場合に現年度はもちろん取りに行きますね。ところが、過年度以前の滞納があると。それももちろんいただかないかんけども、その滞納分がなかなかきちとしたデータになってなかったと、今までね。だからこのデータ開発、滞納整理支援システムがないと効果的に滞納整理のための話し合い、あるいは課税客体を掌握するのになかなか大変なんだということでもう鳴り物入りで滞納整理支援システムというものを開発いたしました。

そして平成19年度の当初予算では、保守管理委託料として119万円、さらに借上料として485万8,000円を計上されております。借り上げて保守点検で合わせて600万円ぐらい滞納整理システムの前算を組んでいらっしゃる。だけど当初予算で

は、データを入力する委託は予定されていなかったんですか、今回補正で出ている。これはなぜ補正になったんですか。これ、ひとつ。

それから、電話催告作業、つまり税を払っていない人に、あなたあかんじゃないのと。納付期限が済んだるけども何で入れてくれないのというコールを電話でやるというわけですか。これが何で職員がやらないの。こういう催告作業というのは人材派遣でやるんだと、今の答弁ね。4人で20日やるんだと、63万円。従来もこういう手法でやってみえたんですか、人材派遣活用して。あわせてお答えいただきたい。

○税務課長

電話催告の方につきましては、具体的には平成19年からやりだしました。平成19年につきましては、9月と5月2回これは職員で対応しております。ことしも1回やったわけですけど、これは職員で対応しております。

それで差し押さえとかそちらの事務がかなり多くなってきたということで、一部この電話催告ですね、これを委託することによって差し押さえ等の事務がかなり事務手数料たくさんかかるものから、こちらでできるような形をお願いしたいなということで今回出させていただいております。

それから、不動産の先ほど言いましたシステムデータの入力ですね、こちらの方も今までパッケージの中に不動産の差し押さえデータというのが入っておったわけですけど、手前でやるつもりでございました。

それから、データの中に経歴ですね、その方と交渉した経歴を台帳管理をしております、長年何年も持つてる、長く滞納がある方は長年持つてるわけですけど、かなり膨大な量でして、今の事務の中でこれをすべてやっていくというのは、かなり差し押さえ事務とそちらの方に影響が出るということで、特に不動産の差し押さえについては忘れてはいかん。特に税金をいただいた中で、差し押さえしているものを解除するのを忘れて、そういうようなことがあってはいけないものですから、データを完全に入れて画面を見ればすべて

即にそういうものが表示できるような形にしたいということで、今回短期間のうちの処理したいということで委託料としてあげさせていただいておる。

○高橋委員

今、大事なことをおっしゃっていると私、思っていますが、さっき催告の作業ね、あなたは納期お忘れじゃないですかという軽いタッチでやるんだという答弁だったんですが、今聞くと差し押さえ事務だというふうにおっしゃっているんですが、どうもはっきりせんようだけど、もう一遍、催告作業というのはどういう作業が催告作業なんですか。これ、ひとつ明らかにしてくださいね。

それから、もう一つね、納税整理支援システムの入力データ、この不動産の差押えの件についてデータ入力するんだと。しかしこれはね、いってみればプライバシー中のプライバシーでしょう。これどこへ委託するの。これは市でやらなきゃいかんじゃないですか、職員が。こんなことを第三者に委託したりお願いしたりすることじゃないんじゃないですか。どこへ委託するんですか。

それから、上の人材派遣とおっしゃるけど、どこの人材派遣にお願いするんですか、委託会社。

○税務課長

人材派遣の会社ということでございますけど、一般の人材派遣の会社でお願いするというので、どこということとは決めておりません。

それで催告の内容ということですけど、ことしの何々の税金の納税お忘れじゃないですかというような軽い形でいっていただくということで、強い督促とかそういうようなことはいたしません。

それから、先ほど私、差し押さえというのを言ったのは、こちらの電話催告の方とは関係なくて、職員が差し押さえるの件数とかそういう作業がふえておるものですから、職員の電話催促を今までとたしておったんですけど、それを委託することによって時間ができたものを差し押さえるの事務の方にもっていきたいということで考えております。

それから委員、今言われました不動産の差し押さえデータをそういう企業に委託するということ

について守秘義務の問題ということで言われたわけですけど、税の関係でいろいろなものを委託しておるわけですけど、税の関係すべてほとんど守秘義務があるような個人データの方もございます。そういうようなものを今までもいろんなデータの委託もパンチデータ委託しております。そういうことで、そこら辺は守秘義務をちゃんと守っていただくということを前提にお願いするというので、確実に秘密を守れる業者をお願いしていくということで考えております。

○高橋委員

どこがやるの、委託業者。

○税務課長

一応これはパッケージを持ってる会社を考慮しております。システムデータ入力のこのパッケージで買っておるものですから、その業者をお願いしようというふうで考えております。

○高橋委員

あなたは固定資産税が納期がきたけども、納入されてませんけどお忘れですかと軽いタッチのものをやると。何件ぐらいおやりになるんですか。人材派遣4人で20日、何件ぐらい対象ですか。

○税務課長

何件という形のものまで、件数ちょっとよう出さんでおったんですけど、対象にするのは平成20年度の滞納の方と平成19年度の滞納が残ってる方、この2年についてのみ実施をする予定です。

それ以上長い方に電話催告しても、電話催告で払っていただけるような感覚ございません。そちらの方については差し押さえ等の強硬手段も取らざるを得ないと。短い人ですと、あ、忘れとったというような形で対応していただける場合も随分あるものですから、それを期待しています。

○高橋委員

平成19年、平成20年の税の入らない人を対象にするんだと。件数はよくわからないとおっしゃるけど、63万円くっついとるわけでしょう、委託料が。当然その63万円の積算根拠というのはあるわけでしょう。4日間で20人だと言われる限り、大体どれぐらいの客体の方にお電話するのかという

前提があつて63万という金額が決まるんじゃないですか。そこもはっきりせんで63万という委託料打ってみえるということですか。

○税務課長

4人で1日5時間で20日間やっていただくということで、実際問題、今滞納者が5,000人ちょっとおります。その中で、平成19年、平成20年ということになると約1,000人ぐらいではないかと、あくまで私の予測ですけど、そのぐらいの1,000人弱ぐらいの方が対象になるんじゃないかというふうに思っております。

○高橋委員

それで電話の催促については、一般の人材派遣会社に頼むんだと。これはね、高橋憲二が例えばうっかり滞納しちゃったと。どれぐらいで催促されるのかしらんけども、そのリストをもらうわけでしょう。リストを出すわけだわ、人材派遣会社に。これは市役所でやっていただくの、あるいは人材派遣会社へリストを持ち込んでやっていくの、どちらになるんですか。

○税務課長

電話催告につきましては、市役所の会議室を一つこの間お借りして、電話の架線を引きまして、その部屋でやっていただくということで考えております。

○高橋委員

一応市役所の公的施設の中でやるということだけでも、5,000人ぐらい滞納者がいると。それは決算でまた出てくるんですが、そのうち平成19年、平成20年、平成20年というのは現年度分ですね。平成19年というのは過年度になるんだけど、そこへ電話すると。これは去年までは市の職員がやっていたということですか。これも何で人材派遣の会社に依頼せないかんのですか。そんなことたらんじゃないですか。人材派遣に守秘義務があるよといって誓約させるんだろう、きっとね。させるんだろうけども、そんな対応でいいのかということですよ、私が申し上げたいのは。去年までやっちゃったんでしょう。差し押さえ等の事務が忙しくなってきたので対応できないと。だから今回や

るんだと。つまり人手がないということ税務課長おっしゃってるわけだね。そういうことでしょう。違うの。何かほかにあるの、委託する理由が。

○税務課長

収納の事務といいますと、どこまでやればオーケーだという線がないというんですか、ここまでやればいいという話ではないものですから、今特に収納率向上のために頑張っておる中で、特に差し押さえの件数伸ばしていきますと、即ちそちらの事務手数料がたくさんかかるものですから、この強化してやっていく中で、よそにお願いした方がそういう時間が取れるということで今回お願いするというところでございます。

○高橋委員

それは税の徴収事務というのはエンドレスかもしれませぬ。それでまたこれだけ世相が貧困と格差が広がってきますと、なかなか納めたくても納めれんという人があるし、中には恣意的にけつまくって納めんという人もみえるかもしれません。だからそこを行政当局が対応するのにどこまでやっていいのかということね、それはエンドレスかもしれません。

ただ、現年度分と平成19年度過年度1年分について、比較的新しい滞納者なんだわね、これは。ここへお忘れではないですかとかね、去年の分が納まってませんよといって案内をするという行為は、なぜ委託会社にせないかんのですか。

私ね、ちょっとこれ決算でないので申しわけない。監査意見書の24ページを開いていただきたいんですよ。監査意見書の24ページは何が書いてあるかといいますと、県内類似団体と知立市の職員配置の現状は下表のとおりだと、次の表のとおりだと書いてあるんだね。県内類似都市というのは七つか八つありますけど、津島市、犬山市、江南市、大府市、知多市、豊明市、清須市、北名古屋市、知立市と、ここで一番右の欄に税務事務について類似都市の平均との関係で知立はどうなんだということが書いてあります。知立の税務職員が28名、県下類似都市平均が32名、知立は類似都市に比べて4人足りないと書いてあるんだね、こ

れは監査委員の意見一覧で。

つまり、知立は行政をスリムにしなきゃいかんということで、どんどん人を減らしてきた。それは不要不急でない部署については一定の人を整理というか、合理的に活用してもらうのはいいと思うけども、この監査意見書が指摘しとるように、税務業務については4名類似都市の平均よりも少ないよと。知立28名。多いのは43名というところもあるじゃないですか。江南市。それから34名、津島市。私は江南市のようにせよとは言わんけども、つまり、税務職員が少ないという認識を監査委員は指摘しとるわけ。

さっき税務課長答弁のように、それは税を徴収するには差し押さえもせないかん。あれもせないかん。なかなか人手がないので人材派遣会社にリストを出して役所の一室とはいえ、これであんたは督促の電話をしてくれと言われたわけでしょう。これはね、市の職員がやるべき仕事じゃないですか。嫌な仕事だけども、一番たくさん給料もらってる市の職員が、一番嫌な仕事だけども、これは垂範率先してやらないかん仕事やないですか。私はそう思いますよ。現有勢力でできないからといって、どんどん下請に出せばいいという性格のものじゃないでしょう。どう思われますか。

○税務課長

このごろの全国的な状況でございますけど、電話催告につきましては、外部のところへ委託するという形が多く実施されておるといことで、今回は私どもは庁内の会議室で職員立会いの中でやっていただくというような形で考えておるわけですが、こういうようなアウトソーシング的な形で税の場合は権限があるもんですから、全部委託というわけにはいきませんが、この催告ぐらいまでは委託できるんじゃないかということで、こういう前例はたくさんございます。

○高橋委員

全国的にどういう傾向か私は調査をしたことがないけども、全国的にこういう傾向だからよろしいですよなんていって言われた日には、もたんですね、私は。何でできないですか、職員雇って。

人ふやしゃあいいじゃないですか。そんな大事なデータを外部へ出すわけでしょう。どうやって最後名簿のリストを管理されるかしりませんが、そのリストはね、納税ができないリスト、滞納リストというのは最近はやっているヤミ金の対象者なんですよ。ヤミ金というのは普通のサラ金でこげついた人たちにかみついていくわけだ。保険証一枚で貸してやると。あるいは人の顔見んでも貸せますよというところへ貸しといて、あとでしっかり取っていくという、そういう業種業態があるわけでしょう。今、社会問題になつとるじゃないですか。そういうところがほしがるといようなリストを職員が粛々とやられるならまだしも、職員の中にもそういう書類を回しちゃったとか、いろいろ不届きな職員も全国的にはみえるけども、しかし私は、知立市の職員信用してますからね、職員に限ってそういう不届きな方はいないだろうというふうに思うけども、今おっしゃったように、派遣会社にこれをやらせるということは私、きょう初めて聞いて、愕然としておるんだわ。この補正予算賛成できんなど、これは。こんなことを委託されるような63万円を外部に委託してね、リストがばれてくるかもしれないような補正予算賛成できないなど思いましたね、私。これは総務部長どうですか。いいんですか、これで。

○総務部長

委員の御趣旨の点もわからないわけではございませんけれども、地方分権一括法というんですか、一部法律が変わりまして、そういう俗に言う債権の取り立てという部分ですけれども、その部分について委託することはできると、こういうふうに変ったんですね、法律が。

その法律の改正を受けて、先ほど税務課長が申しましたように、各自治体が民間に委託をすることが始まっています。が、しかし、その中でも委員がおっしゃってみえるような非常にデリケートな部分はできるだけそれは税務担当職員が行うという形で大体進められておりますが、今、税務課長がちょっと話をしましたけれども、基本的には電話の催告は現年度分で納期が到来した者に

対して納期が来てますよと。納期が着たけれども納まってませんよというそういうお電話をさせていただくというのが大体500件程度だと思います。それ以外に旧の平成19年度という話がありましたけれども、その過年度に移ったけれども、もう入った方に対して滞納が発生しましたよというお知らせですね、そのお知らせ分を送信を封詰めさせていただくと、そういう部分が約1,000件あるという中身を先ほど課長が申しました4名の4時間の20日でしたかね、それで行ってくと、こういう中身になっております。

もう一つの滞納支援システムのデータ入力の関係は、これは今現在滞納支援システムを入れまして、委員の御指摘の部分、十分僕もわかりますが、債権、あるいは預金、あるいはいろいろかのデータは既に職員入れて活用しております。ところが、不動産の差し押さえ物件がやっぱりデータ量のボリュームさがあって、それがまだ処理できていないという部分で、そのデータを入れ込む作業というのは、どちらかというデータパンチャーにやってもらう方が非常にスピーディにいくという中身で、これも先ほどの委託ができる範囲という中身を受けてやっていける中身ではございます。

それを一定の業者に守秘義務を課しながら、とりあえずこれが全データが入っちゃいますと今後は市の職員で、あるいは場合によっては臨時職員を雇用して短期的に処理していくと、こういう中身になるというふうに理解しております。

平成19年度、課長が申しましたように、知立市も滞納整理、それから現年度の収納率向上でできるだけ頑張ってきました、ほんとに現有の戦力の中でやっております。

もう一つ現有の戦力でやっておりますが、差し押さえとかいろいろかの部分に踏み込みが多くなってまいりましたので、できれば職員がふえてくるとというのが監査意見書の24ページを見ても理解できると思いますけれども、現時点とりあえず短期的にこれを一遍処理していきたいという考えであります。

○高橋委員

債権の取り立てが委託できるんだと。これも規制緩和、小泉改革ですがね、これね。こういうところへ商業分野が入ってきて利益もうけの対象にしていくということでね、規制がない方がいいんだと。市場原理の任せた方がいいんだということでも何もかも市場原理に任せて弱者と強者がこんなに格差ができて、それが貧困と格差の原因をつくってる。これは自民党も今この流れは総括せないかんということ麻生氏はそういう流れの人じゃないですか。どちらかというね。

そういう意味でいって、あなたたちは、みずからの事務をやる場合に、そういう法的な根拠が生まれたからといって、じゃあ知立市の税務の守秘義務や安全性や、あるいは滞納をなくしていくという点で、どうこれと向き合っていくのかということが当然議論されなきゃいかんわね。

今、部長は補足はされたんだけど、電話をかけるのは現年度分の500件と。そして去年、平成19年度滞納になった1,000件については滞納になっちゃったという数値をすると。その袋詰めに人材派遣を使う。これはちょっと補足はされたけども、大小大してそう違いない話ですよ。

これはね、そんな誓約させたぐらいで、私はアルバイトでもいかんと思ってます。正規の職員が対応すべきだというふうに私は思ってるけども、まだしもですわ、アルバイトならね。しかし、アルバイトもいかんでしょね。厳密に言えば私はそう思います。アルバイトなら市の直営の職員だけでも公務員じゃないですからね。宣誓もなければ守秘義務の伴う罰則的なものはないわけですから。私はね、もう少しここは厳密にやってもらわないかんというぐあいに思いますね。

あわせて先ほど言ったデータシステムの入力、これはデータパンチャーの方がスピーディだとおっしゃるけど、これは適正の問題ではないんですよ。スピーディかどうかは、たどたどしいかはともかく、適正の問題ではない。そんなこといったら、パソコン扱う人は、みんなパンチャーにすればいいんだ、適正だけでいえば。そうではない。適正はたどたどしくてのろいけれども、これは市の職

員が直でやらなきゃいかんのだという分野については、ただただしくてもやらなきゃしょうないわけでしょう。また現に、市の職員はそんなただどしくありません。かなりのスピードでやっつけられますよ、現実的に。

私はね、企画部長、職員不足じゃないの、こんなことは、はっきり。こんなこと許しとっていいんですか、企画部長として、人事担当として。そんなばかなことは私は許せませんね。どうですか、企画部長の意見を聞きたい。マイナス4のこの数字、これはあくまで平均ですから、すべてがこれよりしつとるというふうにはいいませんが、こういう指適と側面があるということも事実なんだから、何でこの人の手当しないんですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時17分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長

職員数が不足しておるのではないのかというお話でございます。

監査意見書を見ますと、税務担当のところで見ますと、委員おっしゃいますように、平均よりも4人少ないというような状況でありますし、この総務。税務部門の計を見ましても、これでいきますと28人少ないというような状況が出ておるわけでございます。

そうしたところから、私どもも全体の職員数についてどうなのかということも常々意を注いでおるところでございます。この間もちょっと本会議のところでも申し上げましたが、この税務職員を人口1万人当たりというところで見ますと、知立市が4.3人になります。類似都市を見ますと、同じように4.3人と、これは結果としてそうなるとということだと思いますが、こういう数字だけではなかなか判断できないということはあるかとは思いますが、おおむね類似団体

と同じぐらいの職員で頑張っておるということ、そのような認識を持っておるところでございます。

○高橋委員

心もとない答弁だったなど、率直に申し上げてね。監査意見書の類似都市では平均でマイナス4と、この指標も一つ。いやいや、この指標ばかりじゃないよと。1万人当たりの税務職員は4.3、4.3でイコールだよと。だから十分満たされてると思わんけども、あながち遜色はないんだと、こういう話だね。それは一般論として人事当局ですから一般論ということかもしれませんが、今、申し上げているように、税務のエキスの当たるような守秘義務が漏れていくような行為まで外部委託に突入するということについて、監査委員の示してるマイナス4というものを謙虚に受けとめた場合に、企画部長としてどう判断されるかというのはね、あなたの人事に対する思いが乗ってくる話なんだわ。今回は、いやいや、1万人当たりの費用はこうなんだと。どっちもどっち論なんだわ、今のあなたのおっしゃってるのは。担当部長も課長もね、微動だにできないと、そんなことでは。人員要求もっていても企画部長は、1万人当たりの知つとるか。職員は4.3じゃないのと、こういう資料で突っ返したいというわけでしょう、今の話は。突っ返したいというわけじゃないけど、そういう視点で税務職員の数を議論してみえるわけだから、これではちょっと心もとないなど。人的保障していく上での担当部長としてね。

これは決算でまたちょっとやりたいんですが、集中改革プラン、当市の行革の。あれがもとなんだわ。あれでぐっぐ人を減らす。総務省からいわれてね、ぐっぐ減らすと。もちろん平成20年度はそうなってませんよ。なってませんが、あの線に沿ってやってきたからね、人を減らして当たり前だと、美德だと。人を減らすこと自身が自治体の任務だというぐらいの思いやってこられたともいえるような事態なんですよ。

ただ今、率直にやりとりを聞いておられてね、部長として、これはそういうところまで今、外部委託しないかんほどの人で不足なんだろうという

ことは認識されました。ちょっと聞かせてください。

○企画部長

確かに委員おっしゃいますように、いわゆる個人情報のところまで委託に出さなきゃいかんということがあるということは、改めて認識をした次第です。

○高橋委員

これね、電話による催告も来年もこういう事態が発生しますね。来年は現年度分の滞納がなくなるなんてことはないですから、来年もこの事態が発生します。もっと数がふえるかもしれない。一生懸命収納を上げてみえることはわかります。決算を議論するまでもなく一生懸命頑張ってみえることはわかりますが、こういう事態、来年も起きる。

それから、データシステムの入力も今回委託すれば来年も委託することになるのではないのか。違うんですか。だったらことしやりなさいよ、職員で。この不動産の差し押さえという行為があるということは、来年だって予定されるかもしれないでしょう、これ。来年不動産の差し押さえがないという保障がどこにもないじゃないですか。ことし委託すれば来年もと、これは予算の流れからいったらそういうふうになってくるんじゃないですか。ここを改めて聞きたい。来年度をどうするかという流れも含めて、私はことしでとめてもらいたい。それ答弁いただきます。

それで、今、市の職員といえどもAさんが滞納してるかどうかは調べることができないじゃないですか。税務の職員ならともかく。税務以外の職員が、例えば高橋憲二が滞納してるかどうかを調べようと思って調べられるんですか。

○税務課長

今の御質問でございますけど、税務の職員以外が税の関係を調べるということは、税務課へ来て許可を受けない限りできません。ラインが別になっておりまして、単独で税務しか見られません。

それから、来年は不動産の差し押さえの例ですね、来年はどうかということでございますけど、支

援システム入れたのが去年入れさせていただいております。

それで、今まで不動産を差し押さえたものをこのデータが集積しております。単年度に分なら何とか職員で頑張って入れてほしいというふうに考えておるわけですけど、平成16年からのデータです、平成16年で不動産11件、平成17年16件、平成18年30件、平成19年51件、これだけ集積しております。ことしの部分ぐらいは職員で何とか頑張ればと思うんですけど、これだけ大量のものが集積しておりますと、不動産のデータというのはかなり膨大な印字数もかなりたくさんございます。それを入力するということになりまして、かなり大きな力が要るものですから、不動産の入力につきましては今年度限りということで、電話につきましては来年度も続けていきたいというふうに考えています。

そして、電話の催告でございますけど、会議室でデータを見ながらやっていただきますけど、データの外部への持ち出しはございません。

それから、不動産のデータの入力も税務課の現場でやっていただきます。だからデータの外部への持ち出しはないと、こういうことです。

○高橋委員

会議室でやるからデータ流出しないなんてことは何で言えるんですか。カメラでぱっと撮れば撮れるじゃないですか。何をあなたは考えとるの。会議室に閉じ込めておけばデータが外へ出ないなんて、それはとんでもない話ですよ。ぱちっとカメラで撮れば全部写るわね、今。

それからね、データの入力は来年度やりませんと。今年度だけですと。しかし、なぜ今年度か。膨大だからだと。膨大な量を今年度外部へ出るわけでしょう。逆に言えば、今年度委託するのは量が多いから委託するとおっしゃるならね、今年度の委託にさっき言われたけども、膨大な量のリストが外部へ出るわけでしょう。それは税務課のデスクの上でやるかもしれんよ。デスクの上でやるかもしれんけども、第三者が見ていくわけだがね。差し押さえの物件がどうなっておるか皆わかるわ

けだがね、これ。そんなエキスを、滞納者の実態をさらしていいのかということ私、言っておるわけ。

しかもね、今も答弁されたように、市の職員でも滞納しとるかどうかを調べようと思ったら、例えば商工課の職員が商工資金を貸し付けるとき、この人が税の滞納があった場合は貸し付けられないと、こうなってますから、税の滞納はあるのかなのかということ断ってこういう私の事情で私の所管事務を遂行する上で調べてほしいと、あるいは調べたいと言えば調べられるんですよ。そうでしょう。だから自分の所管事務で関連がなければ調べられないんでしょう、職員同士でも。私が滞納リストをくださいと、一覧表を。そんなことは私、要求もしませんし、税務課長も私に渡せないんでしょう。私たちだって知らないんですよ。またそれでいいんです。

ところが、人材派遣の会社の人たち、どういう方が委託されるか知りませんが、一般的な人材派遣とおっしゃった。この人たちは、会議室で500人分の現年度の滞納リストを手にするわけでしょう。こんなこと許されていいんですか。私は、こんなことを世間に聞いてみますわ。いいですかと、これで知立の税務行政。私はね、法がそのことを許したんだと、委託してもいいからやりますなんていってね、この市民の目線から離れた実務をやってもらっちゃ困る。どうですか。補正予算出とるけども、これは凍結してくださいよ、この予算。執行しないでほしい。石にかじりついてても本年度職員がやってくださいよ。来年度4月から人をふやしてもらって、この分野についてはこれだけの人材でやるんだというぐらいの腹張った答弁やってくださいよ。納得できない、私は。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時34分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長

お時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

今、るる協議をさせていただきました。その中におきまして、先ほどちょっと課長の方からも答弁しましたけれども、立ち上げたときの平成16年度からの部分が結構件数があるということで、その部分については、やはり事務的な量と今後の滞納のスケジュールを加味していくと、できればその部分の支援のデータは入力していただきたい。

税務課の方で当然支援システムの中で入力するわけですけども、実質的には100データ分がボリューム的にいろいろかものがあるということで、市の職員がそれに配置してやっていこうとすると、かなりの事務量になってしまうので、ことしでいうと、それでなければこれをぼっしやっていくということになっていくということで、できれば今回もこの鑑定評価も入れているように、公売ということも視野に入れておる税務当局ですので過年度部分について御理解を賜りたいということであります。

それから、もう一つ、電話の催告の件は、この金額をもう少し一遍精査をさせていただいて、現年分の通知、これは滞納ということではございませんので、納期到来しておるけれども納まっておりませんよという連絡でございますので、若干あなたは滞納者ですよということとは違うもんですから、これについては各自治体も現年分の納期到来で納まっておりませんよというのは行っておるということも聞いておりますので、もう少し精査して、できるだけ議員のおっしゃるように、デリケートな個人の情報、特に自分の納税という部分ですね、その部分のデリケートな神経を使っていく意味で行っていきたいと思います。

新年度につきましては、これはもう一度内部的に他の資産税、あるいは民税という部局もございまして、内部的に一度十分に協議をして考えていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

検討されたということですが、私よくわからなかったんですが、検討の中身がね。

一つは、データ入力については、100件を超すんだと。つまり、平成16年から立ち上げるまでの間ね、現年度分はいいけども、たまっている、データが。不動産差し押さえデータがたまっている、これをきちっと処理したい。そのためにはデータを入力する必要がある。それはちょっとつらいんだと。だけど、これは今年度限りだと、おっしゃるよう。来年度は新しい差し押さえ物件が発生したときにやっていけばいいんだから、そう時間要らないと。この不動産鑑定士の委託料もあって売却もしたいんだと、こういうことですが、これについてはそういう趣旨の話はされたけども、ことしどうするのかということについては、あくまで委託していくんだという方針を再度表明されたということでしょうかね、今の答弁は。

私はね、職員が一生懸命頑張ってやれんようだったら、これは流すと。集積されたデータについてはもう一遍仕切り直してやると。これはデータ逃げていくわけじゃないですから。入力するかどうかの問題ありますよ。あるいは不動産鑑定を含めてやらないかん部分だけは入力するとかいうことで対応すべきだと。あくまで外部へ出すべきじゃないと、この種の問題は。これ一つ。

それから、もう一つは、電話で現年度分が納期おくらせてますよというのは軽いタッチの話だと。それはそうだね。下の不動産を差し押さえるというのとは本質的に違う。この案内で、それは総務部長、だからどうなんですか。やらんでも場合によったら済んでいくという可能性もあるわね。だからこれは委託をせずに、あるいは数を減らすなりして減額して委託の件数を減らすということですか、おっしゃられたのは、今。どういうことでしょう。私は、両方ともやるべきではないと。それぐらいのものなんだと、重さからいったら。ことしはいいけど来年危ないよと、そういう性格のものじゃない。本件は。

確かに滞納の軽さ、重さはあるけども、リストが出るということですから、外部に。それはね、

量の方にかかわらず、断固水際で阻止するということが必要じゃないですか。そういう意味で、先ほどおっしゃった中身と今私が繰り返したことを含めて、もう一回答弁してください。

○総務部長

説明が悪くて申しわけございません。

断固これを今回補正予算あげたわけですけど、すべて凍結というのは、ちょっとやっぱり実務的にいろいろと協議をさせていただいて、できれば滞納支援の方ですね、新しく発生するものはこれはもちろん職員でやっていくことになりますので、古い平成16年からのデータ部分ですね、その部分は税務課の職員のところの画面でデータ、いわゆる滞納者との面談の状況とかいろいろかものが入っておりますので、そこら辺のものを打ち込みをしていただくという中身になってくるんですが、そこはできれば入れてしまうと、もうすべて稼働がその機械の中におさまっちゃいますので、いけるということでは何とか御理解をいただきたいなと思います。

それから、もう一点の電話の催告の件ですけれども、これは今まで平成19年に5月と9月という2回と、それからことし1回やってまいりましたので、その部分で職員の中で、できるだけやっていくという姿勢でずっと今までおりましたが、今後の事務的な中身がありまして、徴収部局も新しい政策の方にもシフトした関係がございまして、こういった補正予算を組ませていただいたわけですけども、もう少し精査してですね、全面的にこれやめちゃうというのは今、話をしましたけれども、できるだけ税務の職員でクリアしていくことをして行って、そして、現年分の納期がきてましたよという電話作戦というのはとても効果がありまして、滞納ということで海の中にどっぷりつかっちゃうと、どうしてもどぼんといっちゃうんですけども、水際でだめですよという入らないように御案内していくというのはかなり効果がありますので、できるだけ精査して、この委託料は少なくできるように執行していきたいなと思いますので、その点で御理解いただきたいと思います。

○高橋委員

ちょっと数を少なくするのでね、理解せよという御趣旨ですが、それは根本本質論からいって納得できないですね。

それでデータの方はパソコンに入力はしていないけれども、紙データがあるわけでしょう。回覧記録。あなた方が滞納者になると、市の職員とどういう対応してきたか、何月何日だれが担当で、だれが課税客体で、どうい話をしてきたかというのは既にデータとしてあるわけだ。それは紙に書いたものがあるわけでしょう。せっかくシステムを開発されたんだ、パソコンの。そこへ入力したいなど。平成16年から今日まで現年度分までの間のやつをね。平成19年までやるのかね。平成20年はことしやれるわけでしょう、職員が。平成19年までの平成16年、平成17年、平成18年、平成19年、4年間ですか、やりたいと。だけどそれはパソコンに入力という行為はされないかもしれんけど、データはあるわけでしょう。職員持ってみるわけじゃないですか。せっかくそれはデータを立ち上げてパソコンも借り取るわけだから、そのパソコンの入力したいなど思われるのはいいですよ。それは正当な意見だ。

しかし、指適してるように、それを第三者にやらせる、守秘義務が保障できない人にやらせることについて疑義を唱えておる、私は。じゃあ、それで滞納処理の行為は一切切ばあになってしまうかと言えばそうじゃないでしょう。紙データがあるんだから。必要ならそれでやればいいじゃないですか。

そして私が言ってるように、総務部長に一つ奮発してもらってね、来年は職員増員も含めて対応してもらって、そして仕切り直しを来年度予算で、もしことし努力して入らんようだったら来年入れりゃあいいじゃないですか。そういう性格の話じゃないの、これは。紙データあるんだから。年金と一緒にだかね。早く打ち込んで照合したいと。あの年金とはまた違うでしょう、これは。100件ほどの内容については、紙データ出せば、みんな正確にわかるんじゃないですか。それをパソコン

化したいという思いは理解しないわけじゃありません。しかし、それをなぜ職員がやらないのか。これはスピーディな処理にとっては若干足かせになるかもしれんけども、実務をやる上での問題としては大きな問題とはいいいがたい側面があるんじゃないですか。これはやめてくださいよ。そういうことで来年やればいいじゃないですか。100件分。平成16年、平成17年、平成18年、平成19年と4年間。なぜそれでいけないんですか。これはことしやりたいと思えば理解しますけども、今指適しとることとの関係で1年延ばして市の職員でやるという方針にすればいい。

それから、もう一つは、催告状大事だということとは理解しますけども、だからといって外部の派遣会社に委託していいというわけじゃないでしょう、数の問題じゃなくて。これは職員が頑張ってるまでやるところまでやってくださいよ。やれるところまで。有効だったら、さらに頑張ると。かといって職員のオーバーワークを助長するわけじゃないけども、そこまでやってやれんかったら、今回これでおしまいだね。

本多市長ね、私言っとなんか、いやいや、そう難しいこと言うなということかもしれんけども、その守秘義務と知立市民が市に寄せている信頼を踏みにじるようなことはすべきではないと。確かに徴収上げたいと、この思いはいいですよ。私も一致してる。けども今言ったような分野を外部に出してやることについてのこのプライバシーや人権は一体どうなるのかと。だれが保障するのかと。今のあれと一緒にですよ、事故米と。何であんなこと置きちやうんだと。小泉構造改革じゃないですか。米を売るのも買うのも昔は許可制だったんだわ。今、届け出制になったんでしょ。ダメー会社がばんばんできて、会社の事実が存在してなくても米を販売したということになるじゃないですか、届け出せば。それでどんどんそれは便利でいいじゃないかとやって、最後どうなったか。工業用にしか使っちゃいけないお米が事故米が食料に回っていたと。オムライスまで回っていた。給食センターまで入ってたと、こういう話で

しょう。そういう結果なんだがね。じゃあ、だれがやったのと、もとをだたしたら。いや、規制緩和で小泉さんのところにそれが通ったんだと、法律が。今は大した問題になってないかもしれませんが、この問題だって。だれが許したんだと。補正予算でこうやってなったんだと、こういう話と私は同じ話だというぐあいだと思いますよ。

私は、そこの譲れない部分についてはね、断固として堅持していただきたい。今、言ったようなことで次年度送りにすると、必要最小限度のものをやるべきものをやってね、いう対応にするべきだと思うんですが、本多市長どうですか。

○本多市長

この電話の催告、こういう制度そのものが他都市でも既に進んでおりまして効果上げておるといふ話を聞いております。

一方で、今の話で守秘義務というのは、ほんとにどこまでも守秘義務なんですけれども、そうすると臨職や嘱託や、あるいはこういう委託だとかいろいろな形があるんですけども、それはきっちり守ってもらおうということで今までも臨職なんかでもやっておりますけれども、しかし、例えばこれを嘱託だとか、正規だとなおさらいいかもありませんが、嘱託だとか臨職なんかでやりますと、やっぱり半年とか1年というスパンになりますので、こういうものは一過性で終わってしまう作業でございますので、そういうところの中で、こういうものが他都市で扱われるようになってきたといふふうに思っております。これはしっかりと注意をして、先ほど課長も答弁させていただきましたけれども、外部へは写真とかいろいろあるかもしれませんが、そこまで考えなきゃならないということもありますけれども、しかし、こういう作業というのは、やっぱりこういう方法も取り入れていくべきかなということを思いましたので予算化をさせていただきましたので。

ただ、来年については、さっき部長も答弁させていただきましたが、職員の適正な配置、そういうものも人事の方で考えてバランスよくやってもらわなきゃなりませんけれども、今回については、

この作業はやらさせていただきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

大変期待外れですね。私たち含めて、市の職員を信頼して、私たちも討論やってるし、皆さんもその自覚を持って仕事やってる。この種の仕事を大体臨職がやるという行為ね、今、受付事務も含めてどんどん臨職が拡大して行って、正規の職員1に対して臨職1ですよ、前、私が言ったようにね。そこまで正規が減り、臨職がふえる。

つまり、道徳的理念や定数管理のあり方が麻痺しちゃつとるわけなんだわ、正直言って。だからこれぐらいまでやったんだから、今度は外部委託だっていいじゃないのと、今、市長おっしゃるように。こんなものは一過性だから一気にやればいいんだと。滞納される人のリストも全部外部に渡ってやるんだと。これでは、この地方自治体の地方自治体たるゆえんが問われる。いってみれば、滞納者からお金を取り立てればいいんじゃないのと。だからそんなことは守秘義務といろいろ言われるけど、一過性でぱっとやるんだから大丈夫じゃないのと。こういうまぜこぜの議論で、私はこれ断固認めれませんね、この種の議論は。来年の話じゃない。この補正予算後、ことしの下半期の話ですよ。

しかもさっき言ったように、データの入力は紙データあるんだから、税務課長、紙データがあるからスピーディには出んかもしれんけども、一人一人をきちっと紹介して把握することは可能でしょう。だから紙データでことしは頑張るといふことは可能じゃないですか。ちょっと聞かせてくださいよ、意見を。入った方がいいに決まってるけども、紙データだってちょっと時間かかるけども正確のものは取り出せるということでしょう。

○税務課長

不動産の差し押さえデータといいますと、登記簿の写しということになります。だもんですから、項目もかなり多くて、枚数もかなり多いということがあります。そのデータが個人のデータのところにばらまっておるものですから、その個人をず

っと見ていけば確認は確実にできるものですから、一体管理ということはしにくいんですけど、管理できないということはないわけです。

それから、特に不動産の差し押さえにつきましては、これは登記です。土地の登記ということで、法務局に行けばどなたでも見られるということで、その点はこういうふうにされているものだと、市が差し押さえてるかどうかというのは、どなたでも法務局に行けば確認ができるという内容のものだと思っております。

○高橋委員

ほんで何ですか。紙データでちょっと時間かかるけども、正確なデータは入手できるんだということはおっしゃいましたね。その仕事を職員でやってくださいよ。もし差し押さえは法務局以外どこでも見れるだということなら、こんなもんは内部でやる必要ないという話になっちゃうでしょう。それは閲覧という行為を通じたときに初めてわかる行為であって、それ一蓮託生で100件を手中にして見れるわけじゃないでしょう。閲覧という行為を通じていけば、それは第一抵当権だれ、第二、皆わかるじゃないですか。だけど、それは滞納との関係で差し押さえになってるんだというリアルな話が一連として100件わかっちゃうわけだから。

だから総務部長ね、手作業でやってくださいよ、申しわけないけど今年度は。電話作戦もやれるところまでやっていかなきゃ来年度予算つけてもらってやるんですわ、本格的に。そういうものですよ、そんなことは。市長はおっしゃったけど、そんなずくずくでやられた日にはもたんね、私は。市民の人権もプライバシーもあったもんじゃない、本多市政のもとではということになるじゃないですか。もう一遍、改めて答弁を求めます。総務部長どうですか。

○総務部長

繰り返しの答弁になりますけれども、今回補正あげさせていただいたところは、法律的に問題があるという部分ではないというふうに理解しております。デリケートな部分ではありますけれども、今までのこの実態の事務の中で、どうしても

初期段階に通常そのときの支援システムを立ち上げて、それを過去のデータを入れておればそれは問題なかったと思うんですけども、それが今まで積み残ってきた、つまり、法務局のデータと同じものですけども、そういったものが生かされていないということで、それを生かしていこうという考え方に立っておりますので、できればこのデータは新しいものは自力でやっていくというのを思っておりますけれども、今までの古い積み重ねの部分は何とぞ御理解を賜りたいと思います。

それから、電話督促の件もですね、市長も答弁していただきましたけれども、実は、愛知県も行っておりますけれども、こういった現年度の納期がきたものに対して、できるだけ私どももすべてが自前の職員で何でもかんでもできれば、それはそれにこしたことはないんですけども、しかし、限られた財源の中で、できるだけ有効な施策を打っていくという観点で、法律的に認められた範囲で、できるだけデリケートな部分は排除しながら行っていくという姿勢で出させていただいたところでありますので、私が見ている今回出す部分については、確かに大事なことは十分理解しておりますけれども、何とか耐えていける部分ではないかなと思っております。

来年以降は、もう一度内部的な横の職員も十分視野に入れてですね、できるだけまた人事当局ともお話をさせていただく中で、よりよい方策の方を見出していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

私、今の答弁聞いてがくぜんといいました、正直申し上げて。その程度の理解かと。

確かに滞納者にテレホンサービスをしたり、あるいは差し押さえの行為、これは外部に委託してもいいよということになったと。しかし、外部委託といったってね、その外部委託が、例えば地方公務員の資格のあるような集合体、そういうようなところでやる外部の団体だってあるわけでしょう。そうではなくて、一般的な人材派遣にこれをゆだねてはばからないと。与えられた予算の中でやらないかんからしょうがないんだと。あとで決

算審査があるけどもね、7億円も実質収支で黒字を出して翌年度へ振り込んでおきながら、ここの職員の一人が確保できないのかという話だわね、正直いって。金がないからできない話じゃない。あなたたちの理念の問題なんだ、これは。一人分の入力データが、人が人件費がないからできないんじゃないですよ、理念の問題。この程度ぐらい出せと。滞納してるやつぐらいじゃないかと、そうは言わんけれども、実質的にはそういうことじゃないの。いろんな事情がありますよ、納期までにできない人が。そんなものを外部の人材派遣センターに出してもらってだね、ここで仕事をやれといったってね、そんな人格を無視した人権をじゅうりんするような行為は許されませんよ、絶対に。もし総務部長を初め、市長もそういう人権感覚だとすればね、私は今後、警鐘を鳴らさなならん。そういうことなのかと、あなたたちは。私は、市民にこの事実を告発しますよ。こういうことをやってるんだよと、知立の市役所は。第三者の外部委託でやって、あなたが滞納者だとばれちゃうよと、口から口へ。一回限りでしょう。そういう行為がまかり通るような市政は、私は断固許せないですね。もう一回答弁を求めて、私、質問を終わります。はっきり申し上げておきます。

○総務部長

繰り返しの答弁になりますけれども、委員のおっしゃる大事な部分というの、あなたがち私も何も理解できないで行っているということではありません。

が、しかし、行っていく部分は、できれば過去のデータの部分を入力して、そして、今後の支援システムの中の差し押さえを十分生かしていくという部分であります。

これはやっぱり税を集めていく、いわゆる納税していただくという国民の一つの義務にも平等にお答えしていくという部分で行っている部分でございますので、法律的におかしいということであれば、これは行っていくべきものではないとはっきり言えますけれども、今後そういった部分を十分意をとめながら、そういった方向性を注意しな

がら行っていきたいと思っております。

○高橋委員

私はね、この補正予算の行為をするなど言ってるわけじゃないですよ。間違えてもらっちゃ困る。滞納した人に電話コールをする、いいですよ、これは。それから差し押さえ物件についてパソコン化していく、これを否定しておるわけじゃない。しかし、それを市の職員ではなくて外部に委託して、しかも一般の人材派遣会社にデータを渡してはばからないと。一人職員が対応を見とらにやいかんじゃないですか。今、小型カメラ、今皆持っておるでしょうが。これでばちんとやってないかどうか。その保障どこにあるんですか。一人つけとかにやいかん。そんな人件費どこにあるんですか、今の議論だと。

私は、この行為をすることを否定しとるんじゃない。仕方に問題があると。違法じゃなければいいのかということですよ。人権がそういう感覚でいいのかということをおうとるんです。申し上げたいことは以上です。答弁結構です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第69号について挙手により採決します。

議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第69号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○嶋崎委員

それでは、成果報告書の102ページ、103ページのところに書いてあります学校図書館の図書購入をしてその整備の充実に努めました。また、103ページのところにも中学校のところで学校図書館の図書を購入し、その整備の充実に努めました。金額が載っております。この金額は、どの程度の図書を購入した内容なのか、お話をいただきたいと思えます。

○教育庶務課長

小学校の図書購入並びに中学校の図書購入につきましては、購入冊数につきましてはちょっと把握しておりませんが、平成17年度から平成19年度にかけて図書整備基準を100%充足するための3カ年計画をしておりまして、小学校につきましては102%から129%、これは平成20年5月1日現在です。ということで充足をいたしております。

中学校につきましては、同じくこれも平成17年度から平成19年度につきまして充実のための予算化をしまして、達成率としては103%から110%の充足率をしております。購入冊数につきましては、ちょっと手持ちの資料で把握しておりません。

以上です。

○嶋崎委員

この図書購入費については、国の方はとりあえず2007年ですか、約200億円を確保したと。全国の市町村図書購入費として予算計上をしたものがあります。ところが、愛知県は51.2%達成してないと。図書標準を。または中学校56.9%、知立市は達成したというお話がありましたけど、この基準は各小学校でどれだけあったらそれが達成したことになるのでしょうか。

○教育庶務課長

これにつきましては、整備基準というのがありまして、学校の学級数によって整備基準が決まっております。したがって、各学校の学級数によって変わってきておりますが、ちなみに知立小学校を取り上げますと、平成20年度の標準冊数でいきますと、知立小学校ですとクラス数でいきま

すと1万1,960冊、実際に今、蔵書しておりますのが、これが5月1日現在ですが1万2,637冊、したがって、知立小学校につきましては105.7%の達成率ということで、きょうの新聞にも学校図書の問題が載っておったと思うんですが、知立につきましては、先ほどお話をさせていただきましたように、過去標準冊数に達していないということがありましたので、平成17年度から平成19年度の3カ年計画の中で達成させていただくことができました。

なお、冊数につきましては、先ほどお話ししましたように、学校のクラス数で変わってきておりましたので、ちなみに知立小学校だけ今、回答をさせていただきました。

以上です。

○嶋崎委員

私は今、もう一つの方のお聞きしたかったのは、国の基準が何冊なのかということをお聞きしたかったのと、もう一つ、この図書費が今回不用額に小学校で幾らかなってるはずですね。それから中学校でも不用額になってますね。その理由を教えてください。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後3時09分休憩

午後3時19分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

失礼いたしました。説明が不足しておりまして、申しわけありませんでした。

まず、学校の図書標準、これが平成5年に決まっております。先ほどクラス数で標準冊数が決まっておるといふふうに申し上げさせていただきました。具体的には小学校が学級数1クラスの場合は2,400冊、2クラスの場合が3,000冊、以下クラス数によって蔵書基準が決まっております。

ちなみに先ほど知立小学校ということで申し上げさせていただきました。学校によってすべてク

ラス数が違ってきますので、したがって、標準冊数もすべて10校変わりますので、先ほど代表的に知立小学校について説明させていただいた次第であります。

もう一度説明させていただきますと、知立小学校の場合に、平成20年の5月1日現在の実際の蔵書の冊数、学校が持っている冊数につきましては1万2,637冊、それで学級数が27クラスということで、標準冊数がこのクラス数でいきますと1万2,160冊ということで、達成率が先ほど失礼いたしました、105.7%と申し上げましたが、ちょっとパーセントが違っておまして、103.9%の達成率になっております。

ちなみに先ほど平成17年度から平成19年度にかけて、充実のために図書標準冊数を100%達成するために予算をつけてきた次第ですが、参考までに平成16年度の小学校の達成率が7校平均で80.5%、中学校が75.2%でした。それを受けまして3カ年でそれを充足していこうということで、平成20年の5月1日現在で小学校の平均が113.7%、中学校が105.5%というふうに推移させていただいております。

それから、不用額の件につきましては、図書購入費につきましては小学校につきましては678円の不用額のみとなっております。それから、中学校につきましては2,750円の不用額ということとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○嶋崎委員

今、お話を聞きましたが、学校図書館図書基準は何年のものでしょうか。何年調べのものでしょうか。

○教育庶務課長

平成5年に策定されました学校図書館図書基準、図書標準ということで、それを根拠にしております。

以上です。

○嶋崎委員

1993年に定めた図書基準の1.5%、これが今の国の基準じゃないかなと思いますけども、それに

合致しますでしょうか。

○教育庶務課長

1.5%の増につきましては、先ほど1993年ということをお聞きしたんですが、これが平成5年の先ほどの標準冊数ではないかというふうに思うんですが。

○嶋崎委員

また後で調べさせていただくと、もう一つは調べていただきたいなと思います、その件については。

実際に小学校が不用額になってる額が1校分として15万7,170円という金額が私の計算では出てるわけですが、また、中学校は4万3,422円、この金額がどこの教育行政の予算に消えてしまったのかということです。

ということは、過日、ことしの春でしたか、国の方も2007年の約200億円をかけて確保してお話をさせていただいておる中で、図書費に充てていただく分が充当率がないのにもかかわらず、どんどん教育行政の費用に充てられておるということをお聞きしております。

また、今回のこれは多分きょうの新聞じゃなかったかなと思うんです。中日新聞だと思いますが、図書室に本が足りずという名目であって、これもやはり同じように図書費は変わらないで教育行政費に変わっちゃってるんじゃないかということが言われております。不用額がその金額が出ておって、その例えば1校分として小学校が1,000円の本を買くと117冊の本が買えるわけです。また、中学校も43冊の本が買えるわけです。その本がどこかに消えたような感じを受けますので、その不用額の金額が、どこで活躍していただいているのかをお聞きしたいのと、もう一つは、その充当率にありますと。充当率は十分できておりますという話の中で、その学校の利用状況、本が冊数は図書室に並んでおればいいという問題じゃないと思うんです。今回の学習要領の改定に伴ってもそうですし、その前の総合学習の問題においても、調べものをするためには図書は最大限必要なものであると。その点、教育長、図書についての所見はど

のようなものをお持ちでしょうか。あればあるだけいいと僕は思っておりますけれども、実際に数字だけが合えばいいという教育行政というのが、果たしてよき青少年の健全育成に役立っておるだろうかということを疑問を感じるわけですが、お答えをいただきたいと思います。

○教育長

本があればいいというものではありません。活用するということが大切であります。

それで今、教育庶務課長が答弁しましたように、平成17年、平成18年、平成19年、図書充実3カ年計画、これはその3カ年で図書を基準を達成するということと、もう一つが、図書管理システムの構築、例えば以前は本の番号があって、それを書いて今は全部バーコードでやります。子供たちは忘れても生徒手帳にはこれがある。そういう形でやってきました。

そして今、言ったように、図書が本が達成している。そして、そういう管理システムできてる。しかし、活用できなければ何もならない。それでさらにまた読書活動推進3カ年計画というのを市の方へお願いしまして、図書支援員の方を3年間何とかできないかということで、今それぞれの学校に図書支援員の方がみえます。そして、図書管理システム等を活用しながら、どんな本がよく読まれているのか、そういうこともやってみえますし、子供たちが調べ活動に来れば、図書室には図書支援員の方がみえて、いろんな補助もしております。そんなようなことで、現在取り組んでいるのは読書活動の推進、これを今、進めているところであります。

○嶋崎委員

もう一点の方がお答えがないようですけども、教育長のお話です。この図書というのは、非常に冊数があるという問題で、僕いつも疑問に思うんですけども、15年、20年、30年たっても価値観のある本と、それから、ただあるにすぎない古本がそこに積んであるにすぎない本と、それから、もう一つは、子供が読みたい本、読ませたい本、こういうものがあるわけです。そのバランスはと

る必要があると思いますけども、今、取り組んでいただいているというようなお話もちらっと聞きましてけども、もう一度教育長に、もう読まなくてもいいよというような並んでるだけの本、これの処分の仕方、また、取り扱いの方法を教えてくださいたいと思います。

○教育長

今お話ししましたように、本はかなり充実してまいりましたので、毎年図書費の購入ができます。だから要らない本は廃棄していけばいいわけです。

ところが、要らないのは古いから要らないというわけじゃないです。今先ほどお話ししましたように、図書管理システムがありますので、どの本が何冊読まれているか。この本は読まれてない。2年前に買ったけども一回も読んでないかと。それほんとは買ったのがよかったのかということもあるわけでありまして。例えばかなり古い本で、夏目漱石の本だとか古くなってきても活用しとると。すると今度買いかえをするということもできるわけでありまして。だから、その図書管理システムがまだ十分に回転してるかということ、そういうことではないわけでありまして、それを十分に活用して、子供たちがどんな本を読むのか、それを大切にしたい。

それから、どんな本を子供たちに読ませたいのかということもあるわけです。今、愛知県でもこの一冊というのを取り組んでいるわけで、そのためには各学校では朝の読書というのを取り組んでいる学校たくさんあります。そのときに私のおった学校では、先生が子供に読ませたい本を自分でみずから読んでいる。そうすると子供たちが、先生何読んどる。これなかなかいいよ。あとで貸してと、そうして読ませる。あるいは自分が読んだ本を友達に紹介する、こういうことも各学校では取り組んでいるわけでありまして。

そういう意味で、読書活動というのは、それぞれの学校で朝の読書、読書活動の図書館の支援員の方、そういう人たちが一体になって、今、読書活動に取り組んでいるところであります。

○嶋崎委員

非常に計画、また取り組んでるのは姿勢はよくわかるんですけども、その姿勢だけでは内容を伴ってこないと思います。

先ほどもう一つ答弁忘れていたのが出ましたら言っていたきたいと思います。利用状況です。

○教育長

もう一つの質問の内容をちょっとしっかり把握できなかったんですけども、図書の本が何冊借り出されているかということでもありますか。申しわけありません。

○嶋崎委員

今の教育長のお話と、もう一つ、学校の中で、どういう形でどういうような状態で本が利用されているかということです。

一番大事なのは、図書を置いてとだけというのが僕は、まず図書の価値観を失っていると思います。という意味で、利用状況が本が冊数が少なくても、どんどん使われておれば、それである程度可能なわけですけども、それをお聞きしておきたかったんです。

○教育長

どのように活用されているかということですが、まず第一に、一般的に本にはいろんな種類のものがありますので、例えば小説などを読む子もおります。最新の物語を読む子もおります。そういうものを読む子もおりますし、学習の中の調べ学習、こういうものに活用する場合もあります。例えば修学旅行などに行く場合、同じ本がたくさん要る。そうしますと、あるいは総合探検、総合学習なんかでやる場合も多い。そういう場合には学校には十分な図書がない場合は、図書館の方で100冊単位で借りてくる、こういうこともやっております。だから学習の中の調べ学習に使う場合、あるいはいろんな文学作品を読む場合、図鑑とそれぞれ使っております。

また、学校によっては低学年の子たちは一番最上階まで行くの大変なので、低学年図書館といって低学年に向けた本を置いてるところもあります。だから学校によって、あるいは教科によってさまざまな活用の方法を行っております。

○嶋崎委員

教育長の言葉じりをつかまえて申しわけないんですけども、この各学校でどういうふうにご利用されて、どういう形で流れておるかという状況を把握していただいて、一覧表にして提出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長

各学校の活用状況、これはすぐ各学校で提出してくださいと言えさせていただきますので、提出の方をさせていただきます。

○嶋崎委員

一番最初にお話しました流用されておるのかされてないのか、この金額、経費にして小学校が約110万円、それから中学校が130万円ですね、240万円の金額でしたかね。ちょっと金額に違いがあったら失礼します、という形であるわけです。流用率が82.5%、小学校、中学校が72.3%ということであるわけです。その足りない部分の金額がどこへどういう形で流用されているのかお聞きしたいと思います。

○教育庶務課長

今の不用額の件につきましては、この不用額調べでの数字でしょうか。先ほどお話ししたように、図書購入費としての不用額は100円単位と1,000円単位でしか出ておりません。この不用額の主要成果の教育振興費につきましては、教材備品ということで数十万単位の不用額が出ておりますが、図書購入費については先ほど申し上げた額の不用額しか出ておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○嶋崎委員

出ておりませんので、私あえて聞いとるわけです。

といいますのは、予算書とこの成果報告書を調べさせていただくと、その額が出てくると思います。その額は、今お話ししたように82.5%、72.3%です。支払済みは。あとの金額は、私は不用額ないしは流用額だというふうにいるわけですから、不用額という言い方がおかしければどこへ流用されているのかとお聞きしたん

です。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後 3 時40分休憩

午後 3 時44分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

私の方が聞き取り不足で、どうも申しわけありません。

今、委員御指摘の約100万円近くの差ですが、申しわけありませんでした。102ページの図書購入費の決算額が、小学校ですと520万8,807円ということになっておりますが、冒頭で私、説明させていただきました3カ年の図書充実費ということの中で、その充実費のいわゆる通常の図書購入費プラス図書充実費ということで別枠でつけた部分、申しわけありません。ここの主要成果の数字に入っておりませんでしたので、それが委員の言われとった差で差が出てきておりました。

102ページの小学校の図書購入費の訂正をお願いしたいと思います。別個にとらえておりましたので、それを合算しますと小学校の方が636万1,322円、それから103ページの中学校の方の図書購入費、これも充実分を別枠であげておりましたので、これも含めると471万6,250円ということで、私が不用額という説明した数字と合致してくると思います。別枠でちょっととらえておりましたので、この主要成果も別枠ということで、通常分だけ載せておりましたので、御面倒かけました。

以上であります。

○嶋崎委員

別枠ということで、金額に多少違いがあると思えますけども、理由がわかれば自分は納得いたします。

次に、ここ近々に教育委員が高橋さんと吉澤さんがやめられたわけですね。後任が決まりました。高橋さんは何年何月にやめられたか、また吉澤さん

は何年何月にやめられたかお聞かせください。

○教育庶務課長

高橋委員につきましては、ことしの3月30日、吉澤委員につきましては、ことしの6月30日であったかと思っております。

以上です。

○嶋崎委員

それじゃあ、報酬の方はきちんと整理されて全額支払われておるといわけですね。

○教育庶務課長

そのとおりであります。

○嶋崎委員

それでは、また成果報告書に出てない決算書にも出てない、平成18年度の予算書しか出ておりません小学校の自動車借上料35万円、小学校、中学校の15万円は支払済みでしょうか。それともその残額は残っておるでしょうか。

○教育庶務課長

平成19年度につきましては、小学校が17万3,120円、それから、中学校につきましては7万4,930円ということで、これは子供が病気、けが等で病院等への搬送の行き帰りということで執行させていただいております。

以上です。

○嶋崎委員

私が過去に一般質問でさせていただきました学校の公有地目的外利用という形で、学校の先生の駐車のことを話したときに、このような回答があったかと思えます。

学校の先生の車は公用車と同じだという形でありました。公用車と同じであるならば、その自動車の借上料は必要ないと思ひまして、全額よそへ使われたのかという形でお聞きしたわけです。実際にこの借上げが、ほぼ半額使われております。それ以外で公用車がわりに使用された学校の車は何台あるのかお聞かせください。

○教育庶務課長

先ほど申し上げさせていただきました、いわゆる自動車の借上げ、これはタクシーですが、過去、私もいつからこういうふうになりかわってき

たか、そこまで把握しておらないで申しわけないんですが、過去は先生の車でという時代もあったと思います。

ただ、緊急時の搬送において、私用車で事故等があってもいけないということで、今は緊急時についてはタクシーでの自動車借り上げということに統一させていただいております。

あと、先生が他の公務ででかける場合については、公用車という形では置いておりませんので、私用車で旅費対応という格好になっておると思います。

以上です。

○嶋崎委員

ありがとうございます。

それならば学校の先生の駐車場については、玄関横の一等地に駐車場を設ける必要はないかと思うのです。そういう意見を私は持つてるわけですが、教育長の御意見をお伺いしたいと思います。

○教育長

学校の中に先生方の駐車場を設ける必要はないという質問かと思えます。

各学校には公用車がありません。だから先生方の車は、全員公用車扱うということで申請しております。つまり、保険にどれだけ入っているとか、車検は受けとるのかと、そういう扱いを申請をして公用車として自分の車で主張先まで行っております。それに対して県の方から旅費が出ております。

○嶋崎委員

その公用車扱いは何台あったのかを聞いたわけですが、先ほど。

○教育長

今、学校の先生方はすべて、車を持っている方は申請しております。

○嶋崎委員

その実例が、平成19年度何回あったのかということ把握してみえますかということをお聞きしたんです。

私は、子供が健全に遊ぶ場所、それから体育向

上のための場所、コーチを、そういう24時間に近い学校の開校している時間数をかなり面積を保有するというのはいかがなものでしょうかということをお願いいたします。

今、公用の可能性があるとということでお話聞きましたけども、それはね、全先生の車がそれに該当するのかという部分も言いたくなる部分もあるのです。実際には時と場合と、その状況によっては全員先生が対象が変わってくるだろうと私は思いますけどね。

○教育長

すべての先生方は、公務出張はあります。例えば初任者研修だとか、いろんな場合もあります。だから新人はないというわけではありません。校長もたくさん出張があります。そういうときには公用車使用ということで対応しておるわけがあります。だから、すべての先生方が使ってる。

学校の中に公用車を何台か置けばいいわけですが、それはなかなか難しいということで、そういう扱いをしております。

○嶋崎委員

どうでしょうか。こちらの方で学校の公用車として各一台軽の車を配置することは不可能でしょうか。そうすれば駐車場がすべて外へ出ていただける可能性があると思いますけども。副市長、お話を聞きたいと思えます。

○田中副市長

この職員はすべて駐車場費を負担してやっていると、先生方の車が、かつてもこういう議論がされたことがあると思うんですけどね、公地の中に今とめてるものを周辺に出すと。周辺で適当な地があるかどうかという問題もあろうかと思えますけれど、今、私もう少し考えさせていたきたいと思うわけですが、今思うに、新たに公用車を各学校に購入配置し、先生方の車を場外へ出すということについては、今の形も不審な点があるかもしれませんけれど、ある程度合理性があるのかなど。学校によって公地がほんとに狭くてね、非常に問題になっているところが出てくれば、また検討を深めたいというように思い

ます。

○嶋崎委員

必要性が認めてもらえたわけだからよくわからん回答なんですけども、公用車、公用車といって教育委員会は逃げておる。その逃げてる言葉に対して、こちらが行政の方はどうするかというお話をさせていただいたわけです。

なぜ私はこういう質問をさせていただくかというのは、知立小学校の体育館の改修工事のときに、運動場のど真ん中に駐車場持っていったというに近い実例がありますよね。運動場の中に、ど真ん中じゃなかったな、ちょっと隅ですけども、駐車場が運動場にやられたというその短絡的な考え方で、ここに置けばいい。子供はある程度犠牲を払ってほしいよというような考え方、この教育委員会の考え方が、私、もう少し直してもらえないのかなというふうに思い、この問題を取り上げてきたわけです。

またこれは、今後どんどん奥を深めていかないといかん問題だろうと思うんです。学校教育施設は市の方が提供する。そうすれば県の方からくる。その県の職員の方の自動車の置き場は確保してあげると。それから、学校の先生だけでも市の業務をつかさどる方については、市の職員と同じように駐車料金をいただくと、この不合理はどうも納得いかないです。そこら辺をこれから解明させていただきたいと思いますし、また、お聞きしていきたいと思います。

そこで市の職員の駐車料金の収入が成果報告書に出ておりますね。幾らでしたかね、出ております。その職員の駐車場の支払金額が出ております。その市の支払金額に対して、市の職員から幾ら市は収入としていただいておりますか。

○秘書課長

職員の駐車代ということで、年間1人6,000円いただいております。金額は成果表の36ページに記載してありますけども、平成19年度は229万3,200円。ですから、大体300人強の人数になります。

以上であります。

○嶋崎委員

それは大体収入の方は何%でしょうか。

○秘書課長

先ほどの1人当たり6,000円と言いましたけど、7,200円が正しいということで訂正させていただきたいと思います。月額600円ですので年間7,200円という格好になります。

○嶋崎委員

職員からいただいているお金と、それから支払いの金額、そのための駐車料の支払金額の割合は何%でしょうかと聞いたわけです。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後4時02分休憩

午後4時04分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

市の方の借り上げということで466万100円を借り上げとして支払っております。ですから221万5,200円の使用料をいただいておりますので、差し引き244万4,900円が不足するという格好でございます。

○嶋崎委員

かなりここも優遇された施設だなと思います。約5割以上の駐車料金の負担をしていただけている企業というのは、そうはないかと思います。次へ移らせていただきます。

同じく40ページに事故修理11件というのがあるわけですけども、この11件の内容を教えていただきたいと思います。

成果報告書の車両修繕の事故修理延べ台数11、45万4,932円の内容を教えてください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後4時06分休憩

午後4時08分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

大変申しわけございません。ただいま調べております。後ほど報告をさせていただくということですのでよろしいでしょうか。申しわけございません。

○嶋崎委員

問題の方を変えさせていただきます。

成果報告書の100ページの奨学費183万6,000円、交付人数17名、その下の私立高等学校授業料補助411名、金額411万円、これの内訳をお願いしたいと思います。

○教育庶務課長

まず最初に、奨学費につきまして説明させていただきます。

17人の内訳になりますが、1学年が6名、2学年が5名、3学年が6名の17名ということになります。

それから、私立高等学校の授業料につきましては、対象学校数が58校、その中で申請された方が411名ということになっております。

以上です。

○嶋崎委員

奨学金の予算額が248万4,000円ということになっておりましたと思います。現状17名ということで御説明いただきました。なぜ対象者が248万4,000円から183万6,000円になったのかをお聞きしたいと思います。

○教育庶務課長

予算額につきましては、各学年6名という形で予算額を持っております。1学年につきましては6名ということで先ほど説明させていただいたとおりであります。2学年の方につきましては、途中で退学されまして、支給がなくなりました。合わせて広報等で追加募集を行いました。申請がなかったということで5名ということで、この1名分の9,000円掛ける1名の12カ月分が予算との差になっております。

以上であります。

○嶋崎委員

同じく補助金のところで、予算額の461万円が

411万円になった。多分交付予定人数は461人だったかと思いますが、50名近い減は、どういう理由でしょうか。

○教育庶務課長

予算の段階では、どうしても前年の10月に予算組んでおります。私立高等学校の前年の進学率を参考に予算を組まさせて、見込みで組んでおります。それが461名。これは私立高等学校等の進学率をもとに予算で人数を組んでおります。実際は、先ほどお話しさせていただきましたように、58校の募集の通知、それから、それ以外の方もみえるかもわかりませんので、市の広報で案内というか、PRをさせていただいた結果、当初予算との差で約50人の差が出たという結果になっております。

以上です。

○嶋崎委員

わかりました。

それでは次に、97ページに消防費、これのポンプ操法訓練と愛知県消防操法大会の9月8日から4月17日、延べ177人の人数が参加。操法大会90人という形であります。このときの予算づけというのはどういうものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○防災対策室長

操法訓練と操法大会の予算づけということでございます。上の表の一般管理備品で操法大会等の備品購入を行うものと、それから、委託料で操法大会の訓練を消防団に一括して委託しております。

以上です。

○嶋崎委員

96万は予算書の方に出ておったかと思えます。操法大会の委託費。管理費については私わかりませんので、今お聞きしました。

この消防についての消防団へ毎年新しく入団していただきますよね、何人か。やめられる方もいますけれども、何人か入団していただく。この方たちは、消防経験というものはあるでしょうか、ないでしょうか。

○防災対策室長

私ども、ちょっとそこまで承知しておりませんが、消防経験がない方がほとんどじゃないかと思っております。

○嶋崎委員

ないだろうなと思います。また、消防団員の方の募集方法は、どのような方法でしょうか。

○防災対策室長

募集方法ですが、各分団の役員が年末及び年度末近くに各家庭をいろんな形で情報を入手しながらお邪魔して、入団の勧誘を行っておるとというのが実情でございます。

○嶋崎委員

今、お話を聞いた中で考えるに、消防団員になっていただく方についての消防訓練ないしは消防団員になるための基礎知識、これらを教えるところはどこにあるでしょうか。

○防災対策室長

新たにはいっていただいた団員の方の訓練ということですが、この表にもありますように、入っていただいてすぐに総合訓練という形で知立署の協力を得まして訓練を行っておると。その後におきましても各行事等々つかまえて訓練を行っておるという状況でございます。

○嶋崎委員

消防団経験者ならば言わず語らずを知っとるじゃないかということ言われそうな感じがしますが、私、考えるに、完全に経験のない人を集めて、入退団式が終わった明るる日に家事があったら、その人たち現場へ行かなきゃいけないですよ。現場へ行ったときに、どういう対応をするか。私も経験はないんです。消防団員の経験はないんですけども、例えばプロパンガスの取り扱いをどうしたらいいか、または、消火をする場合にどういう方法をとるべきだろうというふうについて全く知らない人がホースを持って走る、このことについて非常に危険を感じるわけですけども、そこらあたりのフォローは市として考えておられるでしょうか。

○防災対策室長

現在、消防団活動の消防というかわりにつき

ましては、主に消防署員の後方支援が主でありまして、直接消火活動の方には現在は携わっていないと。

しかし、大きな災害となりますと、今後そういうわけにもいかないかもしれませんが、現在ではそういう状態でございます。

○嶋崎委員

少し消防団員になられた方に基礎知識というのを教えていただく機会があつてのいいなど。この消防団の主な行事を見させていただいて、どれに当たるのかなという形で見させていただきました。

昨日もどこかで知立市内で火事があったようですけども、今年度入った新しい方が、実は昨日は知立市の秋葉さんのお祭で、大体消防団員の方は7割、8割が知立神社の方へ向いちゃってるわけです。そうすると、関係のない人が出ていただくとした場合に、消防団経験者の人がそちらの方へ向いちゃってる。新たに入ってきた人が、たまたま寄った。寄ったけども、どうしていいのかわからんというような状況が現実あると思いますので、ひとついい知恵を絞って、よりよい消防活動にさせていただくことをお願いしたいと思います。それはお願いしておきます。

それから最後に、48ページの町内会事業の町内会活動事業補助金1,072万50円あります。交付町内回数31、あと、内容として均等割、人口割、世帯割、面積割とあるわけですけども、この基準というのは何年に立ったものでしょう。いつ見直されて、いつこれが施行されてるのかお聞きします。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時30分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民協働課長

町内会の活動費の補助金につきましては、昭和56年に制定されておりますけれども、最終的に平成14年の4月1日に改正されておまして、それ

以降、先ほどの内容の金額で活動費の補助金を交付させていただいております。

○嶋崎委員

非常に驚いたわけです。昭和56年というとい年から何年でしょうね。4分の1世紀ですよ。おおむね4分の1世紀に当たる期間見直しがされてないということについて、非常に疑問を感じるわけです。

その割には昭和56年の町内会に対する市の委託行事、またはお願いする行事というのは、どの程度あったでしょうね、お聞きしたいと思います。

○市民協働課長

まず、先ほどの昭和56年にこの要項は施行されておりますけれども、そのあと、要項の改正は昭和57年、昭和61年、昭和62年、平成5年、平成10年と、それから最後は平成14年ということで改正はされておりますが、申しわけございません。今、調べた中では、平成14年の4月1日から施行ということで、この先ほどの内容の金額から現在に至っているということで、その前の改正については、どういう状況かちょっと把握できませんでした。

質問者のおっしゃられる町内会行事等については、やはり今、区長方にもいろいろ市との町内会の住民の皆さんとのパイプ役ということで、いろんなものをたくさん私の方からも依頼なり、連絡なり、御相談なりをさせていただいております中で、やはりこういう時代の流れの中で、確かに言われるように、区長のお仕事の内容について、また、町内会の内容についてはふえているということとは認識をしております。

○嶋崎委員

昭和56年から何回か変わって平成14年、それでもなおかつ今、平成20年ですよ。6年ということで、この6年の間の流れというのは非常にきついなものがあると思います。

一つお願いしたいのは、昭和56年ときの町内会に委託、またはお願いする分は何かあったのか。それから、平成14年のおお願いするものは何かあったというのを一覧表にして、その間、昭和

56年から平成14年の間に1回入れて3回ぐらいの対比表を見せていただければありがたいと思うんです。

もう一つは、区長の報酬はどういう感じになってますでしょうか。

○市民協働課長

現在は、月額で2万8,000円ということでお願いをしております。

○嶋崎委員

平成14年のときと変わらないわけですよ。これも先ほどの話と同じように、昭和56年、平成14年という形でお見せいただければありがたいと思います。

といいますように、町内会にはかなり負担をお願いしてと思いますけれども、企画部長いかがでしょうか。

○企画部長

今、課長の方からも御答弁させていただいたように、非常に多くのことを町内会へお願いをしております。市からだけでなく、あるいは社会福祉協議会ですか、そういうところからもお願いをさせていただいております。また、町内会は、それぞれ町内会の悩み事といいますか、いろんな行事を行ったり、あるいはいろんな町民の方から苦情を受けたりというようなことで、区長、非常にお忙しいということも承知をしております。また市の方からもお願いを今後もしていきたいと思っておりますので、区長には大変申しわけございませんが、御協力をいただきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員

今、お話がちらっと出ましたけども、区の方から市の方へお願いするものもあるし、市の方からお願いするもの、その中で、私が何を言いたいかといいますのは、一般質問の中でやらせていただきましたAED、これの補助金が幾らだったか、いま一度お願いしたいと思っております。

いま一度この活動状況を見ていただいて見直す気はないのかということと、もう一つ、区の状況ピンからキリまであります。そのピンからキリま

でをどのぐらい把握してみえるのか調査をしていただきたいなと思います。ある区については、非常に活動はない部分もあります。それから、ある区については、かなり活動しているということがありまして、僕は、AEDについては補助金にとどまらず各町に100%に近い90%程度の補助金なのか、補助金というは何十パーセントかなというところで、まずその補助金の額を教えてください、今後やはり同じような形で補助金でいくのかいかないのかの考えと、それから、各区の調査をされるということをお約束していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市民協働課長

AEDにつきましては、現在のところは補助対象にはなっておりませんが、来年度に向けてAEDの初期投資について2分の1ということで町内会から御希望いただいて、御希望いただいた町内会については予算要望をしていこうというふうに考えております。

その2分の1ということについても、やはり町内会によって、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、やはり町内会活動の温度差というのはほんとに確かにありますので、設置できるかできないかということもあるということも踏まえまして、今回については2分の1以内の補助金ということで来年度に向けて検討をさせていただいているところでございます。

それから、区の調査ということでございますけれども、やはりちょっとこの区の調査につきましては、町内会に市からいろんなお願い事、それから町内会からのお願い事等ございますけれども、こういう調査というのも今までやっておりませんので、少しお時間をいただいて町内会とまたお話し合いをさせていただいて、どんな事業をということになろうかと思えます。

確かに活動費の補助金の中で、町内会事業がどんなものがあるという大まかなものはわかりますけれども、中身の細かいところまではまだはっきり私どもも把握してないところもありますので、少しお時間をいただければというふうに思います。

それと、先ほどの活動費の移動の改正の内容、それから、報酬額の内容についても少し時間をいただいて調べさせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○嶋崎委員

補助対象になってないもの、先走って申しわけありません。AEDというのは、大体するものでしょうか。

○市民協働課長

AEDにつきましては、現在市役所関係、公共施設の中で、18施設だったと思いますけれども、大体40万円ぐらいということで、AEDに附属するパットだとかバッテリー等もございまして、多少値段に違いは出ると思いますけれども、40万円前後というところで購入ができるというふうに思っております。

○嶋崎委員

40万円というお話聞いたわけですが、いろんなところに問い合わせしてみますと、30万円じゃないかなという回答をいただいているところもあるわけですが、40万円の2分の1、20万円ということですね。

あとのことについては、時間を取っていただいで答弁していただければよろしいかと思えます。

最後に、決算書の197ページの災害復旧費の不用額900万3,000円、これは災害がなかったからということでここに計上されたかと思えますけど、この取り扱いが普通どうされるのかということと、もう一つ、私、災害のための基金の積み立てというのを考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その意見についてはどういう考えをお持ちでしょうか。

例えば10年間災害がなかったという約1,000万円金額を積み立てていけば1億円という金額がたまるわけです。災害復旧費を不用額だよといって単年度決算でなしにしてしまうのか、それとも、もう少し考え方を改めて災害積立金といいますのは、今年度の岡崎市の伊賀町、あそこはまずそういう災害がないという形で何年か何十年かきたわけですが、やはりあったわけですね。そうなる

と知立市の場合も同じく大正年代に逢妻川が切れて、知立神社の鳥居の半分から3分の1近くまで水につかってしまったという事実もあるわけですので、そういう基金の積み立てというのは考えられないか御答弁がいただきたいと思います。

○総務課長

ただいまの件につきましては、一度研究をさせていただきますきたいと思います。

○嶋崎委員

やはりこれは考えていただきたいなということ。市の行政のトップになっている方たちにも、それは頭の中に入れていただきたいなと思っております。

そんなことを決算でお話を聞きながら、まだ帳面を見るといろいろあって、説明しにくい部分もあるんですけども、一つだけ教育委員会の方にお尋ねしたいのは、現在私は、きょうの委員会が開かれる前に夏の事故、いろんな形でこういう御努力されておると思っています。神谷先生の状況とかいろいろなものがあると思います。そんなこととか、また、今一番近い問題では、今問題になってる不良米ですね、不良米の取り扱い等について学校給食、愛知県は547か574かどちらかの学校が関与しておるという数字がスバルという会社の方から出ておりますので、当然この委員会の冒頭でお話があるべきものだと思ってお待ちしておりました。約6時間たっても一向にそれに触れられる部分もないので、あえてお聞きしておきたいなと思っております。

○学校教育課長

それでは私の方から、知立中学校の事件の方のことですよね、神谷教諭の件ですよね。

新聞に出ておりましたように、既に退院して自宅静養をしております。それで現場に戻るのを今、前期後期、学校2学期制になっておりますので、今ちょうど前期の切れ目というところもあって、本人は大分気にしておりますけれども、まずしっかり治すようにという学校長の言葉等で今、自宅で静養しております。実際に復帰する日時等はまだ未定という状態であります。

以上です。

○教育庶務課長

事故米の件についてお話をさせていただきます。配慮が足らなくて御質問者からいただきまして、説明ということで、まことに申しわけありません。

事故米につきましては、ここ数日いろんな形で新聞に出ております。知立につきましては、地産地消ということで従来から知立市産米の米、あいちのかおり、これをJAと県の学校給食会の方と従来よりお話をしておりまして、知立市産米を使っております。

したがいまして、主食である米飯につきましては、事故米を使っておるということはないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、事故米を使った主食じゃなくて加工品というんですかね、原材料を使ったものについては、まだいろいろ若干県の報道も流動的な部分がありますが、現時点ではことしの4月以降購入しております業者15社程度なんですけど、すべて調査した段階では、現時点では米粉を使ったそういったものは該当の問題となった業者からは仕入れていないということは確認しております。

以上であります。どうも御心配かけまして申しわけありません。

○嶋崎委員

神谷先生のことについては、私、下手するところの先生、不登校になっちゃわへんかなという心配をしとるわけです。1人の優秀な先生を不登校にさせるということは、知立市の教育界のマイナスだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、学校給食については、今御答弁がありましたように、受け取ってまいりたいと思います。

私が、なぜあえてここでこんな話をさせていたくのかなというのは、開かれた教育委員会、開かれた学校教育という形を今後とっていただきたいと切に思っけきょうは長々と質疑をさせていただきました。実際に教育委員会、学校の自動車は公用を兼ねてる、そういう一つのところで線を引いてしまって、全くそこから出ようとしな。そ

のかたい殻を何とかいまひとつ考えていただいて、開かれた学校教育、開かれた教育委員会という形にさせていただきたいという気持ちできょうは質疑をさせていただきますので、御答弁ありがとうございます。終わります。

○総務課長

大変答弁遅くなりました。申しわけございませんでした。

先ほどの嶋崎委員より車両修繕の件で御質問いただきました。ここでひとつお呼びしたい訂正がございます。実は、40ページでございます。40ページ下から二つ目の項目、車両修繕のところでございます。区分としまして、上から点検修繕、事故修理ということで事故修理11件の内訳というふうに御質問をいただいたわけでございますが、実は、点検と事故修理の項目が前後しておりまして、一番上の点検のところが事故修理、したがって、事故修理のところが点検ということになりまして、事故修理は5件で53万9,869円ということになります。大変申しわけございませんでした。

それで、この5件の内訳でございますが、すべて公用車の物損、自損事故に伴うもので、一番安く済んだといえますか、支出金が少なかったものが3万6,572円から一番被害の大きかったものが34万8,800円ということで、5件の事故の修理費ということになっております。

以上です。

○山崎委員

では、手短かに私から一点お聞きしたいと思います。主要成果報告書の54ページをお開きください。中段の4目諸統計費、これは担当が企画課ということで、これに関連しまして本題に入る前に確認のため、知立市の人口についてお伺いしたいと思います。

まず、知立市の人口は先月の8月1日付では6万9,915人ということでありましたが、9月1日現在は何人なのか。これはちょっと確認のためお聞かせください。

○企画課長

9月1日現在でございますが、これは住民基本

台帳ベース、外国人登録人口数を含みますけど、6万9,929人でございます。

以上でございます。

○山崎委員

6万9,929人ということですね。そうしますと、人口7万人まであと71人ということでありまして、人口7万人の達成見込みはどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○企画課長

7万人の達成の見込みでございますが、9月18日木曜日現在でございます。金曜日のものを出せばよかったと思うんですけど、これは6万9,938人でプラス9人というような形になっておりまして、過去2年間ですけど、月の平均が78人、過去2年間の9月の増加数というのは平成18年5人、平成19年が41人ということで、8月が増がふえたのが14人であった。過去平成18年、平成19年ということになりますと、8月というのは100人ベースでふえておりまして、8月、9月がちょっといつものペースでいいますと、ふえ率が少ないと。達成の見込みは9月だというふうに思っておりますけど、9月か10月になるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○山崎委員

わかりました。

7万人まであと近々かなということで、そこで、7万の達成時に知立市人口7万人達成記念事業みたいなですね、そういった7万人達成記念事業みたいなイベントを開催してみてもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

知立の市民の皆様へ、近隣市に広くPRできますし、広く知ってもらおうということでこういった事業を開催したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画課長

これにつきましては、平成20年度の予算で盛り込んでおりまして、企画の方で予定しておる事業につきましては、7万人が達成したときに、正面玄関の付近の壁に、祝知立市人口7万人達成とい

うことの横断幕を設置したい。

それから、7万人達成した後の本人、出生者というような形にとりたいというふうに思っておりますけど、本人、家族の了承を得た上で、後日記念品と花束を市長訪問により贈呈したいというふうに思っております。

それから、広報紙の掲載、記者発表、議会等には記者発表する前に報告する予定でございます。

予算額につきましては、消耗品で5万円程度というような形で見込んでおります。

以上でございます。

○山崎委員

こういった事業も知立のほんとに皆様や、特に近隣市に知ってもらうためにやっていただきたいと思えますし、各種団体が多くの市民の方にもPRをしていただきまして、この事業というか、そういったものをまた大いに盛り上げていただきたいと思えますので、その点は、またよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○高橋委員

認定第1号についてお尋ねしたいと思います。

補正予算のときにも申し上げたんですが、本認定の非常に重要な側面として、一般会計の実質収支が7億1,984万円と、これは、るるいろんなところに掲載されております。平成18年が8億8,000万円ということで、若干減ってきているんですが、この実質収支の額について、どのような所見をお持ちなのか承りたいと思えます。

○総務課長

ただいま委員のお話ありました額が若干下がってきたということでございます。知立市におきまして、いろんな諸事業を抱えております。毎年そういった諸事業に対するの予算を編成しまして、また年度末決算を迎えるわけでございますが、現在財調においてもですね、少しずついいいますか、財調から繰り入れる額が年度当初ふやしての予算編成となっておりますが、今回また財調の繰り入れを少しずつ戻すというような形での補正予算を組まさせていただきます。

今後につきましても、個人的には財調の額が来年度も同じように18億円程度いけばいいのかなということ、また、今の御質問に対しての答えがうまく出ておりませんが、今後の税収入の伸びとか、国からの交付金等の歳入の見込みとか、そういったものを考えまして、今後においても予算編成には慎重を期して図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務部長

大変申しわけございません。

実質収支につきまして、昨年度繰越金明許という財源がございますので若干違いますが、今年度につきましては、歳入の関係で1億2,900万円、これは市税の部分で1億2,600万円という形になります。市民税につきまして5,400万円、固定で5,900万円、都市計画税で1,400万円というものが予算との実績との乖離で歳入でございます。

歳出につきましては、不用額の関係で民生費の方が3億1,100万円、これが老健の繰出金が一番大きくて1億4,200万円、それから、乳児医療の医療費の関係で4,800万円、それから、児童手当の関係で2,700万円、あと、介護保険の繰出金で2,100万円、土木費の関係で6,700万円、それから、教育費で6,000万円という形で、歳出で5億9,000万円余という形になっております。

○高橋委員

かつて企画部長が企画部長と総務部長を兼務して企画部長のころに、たしか5億円の実質収支だったと思うんですが、そのときに彼は、冒頭頭を下げたんですね。実質収支が多過ぎたんだといって頭を下げました。

お金というのは、今、総務部長が予算現額と執行額との差の部分についていろいろ説明されました。途中で補正をして調整をするのも仕事、年度末まで引っ張って不用額にして翌年度に繰り越すのもそれは仕事ですし、途中でお金がどこかへ行ってしまふようなことはないんでね、それは必ず担保されていくんですが、ただし、会計原則が単年度総計予算主義と、こういうふうになっていま

すので、その趣旨からいうと、この7億円余の実質収支というのは少々大きくはないのかと、当市の予算規模からいうとね。だから必要な手当をきちっと打って、入るべき歳入をきちっと構成する。あるいは歳出について、ちょっとこんなものは要らんというやつについてはきちっと修正する。

私たちよく言ってきたんですが、それで有効にその年度の財源を活用すると。最終的に活用できないものはもちろん財調で積むなり、いろいろ手法はあるんですが、そういう結果として出納閉鎖を待って対応して決算を調停してどうだったのかと。その努力の跡が決算の数字に全部あらわれるわけですね。

もう一回伺います。

7億1,984万円の実質収支について、どういう御所見をお持ちでしょうか。

○総務部長

企画部長がみえたころと今の予算規模というのは変わってまいりましたので、あながちそのときと同じようにお話ができませんが、前にも私お話申し上げましたが、8億円台とか9億円台が出ていたころは、間違いなく実質収支が多かったなという気はしております。それ以降、実質収支が少しでも少なくなるように、12月、そして3月補正で各部局に対して歳入、そして歳出の精査をしていただいているところであります。

が、しかし、先ほどちょっと申しましたように、歳入においても今回1億2,900万円ということで、市税の部分でございますけれども、ここらもやっぱり市民税5,400万円と固定5,900万円ということで、これ以上は補正の段階で非常に厳しいところかなというのは私も思うところであります。

ただ、歳出につきまして、やはり職員も各品目努力していただいておりますけれども、どうしても今回この老健という部分で1億4,200万円、これが非常に大きく不用の額ということが出たのが大きな原因かなと思います。基本的には標準財政規模が120億円を超えてまいりましたので、これでいうと、通常3から5%というのが実質収支の額として適正というんじゃないですけど、その程

度がよろしいんじゃないかというふうに言われております。それでいきますと、1億程度少しちょっと出てるかなという気はいたします。この部分、もう少し今後とも精査してまいりたいと思います。

○高橋委員

監査意見書の9ページに今、総務部長が表明されたことが書かれております。冒頭9ページの頭に、ウ、実質収支比率、これは実質収支を標準財政規模で除して割る数字ですね。つまり、繰越金は多ければ多いほどいいというものではない。当然ですね。ずぼらな会計で繰越金を大変出せばそれでいいというわけでは絶対ありません。

したがって、的確にこの市民ニーズにこたえていくという大前提が単年度総計予算主義という考え方だと私は理解していますので、その意味でね、入の精査の対応というものを厳密にやっていく、それでもしかし、なおかつ当然タイムラグを含めて対応ができないことがあります。そういう意味で、監査委員述べているのは、3から5ぐらいが望ましいよと。それ以上の規定はないんですが、そういう点でいうと1億円程度、今、総務部長答弁のように対応なんだということですね。

総務課長ね、こういう指摘もちゃんとあなた腹に入れて、新しい課長ですけどね、財政の執行については留意していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、7億円余の実質収支があり、そして本会議でもありましたように、自主財源並びに経常収支、あるいは経常的収入、さらには財政力指数を初めとした一連の財政指数が基本的に良好な形で好転しているというふうには理解をするし、そういうふうには書いてあります。

問題はね、なぜこういうふうな好転の事態になっただけなのかというこの理由づけですね。これはあなたの方の出していただいた資料の中にあります。税源移譲があったと。これは所得税、住民税ニュートラルなんですが、税源移譲。あるいは定率減税等の増税、そして企業収益の増ということで11億9,000万円市民税で上昇したと。23.5%の増だと、こうなっております。

ちょっとこれは計算すればわかるんですが、税源移譲で幾ら、企業収益増で幾ら、増税で幾らというふうにジャンルづけするとどんな比率になるでしょうか、あんばいになるのでしょうか、ちょっとお示してください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後5時09分休憩

午後5時09分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

定率減税の廃止ですね、これが3億112万4,000円、税率の見直し、これが6億95万4,000円、非課税範囲の見直しです。これの影響が466万3,000円、あと、納税義務者の増ということが関係しておると思います。

以上です。

○高橋委員

そうすると、今のお答えでは、税源移譲が6億円余ということですね。そして、増税分、つまり定率減税がなくなったという、これは2年間ですが、3億円余と。これは2年という意味ですか。平成18年、平成19年の関係だけですか、3億円余というのは。あとは非課税の縮減もしくは廃止で466万円ですか。いいのほんとにこの数字で。あと法人の超過、これは計算すればわかるわね。ということは今、答弁されたんでしょうか。もう一遍お願いいたします。

○税務課長

今、答弁させていただいたのは、個人市民税の関係で答弁させていただきまして、定率減税の廃止につきまして、平成19年度分ということでお願いいたします。

それから、法人税につきましては、均一課税で7,491万4,000円増加しておるということで、それから、法人税ですね、こちらが2億4,173万6,000円ということです。

○高橋委員

ちょっとこの数字の問題で、私ちょっとこだわっとるんだけど、税源移譲で6億円と、さっき確認したように。定率減税の廃止で3億円、そして法人市民税の収益増で2億4,000万円ですか、そのうち7,491万円が不均一課税の増税分、上乗せ分、要するに課税増した分が7,491万円ということで、控除等の縮小廃止で466万円と、こういうことでいいですか。

○税務課長

法人税の方で一つ言い忘れまして。先ほど不均一課税ではない分だけ言いましたものですから、あと14.7の均一課税の分ですね、こちらが3,453万7,000円増額になっております。それから、減収の部分があるものですから、こちらの方で少なくなっておる分がございます。

○総務部長

委員の御指摘の部分は、私なりに解釈しますと、今回のその三位一体改革と税制改正によって知立市にとっては多少歳入についてよくなってきたんじゃないのと、こういう部分の解明はいかにという部分ではないかと思うんですが、その部分でお話しますと、三位一体改革の中で、私どもに税源移譲された金額は全体でいうと6億9,800万円です。国庫補助負担金で知立市がその三位一体改革で影響を受けた部分が2億6,900万円、ざっと2億7,000万円です。その部分でいうと、この影響額、すなわち国庫補助負担金を削減して税源移譲しますというルールでいうと4億2,800万円というのが知立市としては、よその自治体とも国庫補助の目減り分よりも税源移譲分ではあったという部分だと思います。

それから、税制改正の部分がございまして、これが生計同一妻から老年者の控除の廃止、公的年金の見直し、非課税範囲の見直しという部分を含めまして3億円程度知立市にとっては収収がプラスに転じておるという部分であります。その部分ですね、臨時財政対策債という部分を、これは従前の例でいうと、この発行可能額を差し引くこととなりますので、これが5億4,900万円ですので、差し引きすると実質的に知立市としては、委員の

御指摘の部分で裕福になったという部分が1億8,900万円というふうに私は試算しております。

○高橋委員

なかなかちょっと数字は合わなくてね、苦慮しとるんだけど、ここにありますように、税源移譲、企業収益の増などを含めて市民税は11億9,000万円アップしとるわけでしょう、平成18年に比べて23.5%だと。これは監査意見書に書いてあるじゃないですか、その事実は、何ページだったかねということなんだわ、実際ね。ちょっと忘れちゃった、どこに書いてあるか。

この11億9,000万円ふえたという中身の分解をお願いしとるんですよ、今ね。難しい話じゃない。分解をお願いしておるんです。だから税源移譲で6億9,800万円ですか、所得税から地方税の方へシフトしてきたと。総体的にはこれはニュートラルです。それから各種控除の見直し、これは事実上増税になるわけで、これが3億円程度と。これは定率減税がまだありますよね。1億6,000万円だがね、これね。そのパッケージで11億円なんだと、こうやってもらわんと分解にならんわけだね。

○総務部長

わかりました。その部分で申しますと、個人の関係で9億860万9,000円、そして法人で2億8,206万円という形でその合計数字になると思います。

で、その中身で税源移譲が6億9,849万7,000円、定率減税の廃止に部分が1億5,988万2,000円、それから納税義務者が935人ふえましたので、その部分はその差額分として出てきている部分であります。税制改正は平成19年度で全部終わりましたので。

それから、法人の部分で申しますと、2億8,206万円と申しましたが、法人税割、いわゆる12.3%の部分が2億4,173万6,000円、そして超過課税部分ですね、不均一課税部分が14.7%の部分が3,453万7,000円という増で、大手法人の黒字化が大きな要因であるという部分でございます。

○高橋委員

ちょっと確認求めますが、さっき税務課長が

7,491万4,000円とおっしゃったのは、これは何ですか。

○総務部長

それは不均一課税の今年度の入った部分の合計額で、私のお話しした部分は、ふえたということです。

○高橋委員

わかりました。そういうことですね。

6億9,800万円は個人にかかるけども、これは基本的にニュートラルと。個々にはいろんなそごがあるんだけどね。

そうしますと、今度市税、とりわけ市民税をぐっと押し上げているのは企業収益の増、それから定率減税の廃止と、そして税源移譲と、この三つさっき申し上げたんですが、税源移譲というのはニュートラルなもので、個人からいうとね。この6億9,800万円というのは補助金カットという裏があるんでね、さっき総務部長は、それを含めても4億円程度は実質の増になると、補助金の削減をマイナスしてもねということをおっしゃったけども、企業収益が一つ大きく貢献しているということとあわせて、やっぱり庶民に相当負担が重いというこの事実関係が、さっき言った実質収支を含めて財政を好転化させている中心的要因だということはお互いに頭に入れておく必要があるということですよ、一口に増収、増収というけどね。

ここで本会議でもお聞きしたけども、企業法人の税収がぐっと下がっていくような事態、愛知県の内容も紹介しましたが、税源移譲もないと、今後はずっとニュートラルで続いていきますから。そうなってくるとどうなるんだろうなという思いがいたしているということです。

それでね、ちょっとやっかいな数字なんですけど、法人市民税と一口にいいますが、1号法人から始まって、ずっと法人の格付がありますよね。ここに格付ごとの税収額はどうかだということはすぐわかりますか。

つまり、均等割額が300万円から5万円まで7段階あるでしょう。その法人ごとに今度は法人割の方がどうなってるかということですよ。これは

税務課長、すぐ出れば御紹介いただきたいし、出ないようだったら後ほど資料出してもらえばいいけども、つまり、ランクづけごとの法人割の額、法人の数があるでしょう。例えば300万円の均等割の会社は8社ありますがね。そのうち法人割が課税されているものが何社あるか。赤字のところから法人割もらえませんかね。8社中何社が婦人割で納税してるのか。

これは個々の会社は出してもらわんでもいいんです。総体の話として法人の1号法人を初めとして、この各法人のランクづけごとの法人税額と対象企業のうち、何社が納税しとるのか、こんな数字というのは出るんでしょうか。

○税務課長

法人につきましては、1号法人から9号法人までございまして、そちらの課税の対象法人の数でいくなら、すぐお答えできます。

課税をした法人の数でということでありましたら、すぐに。

○高橋委員

全体の法人の数もわかる。

○税務課長

この表ですと、課税の対象法人の数ならすぐ答えられるんですけど。1号法人ですと対象法人が8社あると、そういう形でなら答えられます。

○高橋委員

税額もわかる。ちょっと教えてくれる。

○税務課長

均等割が2,400万円、法人税額割が2億7,367万7,200円です。2号法人が対象法人が3、均等割が525万円、法人税割が4,079万6,900円、3号法人95社、均等割3,652万3,800円、法人税額割が1億1,197万3,800円、4号法人が5社、均等割額が200万円、法人税割額が7,494万4,800円、5号法人62社、941万3,100円、法人税割が6,699万8,360円、6号法人34社、493万7,500円、税額割が1億5,713万3,400円、7号法人が212社、均等割2,354万4,600円、法人税額割が6,286万7,900円、8号法人21社です。均等割252万円、税額割が2,993万6,900円、9号法人928社、均等割が4,520万2,000

円、法人税額割が1億1,209万5,400円、法人でない社団ということで4社ございまして、こちらが均等割が20万円、法人税割が14万5,700円、合計で対象法人が1,372社、均等割合計が1億5,659万1,000円、法人税額割が9億3,057万360円。

以上です。

○高橋委員

税務課長、今一生懸命言っていたきました。私も筆記したんだけど、なかなか書けないので、後で資料として出してください。

そのときに1号法人何社、2号法人何社と言ってみえましたね。これは対象法人がそれだけあるということで、その数を言われたんだと思うけども、均等割しか払わない法人もあるわけでしょう。法人税割がかからない法人も納入してない。だから88社のうち対象は法人税割を納入してるのが50社ということがわかるような資料にならないのかどうかということです。各法人の号ごとに、1号法人から9号法人までずっと言っていた。その言っていたとおりでいいけども、対象法人が何社のうち、法人税割を納めた企業は何社というふうなところを加えた資料をいただきたいんですが、いいですか、それで。

○税務課長

多分出せると思います。

○高橋委員

ぜひお出しいただきたい。きょうでなくてもいいですよ、大至急お出しいただくということにしたい。

それで、さっき言ったそういう構造で11億円ぐっと押し上げてきたということですが、これ、ちょっと本会議でも聞かせてもらったけども、次年度以降の法人の状況や見方についてどうなんだろうかなというふうに思うんですが、その辺の見通し、どういうふうに、これなかなか難しい話なんですけど、どんな見通しをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○税務課長

法人につきましては、皆様御存じのように、米国のサムプライムですか、その影響で、かな

り自動車関連落ちておると。電子部品の関係ですか、知立はそこら辺の関連の工場が多いということで、中間の決算の状況ですと若干落ちてるような形を見受けられますけど、来年度の決算ですね、3月決算ということになると歳入的には平成21年度に影響してくるわけですけど、そこでかなり落ちた数字になるではないかと。ことしにつきましては3月決算で中間は半額の予定納税で入れているものですから、来年かなり落ちた状態で、今回伸びた分がまた逆に戻ってしまうやもわからないというような感覚を今、受けております。

○高橋委員

そういう見方が一般的だと思うんでね、ぜひそこは今後留意しながら対応していただきたいと思いますということであります。ぜひ先ほどの資料をお願いしたいと思います。

そこで少し角度を変えてお伺いしたいんですが、次にお尋ねしたいのは、人件費の関係ですね。これは成果報告書の14ページに人件費、その他性質別の決算額が記載されております。人件費は職員給とその他というふうに分かれています、職員給、人件費両方ごらんいただければいいんですが、34億円の人件費、前年度比2.5%の減、うち、職員給23億円、これも3.6%減と、こういうことになっていますね。

ただ、置きかえがありまして、委託がふえれば物件費の上ということで、平成19年度の物件費は8.1%増で32億円と。人件費と匹敵するほどの今は物件費になっているというのが実態だと思います。

改めて伺いたいのが、平成19年度の職員数430人、平成20年度の職員数439人というふうに理解をしていますが、それでいいかどうか。

あわせて、一般会計の職員の数ですね、これは企業会計も入った数ですから、430人というのは一般会計の職員の数は今、何人程度になっているのか。この職員の数について、どういう認識を持ってみえるのか、このあたりちょっと明らかにしていただきたい。

○秘書課長

平成20年の4月1日現在として439名の正職員であります。平成19年度の職員の数につきましては427名となっております、10名程度ふえております。

一般会計の職員の数につきましては、一般行政部門の計ということで、平成19年339名であります。ちなみに、平成18年は342名であります。これは教育及び公営企業部門は除いてあります。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時39分休憩

午後5時48分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

先ほどの数字ですけども、ちょっと訂正させていただきますと思います。

一般会計ということで、平成19年度397名、平成20年度は当初予算ベースで同じく397人ということになります。

○高橋委員

一般会計は397人でイコールということですか。ちょっと違うんじゃないの。439名はいいわけでしょう、平成20年度。平成19年度が427ですか、これもほんとに430じゃないの。ちょっとあわせてもう一遍数字の確認を求めたい。

この職員数について、どういう認識持っておるのかということについてはお答えがなかったんだけどね、どうですか。

○秘書課長

一般会計の人数は、先ほどの人数でありますけども、全職員数でいきますと、平成19年度は440名であります。

それから、平成20年度当初予算ベースで434名であります。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後5時52分休憩

午後5時56分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○秘書課長

平成20年でいきますと総合計437名で、平成19年427名、平成18年440名、平成17年446名であります。

それと職員数に対する認識ということでもありますけれども、平成17年度から比べてまいりますと、集中改革プランによる職員の削減計画に対する実績と計画との差なんですけれども、こちらの方は、平成18年度につきましては、計画に対する現職員数が平成18年度で6名の減ということになっております。平成19年度におきましては、急な退職等もございまして、実質10名の減という格好になっております。

平成20年度におきましては、計画予定人数が433名のところを437名と4名こちらは超過という格好になっております。現在は、その計画と実質の職員配置との差が出ております。これというのは、やはりいろんな行政のニーズですね、こちらに対応するための職員配置ということで、あと、指定管理者制度、こちらの方も当初計画に入れながら職員の削減計画を立てておりますけれども、こちらの方がまだ未達成な部分もありますので、今年度につきましても、まだ計画に比べて4名超過ということで考えております。

以上であります。

○高橋委員

平成21年度の採用予定と退職者の予定者というのはどれぐらいになるんですか。平成21年の4月1日どれぐらいの現有数になるのでしょうか。

○秘書課長

この平成20年度におきまして、退職の予定者ということで20名を予定しております。そして平成21年度におきまして、現在の職員数からいきまして配置計画におきまして5名を増加することとを予定しております。平成21年度の再任用の予定者ということも加味しながら、平成21年度職

員の新規採用でありますけれども、22名を予定しております。トータルでいきますと、平成21年度は439名ということになります。

以上であります。

○高橋委員

今言われた数は、再任用は含んでないんでね、短期雇用の方は含んでます。育休その他含んでますが、再任用は含んでないということですよ。

それでおっしゃるように、この行革集中改革プラン、これが平成21年の4月1日の429人というその数字示しているんですが、実際439人と、今の答弁でね。これはね、見解伺いたいんだけど、行政ニーズの拡大とか、あるいは指定管理者が思うようにいってないとかいろいろおっしゃったけれども、率直に言って、この行革プランの人数そのものがきつい人数じゃないのかと。総務省の基準を超える減員をもってよしとするということで作られたんだけど、今、答弁のように、平成18年までは大体この数字、平成19年で思ったより退職がざっとふえたんでね、行革プラン以下の数字になったと。

しかし、もう一回平成20年で呼び戻しがあって4人ほど増加、そして平成21年で計画より10人ふえると、こうなってるんだけど、私はね、先ほど税務課の職員の話をしましたし、本会議では保育士の常用雇用が一般雇用が少ないじゃないのかと、正規雇用がという指摘もあって、福祉子ども部長は、来年度3人増員していくんだと、純増でねという答弁もありまして、そういうものをトータルすると、このやや改革プランがきつい減員を求めているんだというふうに私は思うんですが、どうですか。そうは思いませんか。

○秘書課長

平成17年から比べてまいりますと、この最近2年間ですね、ことし含めて、やはり計画どおりにはなかなかいかないということでありまして、来年度の見込みもなかなか計画どおりにはいかない感じですので、今後、平成22年度においては、やはりなかなか難しいなどは感じております。

以上であります。

○高橋委員

思ったよりもうまくいってないなということですが、私ね、もう一回改めて確認を求めておきたいことがあるんです。先ほど監査意見書の24ページ見てもらいましたね。もう一遍見ていただきたいんですよ。これは我々が所管事項としている総務関係の職員配置が類似都市と比べてどういう違いになっておるのかということですね。一番下の三角が数値が平均よりも多いか少ないかということです。

これ見ていただきますと、総務税務部門の計で三角の28人と。知立は94人みえるんですが28人平均値より少ないよと、こういうことなんだね。ずっと見てもらいますと、三角、三角で、防災でプラス1ですか、これ。そこのいい悪いはともかく、そういう数字。

それからね、26ページ見てくださいよ。これはちょっとオーバーランしてしまうんですが、民生費の職員数、これも企画担当所管ですよ。これ見てもらいましょう。社会福祉事務所がマイナス12人、民生部門全体ではマイナス19人、あくまで平均値ですよ。民生一般はプラス5と。その他の社会福祉施設マイナス10と、こうなってるでしょう。

それから、32ページ見てくださいますか。これは一番上の表ですね。これは何かといいますと、職員配置状況、土木部門は10人多いんですよ。特に都市計画一般が8人多い。都市公園も3人多いと、こういう状況。

34ページには教育関係、これも見てもらえばわかるように、教育も教育部門全体で15人の減員ということですよ。

つまりね、集中改革プランで減員、減員とやってきたけども、よく類似都市を見てみると、かなりへこんどるよと。もちろん膨らませればいいという問題じゃない。ところが、行政ニーズと与えるべきサービスとの関係で、職員が適正かということから見ていくと、さっきやった税務の問題もそうだし、社会福祉事務所というような福祉をつかさどる機関を見ても、なかなか厳しいというふうに思うんで、監査委員御指摘の職員配置の類似

都市との関係をどうごらんになりましたか。ちょっと意見聞かせてください。

○秘書課長

監査意見書にあります類似都市との比較でありますけども、先ほど企画部長が申し上げましたけども、それぞれ総人数ということであっておりますけど、1万人当たり職員を人口1万人当たりの直し換算してまいりますと、それぞれの部門ごとに各人数が差異がありますけども、例えば先ほど言われました民生部門ですね、こちらの福祉事務所関係のおきまして以前から問題になっておりました福祉課のケースワーカーの2人体制で増員をしてはどうかという議会での議論もありました。各担当課と来年度の職員の配置計画のヒアリングを行っていく中で、来年度に向けてその辺も検討していこうということになっておりまして、あと、ほかの担当課においても、それぞれ業務の需要ですね、その辺も見ながら職員の増減配置を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○高橋委員

本会議で企画部長が、人口1万人当たり知立が10.2人だと、職員数、そうおっしゃいましたよね、たしか。類似市が12.5ですか。その差が2.3あるわけだ。さっき彼の質問じゃない。7万人ですから、7万人で掛けると2人でも14人でしょう。これ、人口1万人当たりの職員数ですから、1万人当たり2.3人知立が少ないわけでしょう。だから、それは7万人おるんだから知立が。相対でいうと2人だとしても14人少ないという勘定になるわけでしょう。企画部長の答弁をお借りしても、そういう数字なんですよ。

だから率直に言って、私は、さっきから出とるように、やっぱり適宜適所にきちっと人をふやす。特にね、さっき見てもらいましたかね。保育園、何か今まですごくお金を使う対象みたいになっていますが、これ26ページでしたか。これちょっとよその所管事項ですが、この保育園は、知立115人で平均より三角1ですわね。平均より少ないよということなんですよ。いろいろ言われるけども。

類似都市と比べて。もちろん類似都市は幅があるから、短絡的に何もやらんでもいいけども、そういう傾向にあるというふうに思うんでね、この改革プランで言えば、来年は429、再来年は425とさらに切り込んでいくと、こうなっているんで、隣の会計管理者のときにこれをおつくりになって、総務省に出さないかんということでおつくりになったけども、さっき秘書課長答弁のように、なかなか思うようにいってないと、難しいんだと、こういう答弁。これはこれで理解しますが、私はそういう意味では、集中改革プランをずっと頑張ってきたけども、このプランでは当市はやっていけないと。いわば集中改革プランの破綻といいますかね、数字を先行して出したけども、現状はなかなかそうはいかないよということが明確になったというふうに思います。

かつて前監査委員が、この種の人事問題について討論したときに彼が言われた言葉は、私がほんとに心配しとるのは、こうやって人を削減することはいいいけども、今のこのノウハウね、役所の知恵と力が継続していくんだろうかということが実は心配なんだということをおっしゃいました。これは記憶にあると思うんです。

それでね、こういう資料つくっていただきました。秘書課にね。つまり、年齢ごとに何人の職員がいるかと、1歳刻みで男性、女性。これは秘書課長いただきましたね。持ってみるでしょう。市長に一遍見せてほしいだわね、市長、副市長に。

これね、ほんとには委員の皆さんにも見ていただくといいいけど、そのいとまがないので申しわけないと思うんですが、さっきありましたように、ことし20人やめられるのか。ことしは60歳になる人が、男性が4人、女性が1人でしょう。そうすると正規の退職者は5人ということかしら。20人やめちゃうと。どこかからやめちゃうということでしょうね、ようわからんけど、勸奨を含めていうことなだけど。

このグラフを見てもらうとわかるけども、間もなく一けた、この年齢が同じというのが一けたになりますよ。これずっと男の衆をずっと見てもら

いますと、60歳が4人、59歳10人、58歳11人、7、10、11、15、10、11と、この辺までは二けたキープするんだけど、51歳が8人、50歳が3人、7人、48歳が14人みえるけど、そのあと6、6、4、4、3、8、5とってざっと40代になっちゃうんだ。こうなるとるんですよ。上が厚くてこうなるとる。女性はね、保育所があるもんだから、ひらひらっとなるけども、男の衆は逆ピラミッドというか、スーパーマンの胸のようになっちゃうとる。最後の今の若い衆、21歳が1人、23歳が1人、24歳が3人、25歳が2人、3、4、6、3、3、1、4と、こうなるわけだわ。これで幹部団が構成できるのかと、この20代。そんなに遠くない将来、もっと今の40代の後半の人々が幹部団に成長するところに、あと10年ですね。これは立ち行かなくなるんじゃないですか。部長が今何人みえるかしらんけど、きょう、ひな壇に企画文教だけでもこれだけの方がみえる、課長以上でね。こんなメンバーが取れなくなるんですよ、年齢的に。そういうことになるんじゃないですか。

私、改めてこれをつくっていただいて、深くは検証してないけども、ずっと見てみると、これは今はいいいけども減らしてね、やったやっただわ。減らした、減らしたと。人件費下がっている。いいぞと。それはタコが自分の足を食うように減らしたことはいいいけども、その継承する後輩たちが、さっき言ったように、一けたも下の方の一けた。こんなことをやっとしてサービスが継承できるんだろうかと。皆さん方の責任は、そういう意味では大きいなと私は思うんですよ。私たちが多分、議員のこの仕事ができなくなるような年代になると、これは幹部団が構成できないと、こういう事態になるんじゃないでしょうか。私は、この改革プランをずっと後生大事にやってみえたけども、この結末はサービスの継続性がとだえていく。あと10年たつと大変なことになる。20年、30年になればもっとだど。役所の機構が成立しないというような事態になりかねないなというふうにこのグラフを見させてもらいましたが、これはどういふふうにお考えでしょうか、将来像を含めて。

○企画部長

確かに今、グラフといいますか、表を見てみますと、最近の新卒で入ってみえるような方が非常に少ないということがいえます。

一方で、今から10年ぐらいの間の退職をされる方が非常に多いということもまたいえるわけですが、ほんとでいくと、大体平均してどの年齢にも職員がばらけておると一番いいということであろうと思いますが、この50代になる方を見てみると、市制施行をして入ってみえたというような方、非常に行政事務が広がっておった時代、そういうところの人は需要がたくさんあったということで職員もたくさん採用されたということであろうと思います。私もその一人でありますけれども、これからは、この人たちが退職をしていったあと、どういうふうに採用をしていくのか。非常にたくさんの方がやめられるわけですので、そここのところで、できるだけフラットになるような採用ができると一番いいというふうには思いますが、現実問題なかなか大勢が減ったときに、事務が減るわけではありませんので、そこら辺をどういうふうに行政需要と職員のバランスを取っていくのかということだと思います。

なかなか今これからこうしていこうという計画があるわけではございませんが、先ほど言いましたように、なるべく各年代フラットになるような採用を心がけてはいきたいというふうには思います。

それと行政改革プランと開きが若干出てきておるということでありますが、新たな需要ということもございますし、先ほどちょっと秘書課長が申し上げたかと思いますが、行革プランの中でアウトソーシングといいますか、そういうことを予定しておるものがまたなかなか進んでおらんというようなこともこういうところへ影響ができておるのかなというふうに思います。

いわゆる将来幹部になっていく職員がこれでもいいのかというようなことでございますが、今申しましたように、これからの採用も非常に考慮をしておれないといかんということも思います。また

今、新卒ばかりではなくて、経験者採用というようなこともしておりますので、こうした中で、なるべく職員の年齢のバランスというようなことも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○高橋委員

これからのことはいろいろ語られたけども、この数年は惨たんたるものですよ。部長になるのは男性ばかりじゃないけども、女性の場合は保育士も入ってるからね、これは男性、女性で同じように議論できんけど、男の衆からいったら21歳が1人、23歳が1人、24歳が3人、25歳は2人、26歳は3人と、こういう水準ですよ、今採用してみえるのは、ことし60になられる方もいますよ。

そういう有能なキャリアのある方が1人やめられると。玉突きで1人入るといっただけではね、監査委員事務局長のような仕事はできないですよ。同じ1人であっても、もちろん給与も900万円もらう、あるいは1,000万円近くもらう人と300万円程度の方とはイコールにならんけども、それは違うんですよ、幾ら頭数がおったとしても。しかも、その頭数も精査しちゃうとるわけだからね。1人とか2人とか3人でね、地下食堂行くと見なれん若い衆がみえるがね。若いなと思うけど、それ以降変わっていけへんわね、その人しか。ほかにおれへんがね、若い衆が。

こういう状況が知立市も続いていてね、これは改革プランもいいけども、そんなことやると、ほんとにサービスが継承できんよ。監査委員がうまいこと言わした。監査委員がうまいこと言わしたけども、ほんとにそこがはらわたにしみて皆さんの行政の中身に座るとるかどうか。

本多市長ね、今、一緒に見てもらって、これは長い時間見んでもわかるんだわ、大体の傾向ではこれ、どう思われますか。これでいいのかな。あなたもこれで任期が切れちゃうもんで、それはそういうことだけでも、こんなことでもいいのかということだと思うよ、私は。皆さんはこれでいいかもしれないけど、これからどうやってつなげていく

の。ちょっと市長の考え方聞かせてほしいと思いますが。

○本多市長

集中改革プランが営々として流れてきたんですけども、私がつくったプランではありませんけれども、しかし、当時はまずはその職員を減という方向をしっかりと向いていたことは私も当時そちらにおりましてわかっておりますけれども、今この表を見たときには、確かに男女の比率も非常に変わってきてると。最近では試験受けられると、女性の方、割合一時期のレベルが高くて、どうしても女性の方を取っていくと。これは男女どちらでもいいんですけども、女性だから幹部になれないということではありませんけれども、しかし、男性の方から見てみますと、今、質問者おっしゃられるような傾向がありますので、プランはプラントいたしましても、やっぱり心配はいたします。将来的な人事政策もちょっとこの辺でしっかりと見直していかないと、えらいことになっちゃうなということは、これ見ただけでも相当私も感じますので、確かにアウトソーシングとかいろんなことありますけれども、それはそれといたしまして、やっぱりしっかりと引っ張っていってくれる幹部の職員を育てていかなければならないということを思うときに、非常に心配をいたしております。それが現状の気持ちであります。

○高橋委員

私は、ほんとに心配だと思いますよね、この数字を見たときに。だから今、例えば10年後を我々は想定しながら仕事をするなんてことはね、よほど先を見通す力がないとできんけども、今、企業でもね、収益を上げるための正社員をどんどん減らして派遣、請負に置きかえておるわけでしょう。トヨタだって3分の1ぐらいは派遣や請負だっておっしゃるわけだがね。で、今は利益を上げてみえる。

しかし、この間の調査でも200万円下回る人が今1,000万人いるというんだよ、収入がサラリーマンで。こんなような状況が続くと、これは自治体ばかりではなく企業だって継承できないと、幹

部団がという時期が早晚来て、これはのど元過ぎればというそういう一過性のせつな施策だと、あくまでね。これを長期に続けたらとんでもないことになるというふうに私、思っております。

そういう意味では、人事行政の抜本的な見直し、言葉でいうとそういうことなんですけど、先ほどから個々のケースについては申し上げてきたんですが、そういう姿勢で採用計画をもうちょっと何年か見通して採用計画というのはつくと。例えば退職者がいないような年度であっても新規を入れていかなきゃいかんわけですから、そういう採用計画も同時に明らかにして、我々にも明らかにされて有能な人材をきちっと確保していくということが人は城なり、人は垣根、石垣かね、そういうことがあるんだよ。そこはもう一遍私、決意を聞かせてもらいたいな、企画部長。

○企画部長

委員おっしゃいますように、なるべくフラットになるようなことを意識しながら、また、将来を見据えて採用計画を立ててまいりたいというふうに思います。

○高橋委員

そういうことでね、これは名実ともに言葉にせんでね、実践で生かすということは大事だと思います。

来年、22人採用したいと。20人やめちゃうというんだけど、今の話ですと。私のもらっておるこのリストだと定年は男で4人、これは部長職4人かね、女性が60で1人、こうなってるでしょう。あとはどういう人がやめちゃうの。有能な人が抜けていくわけですか、私よくわからんけども。20人というのは相当な人々が、有能な長いこと頑張ってきた人だと思うんだけど、どうなんですか。

○秘書課長

平成20年度の退職予定者ということで、現在の定年退職者は全職種で9名あります。勸奨退職の方とか普通退職の方が11名予定が入っております。以上で合わせて20名ということであります。

○高橋委員

これね、やっぱり最近の役所のあり方をみとる

と、定年まで勤め上げるのにふさわしい職場かどうかという悩みがね、ひたひたと私、伝わってくるような気がするんだね。もっと役所の仕事というのは大変厳しいけども、全体の奉仕者といえますかね、平たい言葉でいうと。やっぱり自分が頑張った分だけ人々に喜んでいただけるというそういう素朴な善意の集合体というか、そういうような思いで入社し、また、そこで営々として努力をされてきたけども、最近は、必ずしもそうじゃないと。つらい思いが多くて、なかなか勤めていく上で障害も多いと。

最近、ことし去年、ずっと退職された方見るとね、もっとこの人頑張ってもらいたいなど、もっと頑張してほしいなというような方々が、いろんな思いを込めてやめていかれる。しかも胸を張ってというよりは、少々つらい思いで夕日に背を向けるような形でやめていかれるという姿を見ると、改めてそこでも今の人事行政のあり方については、もうちょっと考えなきゃいかん問題があるんじゃないのかなというふうに思うんですが、企画部長ね、どうですか、この若年退職の実態。今、名前までおっしゃらんでもいいんだけど、普通退職、勸奨退職で11名がやめていかれるというね。いろんな事情があることはわかりますが、どうなんでしょうかね。万年勤めてほしいなど、私はそう思ってますよ。その辺どんな思いですか。

○企画部長

特に最近になって勸奨退職という方は、ある程度の人数がおみえになるわけですけども、個人的な話ですが、私の先輩方もやめていかれる方がみえるということでもあります。

今、委員おっしゃいますように、終身雇用として私も採用されて勤めさせていただいております。多分入られたときには定年までというふうに考えておみえになったのかなと思います。それぞれ御都合とかもあるはずですので、ちょっと今、私がどうということは申し上げられないかなと思いますが、確かに今言われるように、途中でやめていかれる方が多いという気持ちは持っております。

○高橋委員

人それぞれ、人個々なんだけど、私はもうちょっと考えてほしいのは、人事のあり方が、昨今見るとね、ほんとに納得されとるのかなと、皆さんが。私は人事の対象じゃないけども、どなたがおやりになっておるのか、私よくわからんけど、最高トップは市長、副市長、人事担当と、こうおみえになるけども、ずっと見ていてね、もうちょっとこの人はこういう形で生かしてあげないとまずいわなという思いが多々いたしております。そのことを一つ一つ幹部の方にお話ししたことは一度もありませんけども、そういう思いが私の方にも見えるというか、伝わってくるというか、もうちょっと人事で神経使うべきじゃないのかなと。そうすれば、その人は力量を発揮できたのではないかと、できるのではないかと、こんな思いをしばしば抱くことはありますが、副市長どう思われますか、私の意見に対して。

○田中副市長

確かに御指摘の点ですね、現在も若い方が昇格し、上の方が残ってるというようなケースの中にはあるわけですね。私自身もですね、もちろん優秀な方に上がっていただきたい。それから、年は多くなっただけ課長ぐらいをやっていただけかなという方もおみえになる中で、ちょっと心配だなという方については事前にお話をしているケースもあるんです。中にはお断りをされる方もみえる。昇格自体をですね。中には今、高橋委員言われるように、処遇でやる気を起こされる方も中にはみえるということで、実際のところ、なかなか難しい内容だなと。もっとよく見とらんないかんじじゃないかといわれればそういうことですけど、今年年齢構成なんかは上は相当詰まってきたと。そういう中で、結果的にはポストもないということで、おれはとってあきらめる方もいるし、ひそかに思いを込めている方もいるし、さまざまというのが現実と思うんですね。そこをうまくやるのが今、高橋委員が指摘される職員の最後の活性化ということでは非常に大事だなという思いはしております。

ということで、なかなかそのところがきちっと

見抜きにくいというところが私自身も難しく思
いときもございます。

以上でございます。

○高橋委員

それは言わず語らずね、全部幹部に対する成績
をつけとるわけだわ。私は個々の人事の話をつ
込んでやるつもりはないけども、それは副市長の
力量が問われるよ、この話は。市長がね、あいつ
を出世させよう、こいつは落とせなんてことはい
えないわけだ。いろいろ思いがあれば、それは語
ればいい。だけでも私はそういう意味ではね、若
年退職が多いということの一つに、人事に対する
対応、思いね、なるほど納得という人事というの
はなかなかできんかもしれんけれども、それは年
を追い越す人があってもいいと思いますよ。私が
言っているのは、確実に機械的に一個一個上げな
さいなんてことで言っているわけじゃない。だけ
どもそれは、だれが見たって、あの人ならここへ
はまって当然と。納得できれば別に何ら疑問も不
満もないわけだ。

ところが、そうではない人事がしばしば行われ
るということを含めてね、こういう結果の一端を
担っているんじゃないか。大事な戦力が、大事な
人材がそういう形で力量発揮できずに退職される
ということについて、大変残念だなど。だから副
市長ポストというのは、それぐらい重要なポスト
だということを、もう一遍腹をどんと入れてもら
ってやね、相撲取りがやりますがね、それぐらい
の決意と人々の職員の思いを我が思いに置きかえ
てやっていただくということが特に大事だとい
うふうに思います。これは答弁結構ですがね、ぜひ
そういうことがあるということは頭に入れておい
ていただきたいもんだというふうに思います。

そういう中で拡大する不安定雇用というとおか
しいけど、非正規の話になるんだよね。わかりま
した。パートの有給休暇。秘書課長から資料もい
ただきました。要綱内規ですか、つくっていただ
いた。これはこれでひとつ運用していただければ
いいと思うんです。

ただ、本会議でも残っていた嘱託員の対応につ

いてはね、改善する方向でいい落とし場がないだ
ろうかというふうに思っているわけですよ。改善
する方向で納得できるさっき言った円満な人事と
いう言い方はいかにも抽象的でね、ちょっとうさ
んくさい面があるんだけど、やっぱりその人た
ちの処遇と努力の中から生まれてきとる矛盾と生
かしてあげなきゃいかん点をどう救いながら今の
制度の枠の中で改善ができるのかという視点で改
めて私は検討しながら、なるべく早い段階で結論
を出していただくということが必要だと思います
が、もう一回御答弁いただく。市長は、まだ解決
じゃないとおっしゃったんだけど、担当部長は、
いやいやそんなことはだめだと。一升ますだ、一
升ますだと。一合たりともだめだということだと
話煮えないんでね、そのあたりあわせてお答えい
ただきたい。どうですか。

○企画部長

本会議でもお話が出た件でございますが、市長
からも答弁をいただいたように、前向きに考えて
いくということで、実は、きのうも教育委員会の方
とちょっとお話をさせていただいております。今
すぐというわけにはまいりませんが、改善をす
る方向で考えたいと思います。

○高橋委員

どんなものでしょう。来年度では決着がつきそ
うですか、今年度あと下半期、そう大変ないん
だけども。10月1日というわけにはいかん
でしょうけども、どんなインターバルで結論を出
そうとされているんでしょうか。

○企画部長

ちょっと今ここというわけにはまいりませ
んでしたが、今言われる条例改正も必要でござ
いますので、来年度に向かって検討したいとい
うふうに思っております。

○高橋委員

今年度中に決着をつけるというふうに理解し
ておきます。きょうのところはいいですか。大分
引きずっておるんだから。今年度中に決着つけ
て、来年の4月から新しい思いでやっていただ
くというふうに理解をいたします。いいですね。ち

と確認。

○企画部長

そういう予定で進めたいと思っております。

○高橋委員

わかりました。

入札の問題について若干お尋ねしたいと思えます。入札の競争性を担保するというは、部切りを大きくして、とにかく安くやればよいという問題ではなくて、自由な競争の上にこの仕事をしていただくという点では与えられた歳出を必要にして適切に支弁するという点で大事な一つの仕事のポイントだというふうには思っております。

その意味では、私ちょっと基本的な見解を伺いたいことがあるんですが、請負業務については、今、一般競争入札が主流になってます。ところが、設計というのは長年指名競争入札なんです、設計も一般競争入札にされたらどうですか。

○総務課長

今現在は、まだ設計の方は指名競争入札でやっております。今後ということになりますと、いろいろと電子入札だとか、今後少しずつ変わってまいります。金額も少しずつ電子入札の件も金額を低くしていったりだとか、また、予定価格の事前公表等々いろいろと金額を変更していったりだとかして見直すべきところも出てまいりますので、設計についても検討の余地もあるのかなというふうには考えます。

○高橋委員

設計を一般競争入札にすると何かデメリットがあるのでしょうか。

○総務課長

特にデメリットはないかと存じます。

○高橋委員

とりあえず工事請負が主流です、金額も大きいしね、中心的ですので、ここをターゲットに一般競争入札だし、電子入札もやってきたと。そういう改革の中で、次なる方向として設計も一般競争入札化の方向で検討するという理解でいいですか。

○総務課長

今後につきましては、一度また持ち帰りまして研究したいというふうに思います。

○高橋委員

総務部長どうですか。

○総務部長

工事につきましては御承知のとおりでありますけれども、委託という問題は、ちょっと一般競争入札に即移行できるのか、指名競争入札でいくのかというのは、まだちょっと問題点を解決しなくちゃならない点があるかと思えます。

と申しますのは、工事の場合は経営審査点数という形で一定の社会的任用していただく基準があります。これは建設業法に基づいて一定のものをいただいておりますけれども、設計委託ということになりますと、まだそこまでの領域に入っておりませんので、じゃあ、どういった方が一般の入札に参加していただけるのかという部分が、過去の公共工事の実績、あるいはその規模の大きさ、あるいはその設計業者が単なる個人的な設計業者なのか、あるいは若干社員を持ったものであるのか、そういった面ももう少し精査していけば課長が答弁するような形に移行できると思えますが、現時点では、まだそこまで踏み込んでいくところまでは難しいかなという気はしますけど。

○高橋委員

つまり、企業の格付といいますかね、平たい言葉では総合数値のようなものは請負業にはあるんですけども、建設設計にはないんですか。今までの建設設計で指名されているというのは、何を基準で示しているのかということが問題になりますね。これはどういう基準で示すんですか。

○総務部長

今までの例えば物品もそうなんですけど、それは私どもの方に指名願が出て、その指名願の一定の項目をクリアしていく、つまり、設計の委託でございますと、過去の実績だとか、そういったものも十分反映の中で検討されて、そして、登録をされると。その中で、私ども及び公共等の事業の発注状況、あるいは完成状況、そういったものを各指名担当の方が基準の中で見出ししていくという

形になっております。

それから、業者数もなかなか工事の場合は業種によって知立市内とか準市内とか知立建設管内とかいろいろかのパターンで見えていきますけども、なかなか設計の委託業者っていいますと、意外にまだカテゴリーが狭い範囲には少ないということもありまして、そこら辺もクリアしていくところかなというふうに思っております。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後6時46分休憩

午後6時55分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

工事の請負業者が、工事の案内板に請負金額を書いていただくということは以前にも確認してやっていたとおるというふうに思うんですが、これは書いていただくということでいいですね。

○総務課長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

これはやっぱり市民の皆さんがごらんになって、ああこれぐらいの経費がかかっているのかということをご想起していただくことも大事だし、提案してやっていたとおるしております。

しかし、履行している業者と履行していない業者がかなり明確になってきているというふうに思うんですね。

一つの例を申し上げます。このすぐ隣で、今、中央公民館の大規模改修やっていますよ。分離発注でしょう。分離発注で建築工事、電気工事、機械設備工事と三つに分かれています。建築工事は表記がありません、請負金額の。それから、電気工事は請負金額の表記が透けて見えて、上にテープが張ってあります。表と裏に出てるから両方見てもらえばわかるけど、表の方ですよ、南側正面玄関の方で電気工事請け負ってみえる企業があるんですが、請負金額にテープが張ってあります。透け

て見えるんです、中が読めます。3,690万9,000円と透けて見えるんですが、上からテープが張ってあります。機械設備836万円、これは請負金額が明記されています。

このように大規模改修という一つの中央公民館の仕事を分離で三つやっていて、今言ったような状況になってますし、一つは、はっきり明記されています。二つは、どうもその後書かれたけども、上からビニールが張ってある。しかも張り方が悪くて透けて見ると。一つは全然書いてない。これはあなた方の職場のすぐ脇の一带の施設である中央公民館がそうになっていますが、そこは神経使ってみられたことはありませんか。今から確認してこいなんてことは言わんけども、こういう実態が目前にあるのに、そこを点検しようとしたり、あるいはきちっと目を通そうというお気持ちがないんですか。ちょっと明らかにしてください。実態今、申し上げたとおりです。

○総務課長

大変申しわけありません。そういった実態、私個人的には少し把握しておりませんでした。以後、また担当課の方とも一遍よく話し合ひまして、今後は必ずそこに落札金額が出るとような形での確認をしていきたいというふうに考えます。

○高橋委員

これはあれですか。各課がそこを管理するんですか、発注しとる原課が。例えば今の話だと教育委員会、あなたのところをこれを確認せよということですか、教育庶務課長。そんなものは入札の施行するあなたのところを確認して何で書かんのだと。言葉は別ですが、書いてくださいと。あるいは書いてくださいというのは、どこで業者に周知してるんですか、どういう方法で。

○総務部長

金額明示する件につきましては、そういうことになりまして、議員おっしゃるように、契約担当というのは数人しかおりませんので、その数人が看板が明記してあるかどうかというものを市全体のやつを見るということはなかなか難しいので。

ただ、市としては、看板に明記ということは当

然指導しておりますし、それから、当然発注して契約している担当の方は、私どもはもちろんこの職員もみんな知っとると思いますが、メールでもって必ず明示をするようにと。看板の書式も市の方でもちゃんと職員に周知しておりますので、またそういうことがあったということで、再度その履行をきちっとするようにはまいりたいと思います。

○高橋委員

これは請負金額を明記するというのは、どこで明記されとるんですか。請負金額を明記してくださいと、工事案内のこの周知のね。工期、どういう工事をやるのか、請負者はだれなのかということを書いてありますよね。こういうものを書きなさいというのは、どうやって業者が確認しとるんですか。

○総務部長

少しお時間をいただけませんか。すぐ確認してまいります。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後 7 時 01 分休憩

午後 7 時 01 分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

それは調べてきて対応していただくんですが、副市長ね、この今、西尾市で庁舎をめぐっている書かれています。それで私、建設業協会を自主的に解散されるべきではないかということを申し上げました。市が解散せよとってね、そんな権限ないわけだから。しかし、こういう時節柄、防災の分を残したいということは、それはそれで言ってみえたんだけど、そういうお話はされたんですか。

○田中副市長

一度ですね、知立建設業協会の会長とその話をさせていただきました。防災の話、これが今この周辺都市のまちまちなやり方に現実なってるわけ

なんです。例えば安城市でいきますと、商工会議所を通じて防災の指示をしていくとかですね、刈谷市は防災のそういう協議会をつくってやってるとか、そのやり方について前回お話しした内容では、まず建設業協会、現在ほんとに必要なんですかという話をさせていただいて、防災については私どももこれからも御協力をお願いしたいという話をしてあります。協会の方も、それについてどういうあり方がいいのかと、また、私どもとしてもどういう形がいいのかとこのを検討して、次回その点をお話し合いをしましょうという形で今、決まっております。これは6月議会でお話いただきまして、早急に方向は出していきたいというふうに思っております。

○高橋委員

一般競争入札になったとはいえ、請負側が一つの団結の何か組織をつくっておるとするのは、これはちょっとまずいんじゃないのかなと。そこに市との請負関係が成立するわけですから、それがいってみれば昔は協会に入るのに一口500万円とかいうことも昔言われた時期、今あれだけですが、そういう時期も含めて考えてみると、私は、速やかにこの際、自主解散をされて、必要最小限度のそれに置きかわるような防災は、これはおかしな話ですから、防災はほんの部分の小さなもので、話は大きいけど建設業の皆さんに頑張ってもらおうという点では大事な仕事なんだけども、この分野は小さいわけですから、ぜひそういう点で、団体の力みみたいなものがにじみ出るような集団化については自重すべきだということをぜひ実現してほしいなというふうに思いますので、もう一回ひとつ決意のほどを聞かせてもらいたいと思います。

○田中副市長

先ほどちょっと言い忘れましたけれど、防災のことについては、私どもから逆をお願いすることとして話をさせていただいたんですけど、向こうさんの方が言ってみえたことは、今こんな寄って話すということ自体は全然ないんですけど、現実今どういう機能をしてるか、その協会がですね、事務員が一人おみえになるらしいです。例えば上

部団体もあると、この協会自体のですね。例えば建設業法、国土交通省関係、労働基準監督署関係とかそういう情報が、そこを通じて発信されていると、あの事務所を通じてね。

ちょっと心配してみえたことは、大きいところはいいけれど、小さいところがそういうことを刻に全部把握してやっていけるのかなというようなことをちらっと言っておみえになりましたけどね、しかし、安城市とかよそは今なくしておりますから、やる方法はあるんだろうと思うわけですけど、この件につきましては、先ほど申し上げましたように、防災関係の整理をしつつ、きちっと解決をしていきたいというふうに思っております。

○総務課長

大変お時間いただきまして、ありがとうございました。

高橋委員のおっしゃいました看板の様式でございますが、知立市の場合は、県の工事標準仕様書をもとに工事名、工期、業者名等々そこに知立市独自といたしまして、委員の御指摘のありました金額、工事内容を含めまして、平成18年度途中より掲げさせていただいております。

なお、今回この工事の看板でございますが、総務課の方から先ほど総務部長の方へ答弁させてもらいましたように、各担当課の方に昨年度も一昨年度もメールでもって通知をいたしまして、その確認を徹底するよという形での通知はしております。

以上です。

○高橋委員

副市長には、ぜひね、その旨で実行していただきたいというふうに思います。

工事標準仕様書というものでそこは担保しようということで、ちゃんと契約時にこういう形で看板を出すんだよと、その中に請負金額も書くんだよということをきちっとした上で契約をされると。セットの、契約ということですか。

だとしたら、それを履行しないということは、非常に重要な問題ですね。よく見てごらん下さい。いっぱいあるんだ。履行してない看板という

のは。総務課長も中町からここへ来る間だってあるじゃないの。看板が違うとなると別なところ見る習性があるの、あなた。中央公民館だって毎日見えるじゃないですか、その気になれば。何も看板、看板って朝から晩まで看板渡りをせんでもいいけども、ちょっとそこは考えていただければ、仕様書どおりになってないなど、それじゃあ一言言わんなあかんなどという思いになっていただけたらと思うんですが、これは徹底してくださいよ。もう一遍、答弁をお願いします。

○総務課長

私もですね、今、委員のおっしゃいましたように、当然知立中学校の横も、また公民館の方も、また来るときの途中でそういった工事があった場合、正直申し上げて、これまで気にしたことがなかったです。大変申しわけございません。

今後は、そう看板、看板ばかり目をとめるということもないかと思えますけど、必ずそういった公共工事の看板が出ておいた際には、自分自身で確認をしていくという決意をいただきました。

○高橋委員

看板ばかり見とって交通事故起こしてもらっても困るんでね。これは原課の仕事ということですか。あるいは統括している総務部の仕事ということですか、これちょっとはっきりさせたいね。

○総務課長

入札に関しましては総務課の方で行っておりますが、その以降といいますか、契約をした時点で担当課の方をお願いしておるという現状でございます。

○高橋委員

その原課の方へ徹底してくだらないかんよ。よろしく願いいたします。

防災対策で二、三お伺いしたいんですが、同報無線のあり方について議論いたしました。これは長年の懸案事項になっていて、デジタルかアナログかということも含めて議論になっています。

それで今、親機が消防署にあるんだと。知立の役所と消防署二つあったんだけど、知立の方はペ

ケになっちゃって使えないと。親機が消防署にあると。この間のような豪雨のときに、消防署まで走っていくこと自身が大変なことなんだわね。何でいつまでも親機を消防署の方に置いとかれるのかなと。親機をこちらに持ってときには、ひとつ対処しますというのが部長の答弁だったと思うけど、何でいつまでも、しかも人格の違う、消防は防災対策の一環だということは理解するけども、それは広域連合になっちゃったんだからね、早く親機を移されないかんのじゃないですか。これ、いつお移しになるの。

○防災対策室長

同報無線の親機につきましては、今年度移設改修ということで、本庁舎の第3会議室へ移設ということで工事を発注しております。

以上です。

○高橋委員

工事を発注しておるんだね。それじゃあ、間もなく移ってくると。

それで移ってきた段階で、この同報無線のあり方を含めて考えるんだけど、これはデジタルではないので、間もなく使うことができなくなるといことですか。部品がなくて困って直してもらったわね。何とか今やってますがね。これは今の使用と今の構造でずっといけるということですか。ちょっと確認を求めたいと思います。

○防災対策室長

移動局ですね、今デジタル無線つけましたけども、車等に積んで移動する無線につきましては、平成23年度以降は使えませんよというような話がございます、同報無線であります固定式のものにつきましては、まだしばらく使ってもいいというふうに聞いております。

○高橋委員

じゃあこっち移してきてもらって、一遍、同報無線のあり方については根本から見直してほしいし、6時のあの音楽もやかましいんだ、トランペットなもので。ばばばときちやうんでしょ。もっとソフトなふわっとした例えば音にするとかね、長年やってきたからということできなしみあるかも

しれんけど、トランペットがばばばとくるでしょう。それはどうだというような話じゃないですか。もっとソフトで優しく、さあ、お帰りの時間だよというようなソフトにしてあげれば、それは傍受する方ももっと優しくいけるんじゃないかということも含めてお願いしたいなというふうに思うんですが、これひとつお答えをいただきたいですね。

それからね、ここ3年ほどの防災訓練ですよ。ちょっと意見申し上げたいのはね。町内ごとに8時半からやって、それで学校へ行くと。単位が町内なものですから、私の町内では30人ぐらい集まられるんだわ、役員がね。その場で係が決まっちゃったりいろいろして学校へ行くと。学校へ行ったら三角巾と消火器の訓練だがね。こしは体育館に入りなさいということになって、何のために体育館行くのかなと思ってよくわからんかって行ったら、夏休みの作品展がやってるがね、南小学校ね。みんな作品展見て、ああなかなか子供も頑張るとるなど。それじゃあ三角巾ですから外へ出てくださいと。その間に坂田さんのあいさつ聞いておったりしてやるとるんだけど、いまひとつね、あの訓練の意図するものが、参加者にびちっと理解されてないんじゃないかなと。三角巾も暑いもんだから日陰でやろうじゃないかということではないんだけど、テントがあって、テントの下にシートがあるけども、シートに座らせることもしないでよね。みんな立ったまま三角巾やってるもんで、やれやへんがね。そうすると、三々五々御苦労さんと、帰りに乾パン持って帰ってくださいと、こういう訓練になっちゃるとるわけですよ。これは自主防災に軸を置いてやるということになるということで、3年やるとるんだけど、もうちょっと工夫しないとね、これは参加者が、これが訓練なのというような受けとめ、こういう感じがするんですよ。どう思われますか、今3年やってみてこの形式というのは。当局はそう神経使わんでもいいですよ、これは。どこかイベントで一ところへ集めるとね。それは走り回って、あれはいいのか、これはいいのかとやらないかんけど、今のやつは自主防災だから預けてあとは消防署と会場

責任者ぐらいにお願いしとけば済む話だから比較的当局は楽だと思うけど、もうちょっと工夫しないとね、これはどうなのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○防災対策室長

私も実際に本部、あるいはもちろん第2会場である小学校にも行っておりません。本部を初めてやらせていただきました。その前に町内会の説明会やったときにも、昨年の訓練において第2会場での指揮命令系統がわからんと。だから、何をどこでどうやったらいいかという意見が結構ありました。

今年度から指定避難所には専任職員を2人ずつ配置しました。しかし、これも若手職員で配置しておりまして、これは基本的にこの先ずっと同じ会場でやっていただくという職員でございますので、この小学校の担当職員を仮のリーダー的な中身で今年度は特に現場を仕切ってほしいというお話をさせていただいて進めておりますが、なかなかこれも1年目でうまくいかない部分もあったかと思えます。また、昨年よりはという意見も今いただいております。

大分昔になりますけど、1カ所でやっておったときに私、参加したことがあるんですが、こういう形式ですと自主防が参加しても何にもやるものが回ってけえへんと。参加ができないと。余り1カ所に集めて大人数はいいんですが、参加ができないというようなこともございまして、今、7会場で自主防を主体に、これ3年目ですかね、やっております。この中身は、なかなか工夫していかないかんのですが、いい知恵が出てこないのと、それから、自主防の役員も毎年かわってくる中で、初めての経験を積んでもらうことも大事ななということで、ことしから避難所訓練を取りいれさせていただきまして、来年またこれを逆に主体にしてやっていくのかなという思いはしております。

以上です。

○高橋委員

今、答弁いろいろ苦勞されていることはわかるんですが、学校へ行くとなんをやらないかんのかと

いうね、これ問題提起がないんだね。会場も三々五々集まっておりますんで、まず体育館行ってくださいというんで体育館行って何があるのかということとはなかなかわからない、皆さんに。三角巾ですよというけど、じゃあどうなんだということも。三角巾の数も少ないじゃないですか。幾つ用意されとるの。やれる人は、ごく一部だがね。あとはぼさっとして見とるだけで。そういうような状況。南小学校には副市長おみえになったけどね、どんな思いだったかしらんけど、ざわざわしとったわね、人は。人はざわざわしとったけども、訓練とはいえ、もうちょっと緊迫したものがあってもいいと思うんだけど、いまひとつそこも感じられないという思いがいたします。ぜひもう少し斬新な内容も取り入れていただいて、対応していただきたいと思いますが、総務部長いかがでしょうか。

それから、この町内会が自主防災組織ということで、例えば町内の自主防災組織のこの保管庫ありますね。学校にもあります。そういうものを例えば運んだり移動したりするのも軽トラックぐらい要るんじゃないのかと、実際問題ね。訓練やるにしたってですよということを考えたときに、軽トラックを借りていかないかと。区長は軽トラック持つとる人から選ばうじゃないかというように出てきたりしているんですよ。現に市民運動会応援に行くときとテント持っていかないかんもので軽トラックなしでは行けれへんわけだ。ちょっと防災とは違うけどね。そういうことを考えますと、軽トラックが必要な町内会などについては、さっきAEDの話が出たけども、軽トラックぐらいは補助対象にされて、トヨエースのような大きなものは要らないと思うんですよ。昔はトヨエースで何ぼもテント積んで走った覚えがあるけど、そんなに要らない。軽自動車でもいいと思いまうすよ、軽トラックで。それぐらいのものについては補助対象にされる必要があるんじゃないかということを防災を通じて私、つくづく感じるし、そういう意見も区の幹部からいろいろ寄せていただいております。このあたりはどんなふうに思

われますか。

○防災対策室長

今、避難所等に防災備蓄資機材等を倉庫を備えて、できるだけ近いところに倉庫を設置して、そこへ備蓄しておくと。主に地震災害というものを想定した避難所ということを考えておまして、いざというときに軽トラックにしても移動等ができるのかということと、また、その軽トラック等をどうやってだれが管理していくのかなという問題も含めまして、ちょっと難しいのかなと。今、防災倉庫には折り畳み式ではありませんけどもリヤカーを全部設置して、それで運んでいただくということで整備を進めております。

以上です。

○総務部長

それでは私の方から、防災訓練のあり方という件でありますけども、自主防災会にできるだけ共助という形で災害に対する備えを認識していただくという部分で行ってまいりましたのが今までの訓練であります。ほんとは切りかえていきたい時期ではありますけれども、デジタル式の双方向無線、これを入れましたので、これの伝達訓練を昨年とことしやったんですけど、やはり単年度で役員がかわられたり、あるいは学校も使う方がかわられちゃったりして、結局防災本部の方に訓練やったけれども普通の電話から来ちゃうと、こういうようなことで、非常に高いお金をかけまして、1億8,900万円でしたね、ものでありますので、これも今回のこのゲリラ豪雨もありましたけれども、こういったものが今後の問題ですけれども、発生してきて、そして警報等が、洪水が危ないよという場合が、このデジタル行政無線を通じて自主防もその町内会の公民館とかいうところにも多少待機したりして、できるだけ市の防災組織と町内の防災組織もリンクしていきたいなということもこの前の豪雨では感じたわけですけど、少なくともまだ職員も防災、もしここで今地震が来たら、一体自分の職務はどういうことをやるんだいという部分もまだまだきちっと浸透していかなくちゃならないジャンルがありまして、やはり防災訓練

は、ぼちぼちあり方、あるいは新しいメニュー化というか、一つの考え方のある訓練を再構築していく時期だというふうには思っております。

○高橋委員

実際に震度6弱の地震が来たときに、とにかくおろおろするだけで、もう自分の身を守るだけで精いっぱい、それは自主防災というところまでいきやへんと。落ちついた段階で、一つ一つそれが皆の英知と知恵になってあらわれてくることはあるかもしれませんが、そんなふうに感ずる点もあります。

しかし、ぜひ訓練がね、もう少し系統的に、なおかつ何を引き出したいのかということがみんなにわかるような内容にさらに深めていただきたいものだというふうに思います。

軽トラックは企画部長ね、今、防災ということだけ、防災の話から始まったんでね、そういう話になったんだけど、自治区が責任を持って私が管理しますと。ぜひこの種の軽トラックが一台ほしいと。確かにほんとに困るんだね。一台ぐらい常時使えるものがないと。365日要るわけじゃないけども、必要なときには必ず要るということで、区長がまず軽トラの確保に頭を悩ますというわけだね。これはやっぱり末端でそういうところとかかわられている方からいうと、そういうことは確かにそうだなというふうに私も感じているわけです。

ただ、今何の補助制度もないわけですので、ぜひ補助制度ぐらいはつくったらどうかと、市民協働課長、さっきAEDの話が出たけどね、軽トラックも要らんというところはいいですよ。ちゃんとうちで管理する、駐車場もあると、公民館にね。あるいは回覧配るのにも軽トラでやっとなんかいいわけだね。いうことで、さっき言った地縁の認証の議案がありましたけど、あれができればおれば印鑑証明が取れば自治区で所有することができるけども、それができてないので区長名かだれかにすればいいと思うんですよ。そこは合意できれば市の方に補助金の受け皿がないとこれはできないので、ぜひ検討してほしいなと思うんですが、

いかがでしょうかね。

○市民協働課長

ただいまの軽トラということですが、やはり備品というところになりますので、現在のところは補助対象にはなっておりません。

ただ、委員おっしゃられるように、実際に町内ではいろんな面でそういうものが需要だということとは私どもも認識しております。これは大変難しい問題だと思いますので、まずは町内会の区長会というのを年6回やっておりますけれども、その間に役員会もやっておりますので、まず役員会に一度こんなことをというようなことで諮らせていただいて、皆様方の御意見をまずお聞きしたいというふうに思っております。そこからということをお願いしたいと思います。

○高橋委員

ぜひね、一度考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

教育委員会の方へ、時間も7時半ですので入っていきたくはありますが、先ほど嶋崎委員から出ましたように、食の安全というのが今ね、大変大きな問題になっています。オムレツの材料に45万食が使われたということで、近隣自治体もざっと名前が出てますがね。朝日新聞、その他中日新聞にも出てます。ずっと見ても知立が入ってないんですよ。いいなと思っているんですが、これは碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、ずっとこれ入ってます。

そうこうしてましたら、今度はオムレツの材料ではないが、卵の皮をやるのに粉が使われていたと。これも自治体に広がっているということで、今、一日一日次々と新しい分野で事故米が食用化されていると。まだ事故米の全貌が明らかになってないですよ。かなりの部分が明らかになつていくけど、まだ全く手つかずのところもあるわけですね、事故米として処理されとるけども。これ、食料化されてるじゃないかと。

そういうことになると、これで死亡するとかいうことではないけれども、しかしね、食の安全と子供たちの成長ということを考えたら、そうした

ものが給食の食卓に並ぶということ自身がゆゆしき行為でね、こんなことは絶対にあっちゃならんというふうに思うんですが、豊明市の給食会ですか、ここからもそういうものが入ってた。それはそういうものを自覚して買われたわけではないので、給食会に問題があるとは思いませんが、それが知らず知らずのうちで無意識に流れて、実際には給食現場に入ってくる。子供たちの胃袋に入ってしまう。ここが大変怖いところとして、その辺の心構えといいますか、対応についての基本的な考えといいますか、学校給食の安全性といいますか、そういう点についての所見と現在の思いを改めてお聞かせください。

○教育庶務課長

委員が今お話のあったように、ここ数日、毎日のように事故米、それからモチ米、先ほどのオムレツの問題等々新聞に出ております。オムレツにつきましては、学校給食会の方から供給されたものの、いわゆるすぐる食品のものが事故米が使われておったということがあるんですが、知立の場合はオムレツにまず限ってお話しますと、ことしの4月以降、1回使っております。うちの場合は、新聞発表に名前がなかったと思いますが、結果論であります。給食会の方から購入してなくて、直接業者の方から購入してると。その業者につきましては、最近新聞紙上に出ております問題企業には該当しないということで、結果としては胸をなで下ろしているところでです。

ただ、御指摘のように、まだ現段階ということで、実は20日の土曜日、市役所におりましたら、県の方からメールで照会がきて、いわゆるオムレツ以外ですね、先ほど御指摘のありましたオムレツ以外の手づくり厚焼き玉子ですかね、等々ほかの製品も回収対象商品になるということで、その調査を25日までにさせということでメールがありましたので、今センターの方についてもオムレツについては該当ありませんが、それ以外についても調査しております。毎日内容が変わってきておりますので、心配はしておるところです。

以上です。

○高橋委員

オムレツ以外の冷凍食品11品目というやつですね、このすぐる食品のでんぷん状の粉というようなことですよ。これが使われておったのかどうか、今調査ということでね、今後どういう形で何が混入してくるか、加工されてきますからわからないという実態になっています。ぜひこれは、一つ一つ丁寧に調査して対応することが大事なんです、私が言いたいのは、そういうことで入り込んでくるわけですが、改めて学校給食の安全性ということを考えてときに、地産地消ですね、さっきお言葉にもあった。知立産米のお米を使っているんだと、主食についてはね。これを使って子供たちに食べていただいている。給食食材というのは年間大体3億円近く給食食材を使うわけでしょう。2億8,000万円前後使いますがね、給食食材、10校で。これ考えてみましたらね、給食食材を地元でできるものは調達していくということが、地域興しや地域産業にもつながっていくのではないかという思いがあります。3億円ですから、1年間に。相当な金額ですね。駅前でお客が来ないとか、商業の売り上げが減っていくとか、アピタはふえてるけど地場産業はあかんとかいろいろあるんで、私はね、この3億円の食材を子供たちに食べさせるそれを可能な限り地元で補えるものは地元でつくっていくような努力をね。安全かどうか確認してふるいにかけるという、もう一つ進めて、食料自給率だって言われるとおどろかし、食育教育もいま、計画をつくってみえるわけでしょう。当然学校給食は、その中心を占めることは当たり前ですよ。

私ね、ここの所管だけでは結論が出ないかもしれんけども、給食食材の3要素、タマネギ、ニンジン、ジャガイモですよ。これはカレーライスメニューの軸になつともものなんです、これぐらいはね、知立の生産者に呼びかけて、知立の畑でつくってもらえんかどうか。タマネギ、ニンジン、ジャガイモ。年間こういう計画で買ってきますと、給食センターが。それに合わせて作付をしてやってください。そのためにはこれぐらい

の面積が要りますと、畑にね。むしろね、それぐらいぐっと進んで、それは知立の農政とも相談せないかんわけですが、それぐらい踏み込むと、学校給食ということに関して。だから教育委員会だけではできんかもしれんが、町内的にプロジェクトでもつくってね、地産地消の3億円の食材を地元で使うとどれぐらいの経済効果が生まれるのか。それから、給食3要素ぐらいは地元で取れないのかと、栽培できないのかと。そのためには、どういうメンバーの農民と力を結ばなきゃいかんのか、こういう視点からね、もっと私は攻めの大胆な食育基本計画というか、そういうものをつくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

ばかなことを言っておると、そんな夢のようなことをいう話でぼしやにされるのか。これは碧南市やってますがね。作付計画をつくるんですよ、市が。碧南市は大浜から川口、舞浜という干拓地域があつてね、あおいパーク、皆さん行かれたことあるかもしれんけど、ニンジン、ジャガイモ、体験学習もやってますがね。作付計画、何月何日にはこういうメニューでつくりたい。何食、何トン持ってらっしゃい。こうやって一帯でやってみえますがね。これが地域興しにもつながっておるんだね。碧南市の農政、農業にも生かされとる。あるいは肉に必要。いろんな食材も必要。そうなるとさっき言った危ないものじゃなくて、もっと身近なところでそれが調達できないのかということになれば、関連する人々がそこでも力を発揮して町興しにつながっていくというぐあいに思うんですよ。どんなふうはこの提案を受けとめていただけるのでしょうか。

○教育庶務課長

現状の中では、知立市産米を平成17年度からこれは使っております。地元の主体のものは、今、知立市産米の米と、それから時期を見た格好で知立市産大豆、ふくゆたかだと思いますが、それとそれを使った豆腐料理、そういうのをこれは年二、三回程度になると思います。今現状は、そういう状況であります。

今、委員からお話のありました地域での食材の3要素というんですかね、地域興しの意味でどうかということはお話があったわけですが、今の段階で給食センターだけでなかなか事を進めるといのは非常に難しい状況にはあると思っております。一日約6,600食の食材というか、給食をつくっております。その中で、今の3要素も含めまして、JA協選ということで野菜等は品質を均一にしたもの、それから安全なものということでJA協選で特定してやっておりますが、少しでも知立がすぐ対応できないにしても県内産のものを少しでも入れていくような考え方で、JA協選にこだわらずに検討もしていきたいなと少し思っております。

○高橋委員

平成17年度から知立産米と、大豆と豆腐程度だと、そんな大きなことおっしゃるなということじゃないにしても、現状出されました。

しかしね、これ考えてみたらね、それで農家の元気になる。あるいは団塊の世代がそれで子供たちの給食になるんだと、おれのつくったジャガイモが、ニンジンがね、あるいはタマネギがと。ゴーヤをつくったり、オクラをつくったりするのは、あちこちの今趣味でやってみえる方あるけども、私は、そういう定義も一遍やってみる必要があると、やってみてもいいじゃないかと。あの商工の水嶋氏、豊田市の農民じゃないですか。ああいう意欲を持って彼も計画を立てたり、一遍頑張るんじゃないですか。

そういうものを教育委員会だけでやろうと思ったら、これはちょっと荷が重いですが、そういう視点から町興しと食の安全と、そして食育計画、こういうものを幅広く、しかも大胆に取り組んでいくというぐらいの取り組みがあってもいいのじゃないのかなと。危ないものはよけていくと、これはこれで大事ですよ。けども、もうちょっと一歩進めて、私は今回の教訓はね、ミートの肉からね、吉兆からね、そんなものともないものを食わしておったわけだわ。今度は安心だと思ったら米までそういうふうだと。利ざやを稼いでね、

あの利益上げればいいと、こういうシステムの中に学校給食も取り込まれるわけだから、ぜひこれはひとつそういう方向性をすぐ出せんにしても、それぐらいの思いでやっていただくといいなというふうに思うんですが、これはどうですか。市長どうでしょうか。そんなとつびもないことを言うなど。いや、それぐらいの今、水準でやってもらわないかんのよ。どうですか、ちょっと意見聞かせてくださいよ。

○本多市長

私もね、ずっと思っていました。市民農園で市民の皆さんが小さい畑やおられるけども、知立の場合は休耕田割合少ないもんですからどうかなということもありましたけども、直接私が管理する給食ではありませんので、しかし、例えば食材を扱う企業なんかでもね、日本は土地が高いので外国で何エーカーという土地を買って、そこでつくって逆輸入するというのもやってるわけですので、そういうことを考えると、知立の今7,000食ぐらいの給食の3要素の食材を毎日どれか三つのうち一つ私も食べてますけれども、そのぐらいのものができるぐらいの農地というか、畑は確保できると思うんですね。これは例えば借りてもいいですし、あるいはその人にやってもらってもいいですし、いろんな方法あると思うんですけども、そういうことができて、いわゆる農業体験もできる、あるいは目に見える食材というようなことを食育の中でやっていくことがほんとはこれからは大切なことだというふうに思っておりますので、ぜひ研究をさせていただきたいと思います。

○高橋委員

先回、体験農園を提案させてもらいました。あれもすぐに知立で対応するというのもね、担当課長も部長も、そんなこと言われても困るという言葉だったんですが、今までの行政の枠に乗せようと思うとそう簡単なことではないと思うけども、作付計画が要るし、それをやる方がいますからね。

だけど今、知立の農家、農政、それらを考えると、3億円の食材の一端を知立の農地から生み出していくというこれはね、大変大切な視点じゃな

いのかなと、私はそう思ってね、自分でしびれながら発言しとるわけですけど、ぜひ心にとめていただいて、研究をしていただくということを提案しておきたいと思います。

そういう点からいうとね、市教委の役割と学校給食センターの役割というのは大きいなというぐあいに私、常々考えています。さっきも資料お見せしましたように、類似都市の三十何ページでしたかね、学校給食のところをもう一遍見てくださいよ。34ページだがね。知立の給食センター見てくださいよ。現有勢力13人。平均が14人で一人足りない。これゼロというのは多分委託でしょうね。大府市と犬山市は委託でしょう。しかし、自力でやるところでは13人というのが6,500食でも知立が一番人数が少ない。

教育部長は、なぜ委託なのかと、なぜ委託をする必要があるのかとって中島議員が問うたときに、行政のスリム化とおっしゃった。まさにスリムになつとるじゃないですか。13人。どう思われますか、この類似都市見て。

○教育部長

行政のスリム化と答弁いたしました、給食センターだけのスリム化じゃなくて、市全体で見るとスリム化というような言い方を思っております。

したがいまして、給食センターでいきますと、今、正規対パートというような方、パート、非正規の方、人数みえますけれども、1対1というような割合でやっておりますけれども、給食センターのスリム化でなく、市の行政のスリム化と答えさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

そんなすりかえは必要ないですよ。なぜセンターを委託せないかのかと。行政のスリム化だと。つまり、今の給食センターは相当スリムですがね、これ既に。スリム度といたら。津島市も外部委託したいと、調理をねということでやってきましたが、給食センターをつくるに当たって、なかなか財政が厳しいということで給食センターの建設そのこのがペケになりました。したがって、外部

委託はやめちゃったということですが、私はね、この13人で6,500食を対応しているというのは、相当スリム化が進んでいると、この給食センターについて言えばね。知立市全体がスリムかどうかは、さっきから議論しとるところじゃないですか。改革プランとの関係でどうなんだと、いいのかと。いったら、いや、改革プランそのものでやっていくの大変ですと。お互いの認識一致したところですよ。

そういう点で、給食センター13人で頑張っていると。パートも含めてね。このこと自身は、相当スリムな姿の直営で頑張っておるといふふうには映らないんですか。

○教育部長

1対1ということで、大体5割5割ですので、スリム化にはなつてると思います。給食センターにつきましては。

○高橋委員

給食センターの話しとるんだからね、給食センターは、既に相当スリムだということで一致をしているわけですので、なぜ改めてこのこを委託しなければいけないのかということですね。

ちょっと聞きたいんですが、7,000食を一日に調理をして提供するわけですが、どんな業種業態を考えてみえるんですか。委託、委託と言ってみるけども。7,000食をばつとくということになると、相当力量のあるところじゃなきゃいかんでしょう。どういうところを今、想定されとるんですか、委託する場合の対象業者。

○教育庶務課長

まだ具体的な形では決めておりませんが、今、アウトラインとしては、県内で学校給食、これは県内ってまだ決定事項ではないんですが、私の考え方では県内で学校給食の実績があるような民間業者を考えております。

ただ、数が一定数になりますので、東海までの圏域も必要かなということも思っておりますが、今後、具体的な委託の内容ですとか仕様、そういったことについて検討会を設けて、担当課だけではなくて検討会の中でもう少し詰めていきたいと

考えております。

○高橋委員

例えば安城市も碧南市も高浜市もそれは委託されとるけども、言ってみれば、外郭団体ですよ。知立でいうと都市整備協会、ああいうようなところなんですよ。そこを膨らませて、市のOBや幹部がそこへ出向してやっておられる。だから、言ってみれば芸術創造協会のようなね、全然違いますが、ああいうような形で市が育て上げてきた団体がやってみえる。だから、やおおおと言えば親戚団体ですから、そういう点では、委託とはいえ、余り違和感がないかもしれない。

例えば知立の弁当屋で一番大きいのはどこかしりませんが、例えば魚初とか、あるいは刈谷市、名古屋魚国というところもありますよね、私の浅知恵で思うのは。これはお互いに株式会社なんです。これをもうちよっと規模を広げた県内で給食事業をやっとなるような団体をこれから物色していくということですか。もうちよっとお答えいただけますか。

○教育庶務課長

今現時点では、まだ具体的な詰めをちよっと至っておりません。

ただ、学校給食の受託の全くの経験のない会社については難しいのではないかなど。学校給食の受託の実績のある業者の中で、まずは範囲を考えていきたいなと私としては思っております。

以上です。

○高橋委員

私、新潟のある市へ行ってね、給食センターを民営化されました。民営化されたけども、よく探したが、そんな気の利いた県内業者はないと。新潟県ですからね。委託しようにも委託先がないと。どうされたかといったら、第3セクターみたいなものを立ち上げてね、育てはぐくみ、そして委託をしたと。市役所の所長のOBが、その受託業者の中核になって采配を振ると、こういう組織をつくってやったと。知立市は委託するような業者があるんですかと、こういう御質問だったんですよ。それは大都市ですから、名古屋市も含めて、

それはあるんじゃないですかということなんだけど、受託業者を選定するのに大変苦労されて、さっき言った食の安全ですよ。船場吉兆もいいけども、使い回しをされとった日にはかなわんわけだしね、学校給食の経験があればいいという程度でいいのかと、率直に。それが株式会社を介しておれば利益を上げるということが企業の目的になりますからね、ほんとに株式会社で委託していいのかということになるじゃないですか。

先ほど言ったように、高浜市もこの安城市も施設管理協会なんだわ、知立でいうと。が、請け負ってみえるわけでしょう、給食を。昔、出原氏が事務局長をだったやないですか。副市長が理事長じゃないですか。いいとは思わないけども、すぐ隣にみえる方が親方でね、知り合いの知ってみえる知立の人がつくられるなら、それはそういうことかといってイメージもわくし、施設管理協会が利益を上げる、そのことを主たる任務としている団体ではない。直営がいいけれども、お隣のそういうところならみえてくるのかなという思いはあるけども、例えば株式会社ということはあり得るわけですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後7時55分休憩

午後8時04分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

まだ具体的な形では業者の選定についてはちよっと詰めておりませんが、先ほど高浜市の例で管理協会という話も質問者からちよっとありましたが、前任の方から私の方も聞いておりますのは、県の方から管理協会については好ましくないという形で、管理協会については方式につきましてはそのように聞いております。

それから、ちなみに愛知県下で学校給食の実績のある受託業者は5社あると認識しております。

ただ、その範囲で考えていくのか、それとも全

国給食協議会というのが社団法人としてあります。その中で、愛知県下で16社、これは受託実績の給食のあるところとないところも含めまして、会員として社団法人の給食協議会というのが中部支部としてあります。こういうところも視野に入れながら、今後早急に、それがいいということではなくて、全体的な視野で早急に詰めていきたいと考えております。

○高橋委員

施設管理協会というのはわかりやすい例でひいたただけでね、あれは専ら市役所にのみ仕事を受注するというのは御法度なんですよ。高浜市の市長、なかなかかっこよくやって、何とか平蔵氏が大いに評価して高浜市に行かれたということだけど、あれ御法度なんです。だから施設管理協会方式というのは、近隣でやってるということは紹介しましたが、これは好ましいことじゃありません。

じゃあ、どこにするのかと。いろいろ言われたけども、見たことも聞いたこともないような業者がだつと並べられるわけでしょう。ほんとにそれでいいのかと。財団法人もいわれたけども、あとは株式会社もあるわけですか。なぜそこまでしてかなりスリム化の進んでる学校給食センターがあえて民営化しなきゃならんのかということもちょっとわからないんです、私は。私たちの目の前で現に働いておる人々が言い、そして給食が供給され、それももっとおいしくとかいろいろあるでしょうけども、一応子供たちの思いと気持ちが今、成就しておるわけですから、スリム化という目標で何でこういう業者業態にゆだねなきゃならないのか、さっぱりわからないんですよ。

それでね、しかも前にも議論いたしました。じゃあ、どんだけ経費が安くなるのかということでしょう。これ、試算出してもらいましたよ。そうするとね、給食センターの職員11人おる。正職員が。この職員は、保育所などへ回して、保育所のパートをやめさせてやるわけでしょう。11人が全部退職する。これは必ずしも給食センターの職員じゃなくても結構です。今の保育所の調理員の方がやめるということも含めて、11人の現在の給食セン

ターに配置されている定数が退職になるまでに13年かかるんですよ、この試算でいうと。13年かからないと過剰投資が続くというわけですよ。13年かかって初めて11人の正職員が退職するという事態を迎える。採算ベースでどうかということになりますと、最初はその職員は全部雇うわけですから、正規雇って保育所に入れるわけですから、そのほかに新たに委託契約を結んで委託料払って給食センターの仕事やってもらうわけですから、どんどんお金が必要になります。採算は合わないですよ。そして、この資料でいうと、10年目に初めて単年度で黒字に転化すると。職員の人件費と委託料の差し引きで黒字に転化する。

しかし、今までずっと赤字が累積してるので、これが黒字に転化するのは19年後というわけでしょう。ここに書いてあります。これはおたくたちのつくった資料。なぜこれがスリム化なんですか。なぜこれが知立の委託の必要性を説く上でこういう措置が必要なんですか。19年かかると累計で経費節減にならないというわけでしょう。企画部長、これどうごらんになりますか。こんなことでいいの、委託の正当性が立証できるのこれで。しかも今、業者業態ね、どこでやるのか探しておると。株式会社が入るかもしれない。それは社会的に信用できる人でしょうけども、先ほど言ったような食に関する危ない情報がいっぱいあるわけでしょう。一つ間違ったらどうなるかわかんじやないですか。そういう状況のもとで、しかも財政指標だつてこれだつとこうなる。これでいいですか。

○企画部長

今の資料というのは、ちょっと私、見ておりませんので、何とも申し上げようがございませんが、今、来年度9月からですかね、新しい給食センターがスタートするというときには調理業務は委託をしていくんだというふうに私も認識しております。

ただ、今言われるように、収支がどうかということについては、ちょっと申しわけございません。把握しておりません。

○高橋委員

これはね、教育委員会だけの問題じゃないと思いますよ。確かに原課は教育委員会だけでも。こういう資料が議会で提出されとるんでしょ、正式に。平成19年12月17日、まだこの間のことじゃないですか。これが提出されて議論もありました。今言ったように、19年たたないと正規の職員11人はやめさせるわけにはいきませんから、そのまま保育所の調理員にぶつけるわけです。保育所の調理員のうち、パートはおやめになりますわね。パート押し出して解雇ですよ。もう契約しないと。そうすると保育園の調理員は正職員でざっとわきをかためることになりますね。これは今まで言ってきたこととは違いますよ。正職員でわきをかためるなんて方針はなかった。

しかし、センターを委託するためにそういう措置が必要になる。だから、その人件費は引き続き支弁していかなきゃいかんわけでしょう、正職員は。そのほかに新たにどこどこ企業と委託契約で委託料払わないかん、センターの運営に。これが毎年7,000万円かかるというふうに書いてある。そうやっていくと7,000万円では今、給食センター運営できませんから、その毎年はセンターの委託料は減ってくるけれども、人件費こちらへ丸々抱えていますから、そういう面で、単年度で黒字に転化するのが10年目。そして累積の赤字を埋めて全体が黒字に転化するの19年目ですよ。何のために委託するのというわけです。

これは何で原課だけに任せるんですか。あなたのところのプラン、さっき説明した改革プランがもとですよ。スリムになってないじゃないですか。行政が肥大化するだけじゃないですか、この計画では。19年後になるかもしれんけれども、19年間という時間は支弁一筋ですよ。増額一筋ですよ。これから鉄道高架もやり厳しい財政状況だということに、センター委託することによって人件費がふえていくと、逆に、総体に。何でこれを市教委だけに任せるんですか。企画が音頭を取って、もっともっと具体的、現実的な検討をしなきゃだめじゃないですか。

ほんとに委託がいいのかどうか。よくなければ方向転換をしてやらなきゃうそじゃないですか。こんな資料もらって、ああスリム化になりますなんて、だれが思うんですか。ちょっと意見聞かせてもらいたいですね、私は。教育委員会とりこになっちゃつとるからね、こういう資料出して行く行くいうてみえるけども、そんな一人で行く行くいうとつたって、これでほんとにいいんですかと。だれでもそう思うんじゃないですか。19年後ですよ、総体的に減じてくるのは。こんなのはスリムでも何でもないじゃないですか。肥大化じゃないですか、19年間。

しかも調理する人たちは、さっき言ったように、これから探すわけでしょう。職場乱れてる。どこでどういう悪いものが入ってくるかわからん。この性善説に私は立つとるけども、最近の食に関するこの実態はそういうことでしょう。ほんとに安全で、しかも経費を含めてね、内容はいいのかどうか、検討しなきゃうそじゃないですか。

○企画部長

今、御指摘の10年はいわゆる三角だというお話ですが、そういうことも含めて検討を今までしてきたというふうに思います。確かに19年後でない今までの赤字まで全部クリアができないということのお話ですが、そういうことまで含めて、将来を見据えて委託をしていくんだということだと思います。

したがって、当面は赤字というかもしれませんが、ゆくゆくはそれがプラスに転じてくるんだというふうに私は理解をしております。

○高橋委員

いやいや、19年後だよ。当面というのはね、2年とか3年、ちょっと持ち出しになるかもしれんが、その後スリムになっていくということならわかる。19年後だね、累積赤字が償還されて黒字に転じる。黒字というか経費節減になってくるのは19年後だわね、これ。こんな19年後に経費節減になりますなんていうシナリオを、ほんとにだれが信用するんですか。この19年間経費を拡大していきますよ。当面拡大方針だがね。経費拡大の民間

委託ということじゃないですか。その間にどうなってくるかわかりませんよ。19年なんていう長い間ね、事態はどういうふうに変えてくるかわからないという環境のもとで、19年後にスリムになるから委託がベターだと何でいえるんですか。

総務部長、あんたこれどう思うの。こんなものはスリムでも何でもないじゃないですか。財政の拡大じゃないですか。しかも責任が転嫁されると。市の責任が明確にならないということじゃないですか。株式会社が入ってくると。駐車場と違うんですよ。子供たちの食事をつくる企業ですからね、メンバーですからね、駐車場とは違うと思うんですよ。どう思われますか。市教委に任せておいていいですか。ちょっと財政担当の意見を聞かせてくださいよ。これでスリムですか。

○総務部長

財政的な見地から答弁をするということになりますと、大変考え方の基点の違うところもあるにはあるわけでごさいます、例えば民間委託の是非を経費が拡大するか、縮小するかという部分で、今の実態の数字でいくと、それは一定の期間については拡大ということがみえるかもしれませんが、しかし、一定の年数が過ぎればそこからは変わるということもあります。

じゃあ、それいくとときに、僕の意見だけです。現在11人おる正規職員が、一人ずつ退職していくものの補充を今の臨時職員で賄って行って、それで例えば五、六人になっていったときに、そういう方の移行性ということで、それが是というならばそれは一つの選択肢であると思いますし、今の時点でとらえていくと一定の期間というものは、それは拡大というか、片方には当然正規職員の780万円という平均賃金がかかるわけですので、その分になるかもしれませんが、トータルでいくと長い平成40年になりますけども、そこにいくか、それより前に淘汰されていくかということは、また現実問題としては変わってくるかもしれませんが、そんな感触を受けております。

○高橋委員

これはね、現在のメンバーで給食センターを運

営するのに人件費が900万円かかるというわけですよ。だから1人正規がやめられれば補充しなくていいのかと。900万円は今の体制でやろうと思うと900万円かかると。11人の常任体制で。これが6人になり、5人になってもいいのかと。パートばかりでいいのかと。それはそれで考えなきゃいけません。

しかし、現時点で委託にウイングを切ることがほんとに妥当かと、現時点でね。私は、先ほど申し上げたように、9,000万円、しかも類似市からいったって、相当スリムになってる。この関係で直営を続けていくということで19年間にわたって歳出が拡大されるという環境を阻止できると。その向こうに何があるか、またそれは考えればいいでしょう。19年後の話だから。

だから、19年後に経費が節減できるからスリム化で委託だという議論になってきますと、これは委託先にありきで、なんしょかんしょ委託なんだという委託亡者の皆さんのかたくなな発想かなと、こういうふうには思わざるを得ないんですよ。ちょっと答弁していただいて、所管外で答弁していただいて決めつけるような言い方は大変失礼やっただと思うんだけど、そういう環境にあるということは、きょう皆さん企画部門も総務部門もね、ぜひ御承知おきをいただきたいというふうに思うんです。

それでね、時間がないんで端的に伺いますが、こういうことですよ。派遣ではなくて委託が成立する、偽装請負ではなくて、きちっとした委託が成立する案件、これは議会でも何度もやってきたんですが、これは政府の見解として法律の解釈、事故の責任と負担で準備し、これは給食センターを想起してくださいね。自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もしくは機材（業務上必要な簡易な工具を除く）または材料もしくは資材により業務を処理すること、これが偽装請負ではなくて正規の請負として成就できる条件なんですよ。自己の責任で負担をし、準備し、調達する機械、設備もしくは機材、または資材により業務を処理する。つまり、発注者から名実ともに独立し

た受注関係がないと、これはだめだということですね。それで議論されたのが二つなんです。

一つは、調理機器、これを無償で与えていいのかと。例えば株式会社が入ってきて、市民の血税でつくった調理機器を無償で提供していいのか。それはだめだと。双務協定でやりなさいと。あれ4億円かかりましたよ、総務部長。私の認識では、10年償却として1年で4,000万円ですよ。4,000万円受け持たせるのかといたら、これは委託はパンクですわ。9,000万円ではおさまりません。とんでもない話でね、おさまりませんが、そういう双務契約を結んできちっとしなさいと。

もう一つは、こういうことがあるんです。これは厚生労働省の見解です。こうした事態を受けて、何が要るかという、市が食材を一括購入し、業者に有償で提供することだけでそういうことをしなさいということを言っています。受託業者が市から提供される食材を有償で購入することや設備の資材等の使用を市と独立した双務協定を結ぶという趣旨なんだと、これが独立したということなんだということを言っています。

だから機器の双務契約あわせて給食食材もその業者が買うんだと、一括して購入するんだと。その場合に、市がこういう食材にしなさいよ、こういうものはだめですよ、これですよといってメニューと合わせて食材を選定しますが、買うのは業者だと、こういうことが成立しないと一括して請負とは認定できないと、こう言っとるんです。

教育庶務課長ね、そういうことで双務契約を一体どうするのか、幾らで貸すのか、4億円のもの。あるいは食材は伝票方式でやるということは、結局買えということをおっしゃるんです。そういうことを含めて大丈夫ですか、偽装請負にならないような業者の選定というのは。

○教育庶務課長

機器の有償の双務契約については、委員の御指摘のように、有償ということが前提になっております。今お話のあった債務負担の購入金額が約4億円近くになっておりますので、それを何年で償却するか、また、今質問者がおっしゃったように、

10年でも1年4,000万円になりますので、それを委託という格好では計算の中に含めるというのは金額的に感覚的にどうかというふうに考えております。

知立市の条例の中に、公益上必要がある場合について時価よりも低い価格で貸し付けることができるという規定がありますので、これをどう考えていくかというのを今後また早急に詰めていきたいと、まずその点については考えております。

それから、2点目の食材につきましては、この3月議会以降につきましても県教委、それから、文部科学省、厚生労働省と調整してもらった結果、それと私の方も愛知労働局に数回足を運びまして確認した中では、食材については、市で従来お話ししております献立と食材の購入については市が責任を持ってやっていくということの中で、お話しした状況では食材について市でやっていけないという話は一度も出てきておりません。ですから、これは伝票によってその受け取りを確認していかないかということとは当然ありますが、食材まで業者にやらせなければだめだというお話は聞いておりません。

以上です。

○高橋委員

これは7月15日、厚生労働省との交渉の中で出た意見で、厚労省は、業務遂行で受託者の独自性が確保されるかどうかということについてどのような回答をしたということについて次のような回答をしたということで先ほどいった部分がございます。すなわち、市から提供される食材を有償で購入することや設備や資材等の費用を市との独立した双務契約を結ぶという趣旨なんだと。だから伝票ももちろん最小限度のことでしょうが、有償で購入しなさいと。もちろんそれは業者の自由には選定できないですから市の方が管理栄養士を含めて献立をつくり、その献立表に沿って重要で必要な安全な食材を選定して、その選定のもとで受託業者に有償でそれを購入させるということが必要だというふうに言っておるんですよ。これは7月15日、厚生労働省の見解ですよ。

こうした点を考えていきますと、しかも双務契

約が1年4,000万円の減価償却をそのまま乗せないにしてもね、ここにうたわれている委託費用7,075万7,000円、これがコンスタントだということでやってみえるんですね、計算の原点になっている。委託契約の費用は7,075万7,000円、市の方の現行で人件費が9,100万円、その差が2,000万円ある。11人の職員が退職するのに13年かかると、こういう計算なんですよ。これで有償契約でもう少しお金をいただくと。もっとたくさんいただくということになれば、これはもうがらがらと音を立てて崩れていくじゃないですか。9,000万円を超えるような委託契約になる。そういうことあり得るんでしょう。

私はね、そういう指摘を受けながら、なおかつこの委託こそ最良の策だといういわば委託中心主義の発想や考え方を改めていただきたいと思いますが、教育長どうですか。

○教育長

調理業務の民間委託の件でありますけども、やはりまず偽装請負にはなつてはいけないということで、庶務課長もいろいろとあつてならないということがまず一つであります。

それから、今の食材の問題、そして調理機器の双務契約のことについても教育庶務課長が申し上げたとおりであります。

それから、もう一つ、給食センターの民間委託によって食育の問題でありますけども、現在も一般質問の中にも中島議員からもお話がありました。今年度から栄養教諭の配置というのがありました。そして学校の栄養食育とあわせて給食センターの仕事もするということでもあります。今年度、県では新たに5名の栄養教諭に採用が決まっております。今までの栄養職員という採用はこれからはないということになりますと、栄養教諭がだんだんとふえてくると。そうすると、学校教育の中へは栄養教諭はそちらの方へやる。給食センターの仕事もやらなければいけない。物理的にいうと、かなり大変な仕事になってくるということでもあります。そういう中で、給食センターの方がある程度民間委託、これがさっき言ったように、法的にク

リアできなければこれは問題あるわけですけども、そういうことが可能であればそういうことを進めることによって学校の食育の指導も充実していくのではないかと、そんなふうに思っております。

昨年度、民間委託をやっている給食センターへ行って参りました。そのときに、学校の先生方の話は、給食は変わらないよということと、給食センターの栄養士、知立と同じ3人おりましたけども、今、民間委託やっとするので、私たちが時には3人外へ出ても何とかやっつけていけますよということ。ただ、毎週打ち合わせをやっております。そして最後に言われたのは、やはり委託業者ですよ。委託業者がきちっとした業者であれば安心して委託ができると、そんな話をしておりました。

以上であります。

○高橋委員

今ね、直営で管理栄養士含めて一生懸命頑張つていただいている。それにまさる委託業者が私はあるのかなというふうに思うんですね。

私、ある学校の校長先生にお会いしてお話したんですが、それは一番いいのはね、単独自校方式直営なんですよ、給食というのは。これは私たち実感してきましたがね。私たちも単独自校方式でやってきました。調理員の顔を見、そしてこのメニューのおいがる、そして空腹で腹が鳴る、そしてこの給食係の男の子や女の子が一緒につくって持って来て一緒に食べる、これがやっぱり家庭の味だし、団らんだし、今そこが壊れているからこそ食が問題になり、食育方針を立てて、立て直さなきゃならん。その大前提をいわば自治体の方が合理主義で壊してきた、センター方式にした。そのセンター方式の直営でさえ教育長の答弁をして今のような答弁ですからね、私はほんとに寂しい思いがしてなりません。

じゃあ、食育基本方針で何を立てるのかと。直営のお母さんたちがほんとに頑張つてやったださることが経費的にも9,000万円でおさまっているにもかかわらず、なぜそれを民間委託に取っかえることが食育のプラスになるのか。それは業者次第だという説もあるんですが、私は、給食の原

点を教育長お忘れになってるんじゃないかというふうに思えてなりません。大変残念ですが、私は、改めて先ほど申し上げた一連の趣旨から、学校教育の中心である食育の要である給食センターの調理部門の委託については断じて容認することはできないということは、ぜひひとつはっきり申し上げておきたい。

できればお母さんたちの意向もさらに上乘せできるような、そういう機会もつくっていききたいということを改めて申し上げておきたい。これがまかり通るなんてことは私はね、経費の上からも絶対プラスにはならんということを改めて申し上げておきます。

最後にしたいと思いますが、学力テストですね、教育長、本会議でいろいろおっしゃいました。これ、新聞の切り抜きなんです。自民党内でも全国学力テストは不要だという議論があるということを書いた記事ですね。

全国一斉学力テストは税金のむだ遣いであり、今のままなら不要だと自民党内の議論でこんな声が上がりましたというのがリードの部分です。自民党の中のむだ遣い撲滅プロジェクトチーム、これは座長に河野太郎氏、洋平さんの息子ですが、太郎氏が座長を務める。太郎氏は何と言ってるか。なぜ全員に対する調査で毎年やらなければならないのか。例えば5年に一度の試験として、その間、サンプル調査として経過変化を追ったらどうか。サンプル調査にしてコストを削減すべきだ。各児童・生徒の学力は各学校や各自治体レベルで把握すれば十分ではないか、河野氏はそう言ってみえます。

全国一斉学力テストは2006年度に準備事業として21億円、2007年度には60億円、2008年度には62億円をかけてやったというんですね。小学校6年生と中学校3年生230万人を対象にやった。能力見るなら何もサンプル調査でいいじゃないか。これは自民党の関係者の発言です。

教育長、本会議ではね、ずっとやることはいかかなものかと思うけども、三、四年はやったらどうだと、こんなことも折衷案的におっしゃって

るわけですが、この河野太郎氏の御意見については、どう思われますか。

○教育長

いろんな意見があると思います。確かに例えば国が全国の傾向を見る、今の状況を見るということであれば、しっかり調査をしなくても抽出調査でいいわけであります。今回は、すべての子供たちを対象にして、それを各学校で指導に生かすという観点で行っているわけであります。私もあそこでお話させていただきましたけども、4月23日の中日新聞にもそういう記事が載っております。全国学力テスト232万人参加、文科省5年継続の意向ということで、社説では5年も続けるのかというような社説があります。私もこのところを読んで、うなづけるところもあるわけであります。1年、2年でそれで終わってしまうのではなくて、もう少しやっていくことも大切なことだなと。

例えば今回いろんなものを見ておきますと、学校によっては当然ばらつきがありますし、そのばらつきが一回だとわからない。小集団で平均等出てきますので、そうすると学年によってかなり違ってくる。そういうものがあって、学校運営、校長先生方にも今回のものを分析して自分ところの学校経営がどうであったかということも検討してくださいということはあるわけでありますけども、しかし、まだ4月9日の朝日新聞の全国学力調査の内容では、これをもとに我々教育長でもお話し合いをしたわけでありますけども、やっぱり活用の部分、これをどう活用していくかということはこれから少し考えていかなければいけないのではないかというような意見もありました。5年を超えて行うということは、まずないであろうと私は思っております。

以上であります。

○高橋委員

教育長の理念がなかなか私、質疑しとつても見えてこないんですね。世論の折衷案みたいなことをおっしゃる。どうも教育長というのは、そういう折衷主義かなと、大変失礼な言い方だけでも、そんなふうに映ってしょうがないんですよ。

文科省もそういうことはよく承知しているので、実施要領に次のようなことが明記されております。この学力テストは、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮し、適切に取り扱おうと、こういうふうに言ってます。これで初めて、これで2回終わるんですが、これでもう少しやっていくわけですね。そうしましたらね、いよいよ本音が出てきました。一人は橋下大阪知事ですね。大阪の学力テストの成績は低位なんです。低いんです。1位が秋田ですが、一番低い。彼は何と言ったか。このざまは何だと。2年連続低位ではないかということで、県教委をどしかったというんですね。そして市町村教育委員会に、この結果を公表せよと。もし公表しないようなら県の補助金で強弱をつけるぞと、いいなと、橋下知事は、そうすごんだというんですね。

つまり、大阪では、これを公表せよという懸念していた内容が知事をして突出し始めた。秋田県は、これトップなんです。秋田県の寺田知事も市町村の公表を私としてはぜひやってほしいということで市町村を知事が督励すると、こういう事態が起こってる。鳥取県の知事も同じようにテスト結果の公表、公開、非公開は市町村の予算措置に影響を与えますよというようなことを言い始めた。いよいよ知事をして本音が出てきたんです。なぜこの学力テストをやらせるのか。結局序列化なんだと。文科省もそれに担っ取るけども、そうやると世間が強い反発があるので、先ほど申し上げたように、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮してと、こう言ってきたけども、結局こういう世論が出てきて、これ押されていくでしょう、多分このままいくと。東京なんかは、今、学校区が自由になって、子供の集まらない学校ができてきてあると。A学校には人が集まるが、B学校には集まらなと。まさに序列化。こんなことでいいのかということが言われていますが、こういうことに結局つながっていくんじゃないですか、教育長、このまま続ければ。

私は、犬山市は犬山市でいろいろ御批判があるけども、教育者として一つの節度を示された、一

つの考え方を示されたという点では、私はなるほどと、そういうことなのかというふうに乗っておるわけですが、教育長ね、3年から4年というのは、まさに折衷案、よくわからんのだ、あなたの意見は。何で3年か4年なんですか。

それから、公表はすべきでないというふうにずっとおっしゃってるけども、公表はしないということは引き続き明言していただけますか。

そして、ぼつぼつ終えんしたらどうだというぐらいの御発言できないですか。

○教育長

まず、公表の件でありますけども、愛知県においては市町村教育委員会のものは公表しないということであります。

知立市におきましても、今週、定例教育委員会がありますので、そこで知立市の判断について昨年度と同様、知立市における小・中学校全体の結果を公表しない、学校名を明らかにした公表はしない、各小・中学校は自校の結果を公表しない、この3点については昨年度も各学校へお話ししたところであります。今年度もこの方向でいきたいと思っております。

それから、なぜ三、四年かということでもありますけども、既に来年度、再来年度の日程がきております。もうしばらく行っていくことも大切だなということは思っておりますし、それで3回でやめてしまったら大変知立市は困るのかといわれましてもそんなには困らないわけでもありますけども、文科省の方向は5年ということになっておりますけども、三、四年ぐらいかなど。これは確たる根拠はありませんけども、そんな思いを持っております。

○高橋委員

秋田県が1位の成績をおさめたんですが、この秋田県の6年生の担任がこういうことを言ってみるんですね。

担任は、前回より悪い成績を取ってはならないという大きなプレッシャーがありました。私も心ならずも前回の学力テストの問題をやらせたり、類似の問題集を集めて市販の問題集とあわせて子

供たちにやらせてしまいました。先生によっては、6年生の新学期が始まってから、ほとんどの時間をテスト対策に充てたという人もいます。そうすると学校づくりにも影響しますというね、1位の秋田の6年生担任がこういうふうにご発表してますよね。何でこんなことのためにテストをやらせて、当たりをつけていい成績を取らせようとプレッシャーになつるというわけだよ、先生が。このところが一番の大事なところであって、これを今、紹介した3人の知事は公開せよといって迫る。予算査定で影響するよといっておどすという事態になってる。これはまさに異常そのものですよね。これ学力テストのなせるわざだと思います。

その問題の犬山市なんですが、田中市長は、教育委員会を何とか賛成させたいと、学力テストでということ、新しい委員を委嘱することにしたというんですね。その委員が、実は市長に献金しとったということが出ましたよ、8月27日に新聞に。何たることだと。独立した行政機関である市教委が、市長の意のままにならんわけだから委員を差しかえると。その差しかえの委員から献金もらっておったと、市長が。こういうとんでもない話にまで発展しているんです。

私は、そういう意味で、教育長なかなか言葉をきちっとおっしゃらなくて、何をお考えなのかとても私、心配だし、よくわかりませんよね、おっしゃってること。しかも学力テストの問題では世論が二分しております。むしろ最近はその間に長いことやる必要ないじゃないのという声が多数だと思います。改めて教育長の所見を伺いたい。いかがですか。

それから、もう一つ、学校教育課長の問題に関連して承って終わりとしたいんですが、6月議会で私は、県派遣教育主事お二人の時間外手当について聞かせていただきました。教育調整額として諸手当を除く給料の4%が一般的に支払われているということでありまして、この是正を私、求めました。県派遣教育主事のお二人については、全くこの対象にもなってない。あなたは何と答弁されたかという、近隣市を見ますと、私どもと同

じようなところや、それから教育調整額相当の手当を出しているところ、あるいは時間外を独自につけているところ、いろんな形でやってるので検討したいと、大至急と答弁されましたが、その後どうなったんでしょうか。

○教育長

学力テストの話でありますけれども、先ほどもお話ししましたが、今回2回目ということでありまして。新聞報道によると、5回程度は実施するというふうに報道されておりますけれども、来年、再来年ぐらひは恐らく実施していただろうと思っております。そういうものを学校の方が強く拒否すれば別でありますけれども、校長会あるいは保護者、教育長会等もやっていこうじゃないかということでもありますので、そうした市民の要望あるいは学校の先生方の。ただし、これを実施して、いかに活用していくかということのこのあたりをもう少し力を注いでいきたいと思っております。

○教育部長

6月議会の派遣職員の関係でございますけれども、派遣職員につきましては、管理職手当がございませんので、時間外を命令した場合は時間外をつけるということで、現在8月1日からその方向で進んでおります。

以上でございます。

○高橋委員

8月1日からその方向で進んでいるとおっしゃるけれども、時間外手当が払われているということですか。

6月議会の私の質問が具体的に実践されてますよということを今おっしゃったんですか、教育部長。

○学校教育課長

8月から私の方で命令を出して時間外手当をつけております。9月16日の給料から入っております。8月分ということで時間外をつけております。

○高橋委員

その時間外のつけ方は、市の一般職の例に沿ってつけていただいておりますか、比率。あるいは私が紹介した4%相当額ということなのか、市

の職員並みのこの比率でやっていただいているのか、それはどちらなんですか。

それから、私が命ずる残業というふうにおっしゃったんだけど、私も結構残業やるんですが、毎日2回は学校教育課長、御苦労さんだと思うんだけど、おみえになりますよ。一般的にああいう形態で県派遣主事が仕事をしているということが残業しているということだという置きかえでいいんですか。どうなんですか。私が命ずる残業というのはどういうことなんですか。

○学校教育課長

まず、市の職員の方と同じように時間外手当をつけております。

それで私が命ずるといって、ちょっと言い方がまじったわけですけども、やはり仕事の内容等いろいろありますけども、勤務時間外にどうしても必要な場合という考え方があります。

○高橋委員

難しいことおっしゃるんで、私はわからんけども、私は帰り際に、もっと声をかけていった方がええですかね。学校教育課長、きょうは命じられた残業ですか、命じられてない残業ですかと。いやみっぽく言っちゃいかんと思うけど、あそこでああいう形態で仕事をされているということは命じられた残業であるという理解でいいのかどうかですよ。命じられた残業以外のものもあるわけですか。そこが問題ですよ。

○学校教育課長

両方あると思います。自主的にということもありません。

○高橋委員

自主的な残業というものはあるんですか。私はないと思いますね。つまり、お仕事がお好きで、自主的に5時過ぎても、課長は、そんなん君やる必要ないよと、命じてないぞと。いやいや、私これをやりたいんですって自主的にやると。それは対象外ということですか。そんなことがあるんですか。それはちょっと私、違うと思いますね。

さっき私、副市長に人事について働いとる職員の気持ちにもならなきゃいかんよということをお

し上げたけど、学校教育課長それはちょっと課長職として部下に対する対応としてはよくない話じゃないですか。そんな命令せんで自主的にやる人なんかいないですよ。また、そうすべきじゃないですよ、そんなことは。どうなんですか。自主的なものと命令的なものは、どこで区別されるんですか。

○学校教育課長

私の考えでいきますと、私自身、例えば来週を見通したときに、来週月、火、水、木、金とこの予定があるといったときに、自分としてやっておかなければならないことを自分で行うわけですね。それということがあるわけです。

あと、もう一方では、例えば校長会のための資料づくりとかも、みんなでそろってやらなければ資料ができないという場合は、明らかにあしたのこまでというような制限をつけます。その違いが少しあるかなというふうに考えます。

以上です。

○高橋委員

前段は自主的な残業だが、後半は命じられた残業と、こういうことですか。

○学校教育課長

自主的な残業というそういう時間外ですね、自主的なというところは、そういう言い方をすべきではないというふうに考えています。

○高橋委員

私たちでも、だれも拘束しないですよ。日ごろの活動はね。だけど、この仕事とこの仕事を今週やらなきゃいかんと。あしたはこの日程、あさってはこの日程、その次は議会だと。やれへんと。きょうやっとなかいかんと。いいとこまできたけどお客さんが来ちゃってだね、やれへんかったと。5時済んだと。しかし、それやらなかったら自分の責任果たせないじゃないですか。あしたの日程わかるとるんだから。それやりますよね。それは自主的な残業ということで残業手当の対象にしないということですか。聞かせてもらいたいです。

○学校教育課長

8月においては、しておりません。

以上です。

○高橋委員

じゃあ、どういうときに残業手当の対象になるんですか。あした校長会があると。しかし、校長会はまだ既に日程わかるとるんでしょう。どういう資料が要るかというのは、おおむねわかっているじゃないですか。だったら事前に自分で段取りして、あなたのやるべきことはわかるとるんだから、自分で準備してやりなさいと。5時までにはできなきゃそれは自主残業だねと、自主的な業務だねということで全部置きかえとるじゃないですか、そういうことであれば。

それがね、課長職として部下の先生に対する対応だとしたら、これちょっと教育委員会間違っているじゃないですか、大変恐縮だけでも。働いてもらうということについての一般常識が。

もちろんね、タイムカードはないけども、ぶらぶらしておると、明らかに。そんなものは残業じゃないですよ。しかし、一生懸命パソコン打ちやってみえる。その人の日程はいろいろある。だからきょうここでやっつけていかなきゃ自分の責任が果たせないからやっつけてみえるじゃないですか。だったらそれは命じられようが、命じられまいが、自主的であろうが、その自分の与えられた任務を遂行するために5時を超えて時間を費やしてみえるんだから、それは相当の給付をしてあげなかったらね、それはもたんじゃないですか。労働力というのは商品なんだからね。労働力というのは売ってるわけですよ、労働者というのは、商品として。その商品が、あなたの思いでやっ取る商品だから、これは価値がないと。私が命じればそれは商品として成り立つんだということになると、これは私、ちょっと問題ではないかと、その判断を課長職がされるということは。きょうの部下の仕事ぶりは、おれの命じたものじゃないから残業手当が出ない。きょうはつける、これは課長職が判断をする内容じゃないでしょう。どう思いますか、部長。

○教育部長

お二人につきましては、職員と同じ市が残業を払いますので、職員と同じような時間外命令をし

ておりますので、必ず所属長の命令がないと給料には反映されないということでございますので、職員と同じシステムでパソコンで時間外命令というような形でやらさせていただいております。

○高橋委員

それはいいですよ。建前はそれでいいですよ。

ただし、職場長がみえるんだわ、教育委員会の場合。ほかは皆帰りますがね、極端なことをいうと。一緒に残るとる課長職の中にはみえますよ。だけど、ほとんどの人は帰られますがね。そうすると、残業のつかない人たちが一生懸命やられますがね。それは例えば2時間やったと。それを翌日、課長が追認するわけだわ。おれおらんかったけど2時間やったと。それじゃあ2時間だねと。学校教育課長みえるもんでね、現場に。ここは違うんだわ。学校教育課長いわく、私が命じた資料づくりなら残業としてカウントしてあげるけども、私が命じてないものについては全体の段取りの中で処理すればいいけども、それは自主的に5時を過ぎてやっってみえるということについては残業手当にしないよと、こうおっしゃるとるわけでしょう。

学校教育課長みえなさいいいですよ、5時に帰られれば。あなたのおっしゃるとおりでいいんだわ、部長の。学校教育課長みえるもんで、まじめで。これたまらんがね。同じ5時過ぎとつても命じられた仕事と命じられない仕事があったんではね、これは職員さんは私、知りませんが、どんな心境か。しかし、労働の質を上司が決めるということは、それはちょっと越権行為じゃありませんか。遊んどって仕事やっとなきゃ注意しなさいよ。だめじゃないか、君、そんなことじゃあ。残業手当出せないよと。だけど一生懸命やっってみえる。それは命じられたものじゃないと思うかもしれんけど、そのサイクルでやらなさいかん仕事としてね、やらんでもいい仕事をやっているなら帰りなさいと。私がここにいるから帰れないのと、課長職がいるから、あなた遠慮して帰らないのというんなら、帰してくださいよ。学校教育課長も早く帰ると、そういう日は。当たり前前にこれやっ

てもらわないかと。10時になってもつくれというやつは、これは命令ですから残業手当つくけども、そうじゃないやつは残業にしないと。これはちょっとね、そこまで上司は労働の中身を決めることはできないでしょう。どうですか、部長答弁してくださいよ。

○教育部長

先生方につきましては、時間外というのが余りぴんとこないものですから、先ほどあのような発言になってしまったと思いますけれども、市の庶務事務の様式によりまして、市の職員と同じように職務命令を出して時間外に反映させるということでございますので、私も早く帰りますので、その実態はよくわかりませんが、職員と同じようなシステムで給料を支払いさせていただいております。よろしく願いいたします。

○高橋委員

総論はいいんだわ。しかし、これね、大事な問題ですよ。対象者お二人だけでも。

それで、5時を過ぎて仕事をしていても残業にカウントされないということがあること自身がおかしいんですよ。

ちょっと聞きますが、8月1日から採用するということは、何時間残業ついてるんですか。

○学校教育課長

18時間です。

○高橋委員

私も時々はあるその前を通るけども、18時間じゃ済まないでしょう。私も早く帰りたいけども、能力がなくてね。学校教育課長から言えば自主残業だ、私も。命じられたものじゃない。私やりくりの中で、かきつぱたができんもんで、しょうがない。やらなきゃ発行できないからやっとなるだけの話ですが。やりたくないけども、時間過ぎて。そうすると7時でも8時でも下へ下がっていくと、まだ全部先生みえますがね。それで18時間じゃあ、これはちっと違う。

教育部長ね、あなたほんとに無責任だよ、そんな答弁でよしとしちゃあ。職員と同じようなことでやれば、学校教育課長にレクチャーして、だめ

だと、それは。学校教育課長は今までこの4%の世界で生きてみえたんだから、そういう観念はないかもしれないけども、この際、市役所の残業というのはこういうものなんですよと。もうあなた帰ってくださいと。いつまでもおるのが仕事じゃない。体休めてくださいというときには、みずから退社して、若い指導主事の方にも帰ってもらうと。私は、残業こてこてやって頑張りなさいということをお願いいたしません。早く5時に終わって帰っていただきたい。しかし、学校の先生が残るとるのに指導主事は帰れるのかという議論があったからね、必要な仕事をやってみえるなら残業手当を払ってあげないかんじゃないのかということをお願いしているだけのお話ですよ。学校教育課長ちょっときついことを申し上げましたけども、教育部長ね、市役所と同じようなパターンだというなら、自主的に5時過ぎるのも命じられて5時過ぎるのも同じものだというふうにしなくちゃいかんのではないですか。

○教育部長

やはり時間外につきましては、所属長の命令でございますので、自主的に市役所におるというのもおかしな話ですけども、そこら辺よく課長と話し合いたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

デスクに向かってワープロをたたいてみえるんですよ、パソコンを。まさか個人的なラブレターを打ってみえると思いませんよ、私は。だってデスクに座って仕事やってみえますがね。あなたの言い分だと、職員というのは命じられた残業をやる者と、命じられない残業をやる者がおるんだと、教育委員会の当該の今の話以外で。それは所属長が命じたり命じてなかったりしてるんだと。だから命じていない5時過ぎのものについては残業手当を払ってないというのは、一般的にあるんですか、他の課で。ちょっと聞かせてくださいよ。

○教育部長

他の課はよくわかりませんが、私も若い

ころにはそういうちょっと書類ができんなどというときは、若干残ったりしたことがございますけども、自分の能力のなさというようなことで、時間外はなしでですね、そういうようなことはあったと記憶しております。

○高橋委員

あなた長く秘書課長をやってきた方でしょう。

秘書課長、今、前秘書課長がそう言ってみえるけども、自主的な残業と命じられた残業と2種類あるんですか、5時過ぎの仕事というのは。そうやって分けてあなた方対応してるんですか、秘書課として。はっきりさせてください。

○秘書課長

時間外において職務を行っておれば、当然時間外勤務ということで時間外命令を出して申請してやっていくというのが筋だと思います。

○高橋委員

これ明確じゃないですか、今の現職の秘書課長が。

つまり、時間外にこの仕事をしている。これは命じられてやっているんだと。一々命じとるんですか、ちょっと聞きますが。総務部長、命じとるんですか。あなたこれやるときなさい。2時間やりなさい。企画部長、命じとるんですか、部下に。あなた、ちゃんと居残らなきゃいかんじゃないですか、終わるまで。

私は、秘書課長が言われたように、それは追認になるけどね、デスクワークしとったと。それで余りデスクワークが長くて残業多ければね、何でもそんな多いのと言って現状を分析したり指導せないかんと思いますが、5時過ぎてデスクワークしとれば基本的に命令を受けて仕事をしているということだとおっしゃってるわけじゃないですか。そういうもんじゃないですか。

教育部長のところは、そうやって二刀流の5時降の業務があるんですか。あなたが個人的に昔若いころに自分の能力不足を叱咤する意味で、例えば5時半までやった。30分残業はもらえるかもしれんけど、これはしないということで叱咤の意味でやった。それはあなたの人生観でやればいい

ことであって、管理職としてそういうことをもって普遍化するなんてことはおかしいですよ。どうですか。そういう趣旨で学校教育課長について、残業の2種類論についてただしていただき、5時過ぎにデスクワークしとれば、現職秘書課長のおっしゃるような対応をするということでお約束いただけますか。

○学校教育課長

今後は委員のおっしゃるとおり、そのような対応をしていきたいと思っております。

○高橋委員

ようわかりました。学校教育課長ごめんなさいね、ちょっと強いことを言いまして。4%の調整手当で労働してみえた学校教育課長の思いとしてね、そういうものがあったということは理解いたしますが、きょうの質疑で、次からは秘書課長の答弁のごとく、5時を過ぎて業務をしておる場合は命令による業務の遂行だというふうにしていただくという答弁がありましたので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思っております。

委員長、ありがとうございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対す反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について挙手により採決します。認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成19年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成19年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成19年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

陳情第11号 学校規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○山崎委員

この陳情第11号に関しまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

現在、学級規模の縮小は、各自治体において段階的に行われており、その効果も確認されているところでもあります。子供たち一人一人に行き届いた教育を実現するためには、子供たちに、よりきめ細かな指導が可能となる小人数学級の実現は不可欠であると考えます。

しかしながら、各自治体単位で行う場合、財政負担等の問題により今後の推進には幾つかの課題も残っております。したがって、学級規模の縮小に関して問題である財政負担は、陳情書にあるように、今後、国単位、国段階で考えていかなければならないと考えます。

また、昨今、教職員の定数増が求められておりますが、その背景には核家族化などによって学校、

または教師に求められる役割がさらに大きくなり、また、社会状況の変化により生徒や保護者への対応も非常に難しくなってきたことにあると考えます。

さらに教師の教務時間は文科省の調査では、残業はもちろんのこと、自宅に戻ってからの持ち帰り作業、または休日出勤、地域行事の参加、部活やクラブの対応を考えると、過労死ラインを超えているといわれております。教師がこのようなゆとりもない切迫した状況では、その生徒たちにしっかりと教育、指導ができないと考えております。そうした意味から、教員をふやし、一つの学級の児童・生徒数の規模を縮小することは緊急の課題だと思っております。

よって、この陳情第11号は採択をお願いします。

○村上委員

私の方から、この陳情第11号に対して賛成の立場ということなものですから、あえて言うこともないかと思いますが、今回この陳情は、過去五、六年ずっと同一の観点で出されております。それでいろいろ出されておるわけなんです、なかなか実現ができないということで、今回あえて賛成の立場で5点ほど述べさせていただきたいと思っております。

まず一点は、国の第8次定数改善計画は、小学校の1年生35人程度の学級など学級規模の縮小と。特別支援教育の教員定数の改善が盛り込まれています。

それから2点目には、国は財政状況が厳しく、人件費の削減により教員の定数改善は、いまだに行われていないと。

3点目は、平成16年から国は地方に対して少人数学級や少人数授業の実施など学級規模において地方独自で取り組むことに努めてきました。国は、地方への押しつけなど教育の地方分権化が進みましたが、学級規模については、国が責任を持ってこれはきちっと教育ということで行うべきであると。

4点目には、国の教育投資、これについては、ついこの間9月10日、中日新聞にうたわれており

ますが、OECDの加盟28カ国の中でも最低であり、GTP費の3.4%であると報道されております。GTP費では、各国の税収体系に違いなどがあるため見方を少し変えてみますと、国、そして地方合わせた教育の投資がどうなっているのか。少しこれはデータが古いんですが、平成16年ということで教育の質の割合で見えますと、日本が9.8%、アメリカで14.4%、イギリスで11.7%、フランスで10.8%というところであります。日本の教育投資は非常に少ないということがいえるかと思えます。

そして最後の5点目なんですが、新学習指導要領では、子供たちの生きる力をはぐくむために基礎学力の向上などを掲げており、授業時間の増加を行うことになっている。教員の定数改善もあわせてしっかり行わなければならないということで、以上5点の理由から本陳情に対して、あえて賛成討論に参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

○高橋委員

本陳情に賛成をいたします。陳情の概要は2点です。国段階における学級規模縮小を実現すること。いま一つは、次期定数改善計画を早期に実現すること。

私、6月議会でも先生方の多忙な実態について触れさせていただき、これでいいのかと。先生の多忙を解消するには二つだと。一つは、少人数学級の実現、もう一つは、先生が教科を担当する持ち時間を減らす。この二つを通じて先生が新たな学級経営に意欲的に取り組むことができるんじゃないかというふうに主張いたしました。

教育長は、私の申し上げていることを一応理解をしていただき、国に要求していくんだというふうにおっしゃいました。それはすなわち、国段階における学級規模縮小であり、いま一つは、定員の増員であり、改善をすることだというふうな中身であります。そういう意味合いを含めて、本陳情に賛成をし、実現させるように強く求めたいと思います。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、これより採決に入ります。

陳情第11号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第11号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたものに伴い、意見書の案文について御協議願います。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、貼付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案につきましては、提出者は副委員長、賛成者は委員長及び議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後9時20分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長